

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画

(修正素案)

平成 3 0 年 1 1 月

茅 ヶ 崎 市 防 災 会 議

茅ヶ崎市地域防災計画

地震災害対策計画

茅ヶ崎市の防災ビジョン

- ◇市民と行政等が一体となった防災体制の確立
- ◇災害に強いちがさき
- ◇広域応援・受援体制の確立
- ◇市民と地域の絆で築く共生社会の実現

構成概要

【地震災害対策計画】

構 成		名 称	概 要
総 則	第 1 章	地震災害対策の計画的な推進	地震災害対策計画は、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を構築して、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するとともに災害への備えを強固にし、災害発生時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とします。
地震災害予防計画	第 2 章	災害に強い組織・人づくり	東日本大震災やこれまでの地震災害の教訓から、災害発生時においても、その被害を最小限におさえる「減災」の考えに基づき、人づくり・まちづくりに、積極的に取り組んでいくことの重要性が明らかにされています。
	第 3 章	災害に強いまちづくり	そのため、地震災害予防対策を「2章 ソフト対策」「3章 ハード対策」「4章 平常時の対策」に区分し、各章でそれぞれの目的に応じた事前対策を示しています。
	第 4 章	平常時の対策	2章では、地域防災力の強化に重点を置き、「自助・共助」の精神に基づく地域づくりをはじめとした、災害に強い組織・人づくりの強化を目的とし、3章では、道路や公園、避難場所等の防災空間の整備を推進する等、恒久的に災害に強いまちづくりを目指します。 また、4章 平常時の対策においては、災害時の応急対策活動を有効に機能させることを目的に、応急対策活動の事前対策、各種活動マニュアルの整備等、更なる充実を図ることを目的とします。
地震災害応急対策計画	第 5 章	災害時の応急対策活動	各種対策の実施には、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結し柔軟に連携しながら、迅速かつ円滑な活動を行うことが重要です。そのため、各種対策の実施内容等を明記し、災害により被災しても、速やかに対応策を講じ、連携した応急対策活動を実施していくことを目的としています。
災害復旧・復興計画	第 6 章	復旧・復興対策	大規模な災害からの復興にあたっては、被災者、被災地の住民のみならず、市民全体が協力しそれぞれの役割を担っていくことが不可欠となります。 また、復旧の段階から、単なる復旧を行うのではなく、未来を見据えた創造的復興を目指していくことが重要です。 そこで、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、一日も早く平常の生活に戻ることを目的とします。

構 成		名 称	概 要
地震防災強化計画	第 7 章	東海地震に関する事前対策（地震防災強化計画）	東海地震に係る地震防災対策強化地域において、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、県及び市町村で連携し東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とします。
防災対策推進計画	第 8 章	南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進地域において、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第1節	計画の方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画の構成	1
第2節	茅ヶ崎市の防災ビジョン	2
第1	茅ヶ崎市の防災ビジョン	2
第3節	茅ヶ崎市の自然的・社会的条件	4
第1	自然的条件	4
第2	社会的条件	5
第4節	被害想定	6
第1	地震被害の想定	6
第2	津波被害の想定	8
第3	火災危険度	12
第4	液状化の想定	13
第5節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	14
第1	市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱	14
第2	防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	15
第3	市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務または業務の大綱	19
第4	企業等の責務と処理すべき事務または業務の大綱	20
第5	災害予防責任者の責務	20
第6節	防災組織の充実	22
第1	市の防災組織	22
第2	防災関係機関の防災組織	23
第3	自主防災組織	23
第7節	地震災害対策計画の推進管理	24
第1	地震災害対策計画策定のための条件	24
第2	計画の着実な推進	24
第3	計画の点検と充実	24
第8節	東日本大震災の教訓と継承	25
第1	「自助・共助」の重要性	25
第2	津波対策	25

第3	帰宅困難者対策.....	25
第4	燃料対策	25
第5	男女共同参画の視点への配慮.....	25
第6	災害廃棄物対策.....	26
第7	復旧・復興対策.....	26

第2章 災害に強い組織・人づくり

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災の推進	29
第1 「自助」、「共助」、「公助」の定義	29
第2 「自助」、「共助」の取組	29
第2節 防災知識の普及・啓発	30
第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発	30
第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発	30
第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発	31
第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発	31
第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発	31
第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発	31
第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発	32
第3節 自己備蓄の推進	33
第1 自己備蓄の推進	33
第4節 地域防災力の強化	35
第1 消防団の強化	35
第2 自主防災組織の育成	35
第3 自主防災組織の活動	36
第4 防災リーダーの養成	38
第5 女性防災リーダーの養成	38
第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	38
第5節 地域における要配慮者への支援体制	39
第1 要配慮者への支援体制の確立	39
第2 避難行動要支援者支援制度の確立	40
第3 避難行動要支援者支援制度の周知・啓発	40
第6節 防災訓練の実施	41
第1 防災関係機関との連携強化	41
第2 地区防災訓練	41
第3 通信訓練及び情報受伝達訓練	42
第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練	42
第5 消防訓練	42
第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練	42
第7 災害警備訓練	42
第8 津波対策訓練	42

第 9	多数遺体取扱訓練.....	42
第 10	応急復旧訓練.....	42
第 11	要配慮者等に配慮した防災訓練の実施.....	43



第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災空間の確保	47
第1 防災空間の確保.....	47
第2 防災空間及び拠点機能の拡充.....	48
第3 避難場所等の指定.....	48
第4 公園の整備	50
第2節 道路・橋りょう・下水道の整備	51
第1 道路の整備	51
第2 電線類の地中化.....	51
第3 橋りょうの整備.....	51
第4 下水道の地震対策.....	51
第3節 建築物等の防災対策	52
第1 既存建築物の防災対策.....	52
第2 新築建築物の防災対策.....	52
第3 防災上重要な公共建築物の指定.....	52
第4 防災上重要な公共建築物の防災対策.....	52
第5 社会福祉施設の安全確保.....	53
第6 その他安全対策.....	53
第4節 液状化対策	54
第1 液状化対策	54
第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策	55
第1 危険箇所の予防対策.....	55
第2 警戒避難体制の整備.....	55
第3 がけ崩れ対策	56
第6節 危険物等の災害予防対策	57
第1 危険物取扱施設に対する指導.....	57
第7節 事前復興対策	58
第1 茅ヶ崎市震災復興対策マニュアルの策定.....	58
第2 地籍調査の推進.....	58

第4章 平常時の対策

第1節 災害対策本部機能の強化 61

- 第1 災害対策本部の機能強化..... 61
- 第2 国、県及び防災関係機関との連携強化..... 61
- 第3 業務継続体制の向上..... 61
- 第4 災害時における公共施設の活用方法の整理..... 62

第2節 災害情報受伝達体制の充実 63

- 第1 災害情報受伝達体制の充実..... 63
- 第2 防災行政用無線のデジタル化..... 63
- 第3 報道機関との協力体制の確立..... 64
- 第4 神奈川県防災行政通信網..... 64
- 第5 通信手段の整備..... 64

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 65

- 第1 消防力の整備・強化..... 65
- 第2 出火予防対策の周知、啓発..... 65
- 第3 消防活動体制の充実..... 66

第4節 医療救護・保健活動体制の充実 67

- 第1 市立病院の救護活動体制の整備..... 67
- 第2 初動医療体制の整備..... 67
- 第3 助産活動体制の整備..... 68
- 第4 保健師による活動体制の整備..... 68
- 第5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催..... 68
- 第6 停電・断水等に備えた医療体制の強化..... 68

第5節 津波対策 69

- 第1 津波に関する防災知識の普及・啓発..... 69
- 第2 津波情報伝達体制の整備..... 69
- 第3 津波防災施設及び設備の整備..... 69

第6節 避難対策 71

- 第1 災害の種別に応じた避難の周知啓発..... 71
 - 第2 避難所運営体制の強化..... 71
 - 第3 防災資機材等の整備..... 72
 - 第4 要配慮者の避難対策..... 72
 - 第5 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援..... 73
 - 第6 応急仮設住宅の整備..... 73
-

第7 避難計画の策定.....	73
第7節 帰宅困難者対策	74
第1 一斉帰宅の抑制.....	74
第2 一時滞在施設の拡充.....	74
第3 情報提供	74
第4 徒歩帰宅者対策.....	74
第5 訓練の実施	75
第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策	76
第1 保健衛生・防疫対策.....	76
第2 ごみ及びし尿等の処理対策.....	77
第3 遺体の取扱い対策.....	77
第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策	78
第1 飲料水の備蓄及び確保.....	78
第2 食料の備蓄及び確保.....	78
第3 生活必需物資等の備蓄及び確保.....	78
第4 要配慮者等への配慮.....	79
第5 自己備蓄の推進.....	79
第6 防災備蓄倉庫の管理.....	79
第7 物資供給体制の整備.....	79
第10節 教育・保育対策	80
第1 園児、児童、生徒の安全確保対策.....	80
第2 防災計画等の見直し.....	80
第3 実効性のある避難訓練の実施.....	80
第4 保護者との連絡体制の整備.....	80
第5 公立小・中学校における防災体制の整備.....	80
第11節 危険度判定対策	81
第1 建築物応急危険度判定士の養成.....	81
第2 被災宅地危険度判定士の養成.....	81
第3 危険度判定実施体制の充実.....	81
第12節 緊急輸送道路等の確保対策	82
第1 緊急輸送道路等の指定.....	82
第2 ヘリポートの指定.....	83
第3 海上輸送体制の整備.....	84
第13節 ライフライン等の応急復旧対策	85

第 1	情報受伝達体制の整備.....	85
第 2	上水道施設	85
第 3	下水道施設	85
第 4	電力施設	85
第 5	都市ガス施設	85
第 6	液化石油ガス（L P ガス）施設.....	85
第 7	電話（通信）施設.....	86
第 8	鉄道施設	86

第 1 4 節 燃料対策 87

第 1	燃料の確保及び供給体制の充実.....	87
-----	---------------------	----

第 1 5 節 広域応援・受援体制の充実強化 88

第 1	災害時協定の拡充.....	88
第 2	受援体制の整備.....	88
第 3	応援機関との連携強化.....	88
第 4	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定の円滑な実施....	89

第 1 6 節 ボランティアの受入体制の充実強化 90

第 1	ボランティアの活動環境の整備.....	90
第 2	ネットワークづくりの推進.....	90
第 3	ボランティアの育成と充実.....	90
第 4	市民活動団体との連携.....	90
第 5	災害時保健福祉専門職ボランティアの確保.....	91

第 1 7 節 災害廃棄物等の処理対策 92

第 1	災害廃棄物等の除去体制の整備.....	92
第 2	災害廃棄物等の処理体制の整備.....	92
第 3	災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等.....	92

第5章 災害時の応急対策活動

第1節	災害対策本部の設置及び運営	95
第1	災害対策本部組織	95
第2	職員の動員	96
第3	職員の参集	97
第4	災害対策地区防災拠点	97
第5	災害対策本部と各関係機関の連携強化	98
第2節	災害情報の受伝達	99
第1	地震や津波に関する情報等の受伝達	99
第2	災害時の広報	99
第3	被害情報等の収集・報告	101
第4	通信手段の確保	101
第5	防災関係機関の広報	102
第6	東日本電信電話(株)の措置	102
第3節	消火、救助・救急活動	103
第1	消防活動	103
第2	各主体における役割	104
第3	消防警戒区域の設定	104
第4	要救助者の搜索	104
第5	惨事ストレス対策	104
第4節	医療救護・保健活動	105
第1	市立病院の活動	105
第2	医療救護活動	105
第3	DMA Tとの連携	107
第4	保健師による災害時の活動	107
第5節	津波対策	109
第1	津波注意報等の種類	109
第2	津波情報の伝達	109
第3	津波一時退避場所への避難	110
第4	応急対策活動の実施	110
第5	津波対策における留意事項	110
第6	津波警報・大津波警報の解除	110
第6節	避難対策	112
第1	避難対策	112

第2	避難誘導	113
第3	避難所の設置	113
第4	指定避難所以外の公共施設の措置.....	116
第5	他市町村への避難.....	116
第6	要配慮者及び避難行動要支援者支援対策.....	117
第7	男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保.....	117
第8	在宅避難者、避難所外避難者への対応.....	118
第9	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理.....	118

第7節 帰宅困難者対策 120

第1	帰宅困難者の発生の抑制.....	120
第2	帰宅困難者への支援.....	120
第3	保護者が帰宅困難となった場合の園児、児童、生徒の保護.....	120
第4	県への報告	121
第5	帰宅困難者の搬送.....	121

第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 122

第1	保健衛生・防疫活動.....	122
第2	ごみ及びし尿等の処理.....	123
第3	行方不明者の捜索及び遺体の取扱い.....	123

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 125

第1	飲料水の調達・供給.....	125
第2	食料の調達・供給.....	125
第3	生活必需物資等の調達・供給.....	126
第4	食料及び生活必需物資等の集積と配分.....	126
第5	物価高騰の防止のための要請.....	126

第10節 教育・保育対策 127

第1	園児、児童、生徒の保護対策.....	127
第2	被害状況等の把握.....	127
第3	避難所の開設	127
第4	応急教育の実施.....	128
第5	応急保育の実施.....	128
第6	養護を要する園児、児童、生徒の保護体制.....	129

第11節 危険度判定活動 130

第1	建築物対策	130
第2	建築物応急危険度判定.....	130
第3	造成地対策	130
第4	被災宅地危険度判定.....	131

第 1 2 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 132

- 第 1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施..... 132
- 第 2 交通情報の収集及び広報..... 132
- 第 3 道路の応急復旧等..... 132
- 第 4 緊急輸送の範囲..... 133
- 第 5 輸送対象の想定..... 133
- 第 6 輸送手段の確保..... 134
- 第 7 緊急通行車両の確認手続き..... 134
- 第 8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保..... 134
- 第 9 船舶等による海上輸送手段の確保..... 135

第 1 3 節 ライフライン等の応急復旧活動 136

- 第 1 上水道施設 136
- 第 2 下水道施設 136
- 第 3 電力施設 136
- 第 4 都市ガス施設 137
- 第 5 液化石油ガス（L P ガス）施設..... 139
- 第 6 電話（通信）施設..... 139
- 第 7 鉄道施設 140

第 1 4 節 燃料対策 141

- 第 1 燃料の調達・供給..... 141
- 第 2 情報提供 141

第 1 5 節 警備・救助対策 142

- 第 1 陸上における警備・救助対策..... 142
- 第 2 海上における警備・救助対策..... 143

第 1 6 節 広域応援・受援活動 144

- 第 1 広域的な応援要請..... 144
- 第 2 広域応援の受け入れ..... 144
- 第 3 自衛隊に対する災害派遣要請..... 145
- 第 4 自衛隊の受け入れ..... 145
- 第 5 警察災害派遣隊の要請及び受け入れ..... 146
- 第 6 消防広域応援の要請及び受け入れ..... 146
- 第 7 D M A T の要請及び受け入れ..... 146
- 第 8 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受け入れ..... 146

第 1 7 節 ボランティア活動 147

- 第 1 災害ボランティアセンターの開設..... 147
-

第 2	ボランティアの受け入れ.....	147
第 3	専門ボランティアの派遣要請.....	147
第 4	市民活動団体等の活動に対する支援.....	148
第 5	ボランティアの活動.....	148

第 1 8 節	災害廃棄物等の除去及び処理	149
----------------	----------------------------	------------

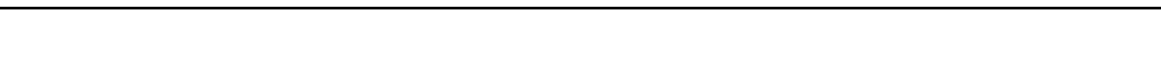
第 1	障害物の除去	149
第 2	災害廃棄物の処理.....	150

第 1 9 節	災害救助法関係	151
----------------	----------------------	------------

第 1	災害救助法の適用.....	151
-----	---------------	-----

第6章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備	155
第1 復興に係る庁内組織の設置.....	155
第2 人的資源の確保.....	155
第2節 被災状況の調査	156
第1 復興に関する調査.....	156
第2 リ災証明書等の交付.....	157
第3節 生活再建支援対策	159
第1 災害相談対策	159
第2 被災者台帳の作成及び活用.....	159
第3 被災者の安否情報の提供.....	160
第4 生活再建支援策.....	160
第4節 復興対策	163
第1 復興計画の策定.....	163
第2 復興財源の確保.....	163
第3 市街地復興	163
第4 都市基盤施設の復旧・復興.....	164
第5 地域経済復興支援.....	165



第7章 東海地震に関する事前対策

第1節 計画の目的 169

- 第1 東海地震に関する事前対策計画の目的..... 169
- 第2 東海地震に関する事前対策の体系..... 169
- 第3 地震防災対策強化地域..... 170

第2節 予防対策 171

- 第1 緊急整備事業 171
- 第2 地震防災応急計画の作成..... 171
- 第3 東海地震に関連する情報に関する知識の普及・啓発..... 171

第3節 警戒宣言発令時等対策 172

- 第1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応..... 172
- 第2 警戒宣言前の準備行動..... 172
- 第3 警戒宣言及び東海地震に関する情報の伝達..... 174
- 第4 警戒宣言発令時対策..... 175
- 第5 広報対策 176
- 第6 地震防災応急対策実施状況の報告..... 176
- 第7 事前避難対策 177
- 第8 自主防災組織の措置..... 178
- 第9 消防対策 179
- 第10 医療機関、福祉施設対策..... 179
- 第11 帰宅困難者対策..... 180
- 第12 救援対策 181
- 第13 園児、児童、生徒の保護対策..... 182
- 第14 施設・設備の点検及び緊急措置..... 182
- 第15 警備対策 182
- 第16 道路交通対策..... 184
- 第17 緊急輸送対策..... 184
- 第18 鉄道等の公共輸送対策..... 185
- 第19 不特定多数が出入りする施設の対策..... 187
- 第20 ライフライン等施設対策..... 188
- 第21 金融機関の措置..... 188
- 第22 企業等の措置..... 189



第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則	193
第1 推進計画の目的.....	193
第2 推進計画の位置づけ.....	193
第3 地域指定	193
第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要.....	194
第5 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱...	194
第2節 関係者との連携協力の確保	195
第1 資機材、人員等の配備手配.....	195
第2 他機関に対する応援要請.....	195
第3 帰宅困難者への対応.....	195
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	196
第1 津波からの防護.....	196
第2 津波に関する情報の伝達.....	196
第3 避難指示等の発令.....	196
第5 消防機関等の活動.....	196
第6 水道、電気、ガス、通信関係.....	196
第7 交通	196
第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	196
第9 迅速な救助	196
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	197
第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化.....	197
第2 避難場所の整備.....	197
第3 避難経路の整備.....	197
第4 土砂災害防止施設.....	197
第5 津波防護施設	197
第6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設.....	197
第7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備.....	197
第8 通信施設の整備.....	197
第5節 防災訓練計画	197
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	197

第 1 章 地震災害対策の計画的な推進

第 1 節 計画の方針

第 1 計画の目的

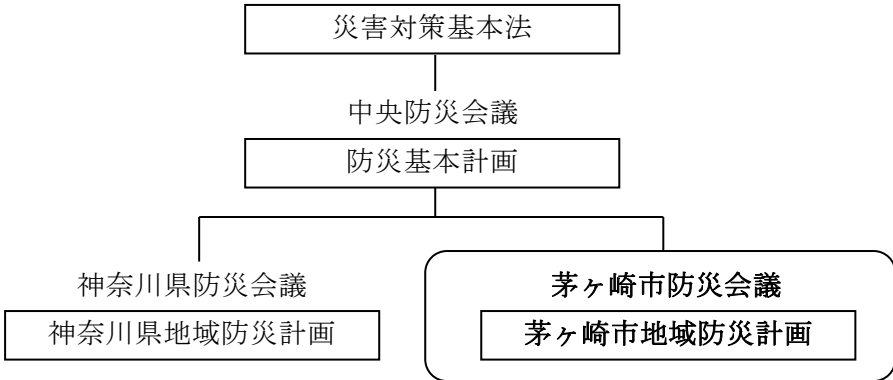
茅ヶ崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、茅ヶ崎市防災会議が作成するものです。

地震災害対策計画は、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき、事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生したときの応急対策活動を迅速かつ円滑に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。

また、各種事前対策や応急対策活動においては、関わる全ての者が連携し、それぞれの役割を十分に果たし、一致団結して各種対策を実施するものとします。

第 2 計画の位置づけ

茅ヶ崎市地域防災計画は、国の「防災基本計画」、「神奈川県地域防災計画」との整合性、関連性を有した地域防災計画として位置づけられています。



第 3 計画の構成

茅ヶ崎市地域防災計画は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」及び「資料編」で構成されています。

計画の構成	記載内容・範囲
地震災害対策計画	○本市の地震災害に対する予防・応急・復旧対策の各計画を示しています。 ○各種被害予測の結果や、平成 7 年 1 月 1 7 日に発生した「阪神・淡路大震災」、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した「東日本大震災」等これまでの地震災害の教訓を基に、災害状況に応じて、市、防災関係機関、市民及び企業等の役割や責任を明確にし、とるべき行動を明らかにします。 ○本計画では、地震災害に対する予防・応急対策の各計画及び大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく地震防災強化計画を示し、また、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、地震災害対策計画を基礎として定めています。
風水害対策計画	○地震災害及び特殊災害を除く、風水害に対する予防・応急・復旧対策の各計画を示しています。
特殊災害対策計画	○地震災害及び風水害を除く、特殊な災害に対する予防・応急対策の各計画を示しています。
資料編	○「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」に係る資料を掲載しています。

第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン

第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン

本市は、関東大震災（大正12年）をはじめ、地震や台風、集中豪雨等により、度重なる災害に見舞われてきましたが、先人たちの英知により、道路の整備、河川の改修、下水道の整備や消防力の強化等に取り組み、「災害に強いまちづくり」に努めてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内最大級のマグニチュード9.0の地震により、宮城県で最大震度7を観測しました。この地震により発生した津波は東北地方から関東地方の太平洋沿岸に襲来し、各地に甚大な被害をもたらしました。

本市では、震度5弱を観測し、災害対策本部を設置し、避難所の開設・避難者の受け入れを行いました。市内では、外壁の亀裂やコンクリートブロック塀等の物的被害、一部では電気、水道等のライフライン被害が発生し、さらに、3月14日から始まった計画停電により、日常生活や企業活動等にも大きな影響を及ぼしました。

市は、これまでの経験や教訓を踏まえ、ここに、より災害に強いまちづくりを推進するため、防災対策の基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を定め、応急対策活動に関わる全ての者が、このビジョンに基づき、ソフト・ハードの両面から種々の防災対策に取り組んでいきます。

茅ヶ崎市の防災ビジョン

- 1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」
- 2 「災害に強いちがさき」
- 3 「広域応援・受援体制の確立」
- 4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」

1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」

本市を襲った過去の災害を含め、日本各地で大規模な災害が発生するたびに、市では防災対策を講じ、災害に強いまちづくりに努めてきました。

しかし、東日本大震災がもたらした甚大な被害や、変わり果てた三陸海岸沿岸部の状況は、市の防災体制を根幹から改めて見直す大きな契機となりました。

また、このような大規模な災害発生時には、行政だけで全市域の消火、救助・救急活動を行い、避難誘導、避難所開設等を行うことは困難であるということが明らかになりました。

自然災害は、発生そのものを防ぐことはできませんが、その被害の大きさは、防災体制のあり方によって大きく異なります。

災害の被害を最小限におさえるため、「自らの身は自ら守る」という「自助」、また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神のもと、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が必要です。

また、市は、行政として取り組むべき施策や公共施設の整備、防災関係機関や企業等との連携等、「公助」を確実に推進するとともに、自主防災組織や防災リーダーを育成し、市民の自主的な防災活動を全面的に支援することが必要です。

このことから、市、防災関係機関、市民及び企業等が、それぞれの役割や責任を明確にし、応急対策活動に関わる全ての者が連携を図り、柔軟な対応を可能とする組織づくりを進め、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

2 「災害に強いちがさき」

災害の被害を最小限におさえるため、市は、道路の整備、河川の改修、下水道の整備や消防力の強化等を推進する必要があります。

そのため、市及び防災関係機関は、恒久的に災害に強いまちづくりを目指し、防災機能を考慮した道路や公園、延焼遮断帯、避難場所、防災上の拠点等といった防災空間の整備や、建築物の耐震化を促進します。

また、大規模な災害が発生し、被災した場合にも、速やかに立ち上がり市民が1日も早く平常の生活を再開できるよう、災害が発生する前から災害発生後の生活や都市の復興対策について計画的な準備の推進が必要です。

このことから、市は、災害に強いまちづくりが災害発生後にはそのまま、「復興まちづくり」に繋がるよう「被災前からの復興対策」を推進し、恒久的に「災害に強いちがさき」を目指します。

3 「広域応援・受援体制の確立」

災害発生時は、消火、救助・救急活動等の応急対策活動、復旧・復興対策等において、市町村単独では対応しきれない事態が考えられます。

これまでの日本各地での大規模災害発生時においても、行政職員の応援派遣、緊急消防援助隊や警察、自衛隊、DMAT等の支援活動、また、国内だけではなく海外からのボランティア活動、支援物資の受け入れが行われました。

しかし、東日本大震災では、支援が長期にわたるとともに、応援部隊等の受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う施設や、限られた人数での動員、指揮・引継体制について課題が残りました。

このことから、自治体相互や企業等との災害協定の拡充を図り、活動拠点となる施設との連携体制を充実させ、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結して効果的な活動を行えるよう「広域応援・受援体制の確立」を目指します。

4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」

東日本大震災がもたらした甚大な被害、深い悲しみ、その後も続いた余震や停電・断水等における不安な体験は、改めて家族・仲間・地域の人々の絆の大切さや、現代社会において希薄になっているといわれる人間関係の大切さに気づく大きな契機となりました。

しかし、一方で、長期化した避難所生活や復興対策において、女性をはじめとした地域生活者の視点が必ずしも十分に取り入れられず、性別による役割分担等が固定化された例もあり、様々な視点から防災対策を講じる必要性も明らかになりました。

このことから、恒久的に災害に強く、持続的に発展する防災体制の確立のためには、性別や年齢、障害の有無、国籍等による問題を感じることなく、平常時から市民一人一人がお互いの権利を尊重することで、相互理解のもと、共に支え合い、助け合う共生社会の実現が必要です。

そのためには、円滑な応急対策活動や避難所運営の実施、未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。

市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。

第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件

第1 自然的条件

1 地形及び地質の状況

市は神奈川県のおぼ中央南部、相模湾に面し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、北は寒川町と隣接しています。

市域は海岸線から北部に広がり、南部の海岸と中部の平野は沖積層、北部のなだらかな丘陵地は洪積層の台地となっています。

北部丘陵地に源流を持つ千ノ川が北東から南西に流れ、寒川町境を流れる小出川と南西部で合流し、さらに相模川と合流して相模湾に注いでいます。

(1) 地形概要

本市の地形は、北部の丘陵地と相模川や小出川周辺の沖積低地、丘陵地から海岸まで広がる砂丘地帯の3つに大別されます。

丘陵地は、高座丘陵と呼ばれ、香川・甘沼・赤羽根以北の小出地区に位置しています。比較的緩やかな丘陵面が広がっていますが、この台地を小出川や駒寄川などが浸食し、芹沢・行谷・堤・下寺尾などの谷戸をつくり出しています。

都市開発に伴い、一部の台地は切土され、谷戸は埋め立て等の人工改変により、元の地形が判別しがたくなっている箇所もあります。

沖積低地は、自然堤防と後背湿地に大別されます。自然堤防は、河川の洪水時に土砂が堆積してできた微高地で、河川に沿って平行に形成されています。

都市化が進行する前は、自然堤防上には小さな集落が列状に立地していました。

後背湿地は、自然堤防の外側に位置する1～2m程度低い土地であり、洪水時にあふれた水が川に戻れずに湿地化した部分です。水田・荒地・沼地でしたが、現在では多くの後背湿地が埋め立てられて、住宅地や工業地として利用されています。

砂丘地帯は、北部の丘陵地から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、東西方向に6列の砂丘列が確認されています。国道1号・国道134号は、この砂丘の頂を結ぶように走っています。

茅ヶ崎のシンボル「えぼし岩」のある姥島の誕生は、300万年前から600万年前といわれています。姥島周辺の地層は茅ヶ崎最古のもので、砂岩層と凝灰岩が縞をなしていて、海底に堆積した地層が隆起したものといわれています。昔のえぼし岩は、現在のものより先端部分がより烏帽子らしく西へ長く尾を引いていましたが、戦後、米軍の射撃訓練の標的にされ、その先端部分は焼失してしまいました。

(2) 地質概要

丘陵地は、通称赤土と呼ばれる関東ローム層で地表が覆われ、赤羽根から芹沢にかけ約10m、県立茅ヶ崎北陵高等学校付近では約15m程度の厚さが確認されています。関東ローム層の下部には、高座丘陵砂礫層や相模野礫層と呼ばれる砂礫層が堆積しています。

沖積低地の上部では、自然堤防には砂層が堆積し、後背湿地には粘土層が5～10m程度の厚さで分布しています。

砂丘地帯では砂が堆積し、砂丘高度は相模川西岸で6～9m、茅ヶ崎市で12m、藤沢市で25～32mと西側から東側にかけて高くなっています。砂丘の厚さも4.5～16mと西から東にかけて厚くなっています。

2 位置及び面積

位置	東経139°24'・北緯35°20'
面積	35.76km ²
距離	東西6.94km、南北7.60km

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成30年〇月〇日現在〇〇〇, 〇〇〇人であり、1km²当たりの人口密度は、およそ〇, 〇〇〇人です。

2 土地利用状況

本市北部の丘陵地帯は、主に市街化調整区域で山林や畑が多く、県立公園や大学、ゴルフ場などにも利用されています。

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社東海道本線（以下「JR東海道線」という。）が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に東日本旅客鉄道株式会社相模線（以下「JR相模線」という。）が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つの駅を有しています。

市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があります。

市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開しています。

3 建物状況

平成28年1月1日現在の本市の建物における木造・非木造建物の延床面積をみると、木造が5,746,434m²、非木造が4,955,500m²であり、木造率は建物全体の約53.7%となっています。（出典「第10回都市計画基礎調査」（茅ヶ崎市））

4 道路状況

市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道及びさがみ縦貫道路が東西に走っています。国道1号以南は、古くからの市街地であり、地域内の道路は幅員が狭く非常に不整形な道路網を形成しています。

第4節 被害想定

第1 地震被害の想定

県では、平成26年度に地震被害想定調査を実施しています。なお、県は、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適時新たな被害想定調査を実施します。

市の地震被害想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）によるものとし、ここでは、一部を抜粋して示しています。

1 想定地震

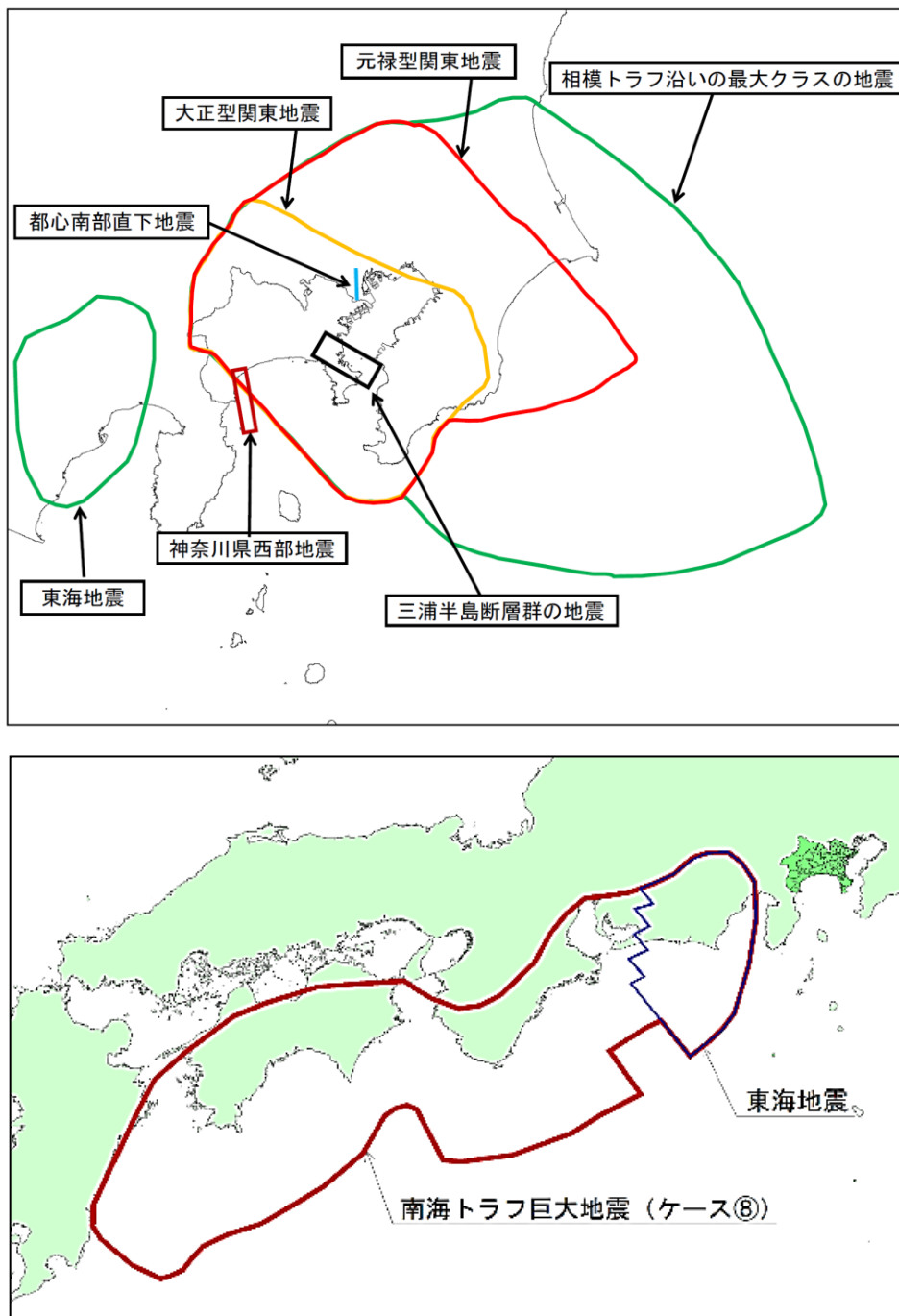
【検討対象地震一覧】

想定地震	説明	発生確率	地震のタイプ
①都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレートと北米プレート境界で、都心南部の直下を震源とするマグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都市にも被害をもたらす地震である。	30年以内 70%	南関東直下 (プレート境界型)
②三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするマグニチュード7.0の地震である。国の地震調査研究推進本部の長期評価において、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震発生の可能性が高いグループに属するとされており、県東部に大きな被害をもたらす活断層方の地震であるとされている。	30年以内 6～11%	活断層型
③神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするマグニチュード6.7の地震である。固有の地震活動であるか明確ではないものの、歴史的に繰り返し発生していることが知られており、地震発生の切迫性が指摘されている。	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	未解明だが、地殻内の浅い地震として設定
④東海地震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード8.0の地震である。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地震であり、その切迫性が指摘されている。	30年以内 70%程度(南海トラフの地震)	海溝型 (駿河トラフ)
⑤南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするマグニチュード9.0の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が30年以内に70%程度であり、切迫性が指摘されている。	30年以内 70%程度(南海トラフの地震)	海溝型 (南海トラフ)
⑥大正型関東地震	相模トラフを震源域とするマグニチュード8.2の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震で、県の防災上重要建築物の耐震診断基準として活用されており、国も長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震である。	30年以内 ほぼ0～5%(200年から400年の発生間隔)	海溝型 (相模トラフ)
⑦元禄型関東地震 (参考)	相模トラフから房総半島東側を震源域とするマグニチュード8.5の地震である。1703年の元禄関東を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震でもある。	30年以内 ほぼ0～0.5%(2千年から3千年の発生間隔)	海溝型 (相模トラフ)
⑧相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするマグニチュード8.7の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震である。	30年以内 ほぼ0～0.5%(2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	海溝型 (相模トラフ)

(平成27年3月「神奈川県地震被害想定調査報告書」による)

2 想定地震の震源域

平成27年3月「地震被害想定調査報告書」による



3 被害想定結果

(1) 想定条件

想定条件	季節	冬
	日	平日
	発生時間	午後6時
	風速	6.352 m/s
	風向	北北東
	※風速、風向の観測点は「辻堂」	

(2) 被害想定結果

【地震被害想定結果一覧】

			都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震
規模(マグニチュード)			7.3	7.0	6.7	8	9	8.2	8.5	8.7
震度ランク			5強～6弱	5強～6弱	5弱～5強	5弱～5強	5弱～5強	6強～7	6強～7	7
建物被害	全壊棟数(棟)		210	20	0	*	20	15,950	16,260	18,900
	半壊棟数(棟)		2,630	480	50	100	130	13,400	14,470	13,310
火災被害	出火件数(件)		*	0	0	0	0	80	80	110
	残出火件数(件)		0	0	0	0	0	50	50	90
	焼失棟数(棟)		0	0	0	0	0	12,000	12,000	20,170
自力脱出困難者(人)			450	*	0	0	0	2,870	2,870	4,270
要配慮者	避難者数(1～3日)	高齢者数(人)	450	80	20	30	30	13,070	13,380	15,520
		要介護3以上(人)	100	20	*	*	*	3,010	3,080	3,570
	避難者数(1ヶ月後)	高齢者数(人)	450	80	*	20	30	10,950	11,010	13,130
		要介護3以上(人)	100	20	*	*	*	2,520	2,530	3,020
人的被害	死者数(人)	(津波含む)	10	*	30	*	*	940	2,660	2,340
		津波	0	0	30	*	*	150	1,870	1,210
	負傷者数(人)	(津波含む)	380	170	10	40	70	6,020	6,380	7,860
		重傷者数	20	*	0	*	*	400	430	560
エレベーター停止台数(台)			180	350	360	380	270	200	180	180
ライフライン	電力	停電軒数(軒)	110,670	30	110,670	110,670	110,670	110,670	110,670	110,670
	都市ガス	供給停止件数(件)	0	0	0	0	0	64,950	64,950	64,950
	LPガス	容器被害件数(本)	340	0	0	0	0	440	440	720
	上水道	断水人口(直後)(人)	3,430	120	*	*	10	229,410	229,410	233,180
	下水道	機能支障人口(人)	7,040	3,890	1,820	2,420	2,660	24,560	24,560	41,890
	通信	不通回線数(回線)	82,940	20	82,980	82,980	82,990	85,000	85,070	86,300
避難所避難者数(人)		1～3日後(人)	2,920	530	110	190	230	84,960	87,490	102,420
		1ヶ月後(人)	1,460	260	30	60	80	35,550	35,760	42,640
帰宅困難者数		直後(人)	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390
		2日後(人)	0		0		0	6,390	6,390	6,390
災害廃棄物(万t)			12	2	*	*	1	427	435	561

*：わずか(計算上0.5以上1.0未満)

(平成27年3月「神奈川県地震被害想定調査報告書」による)

第2 津波被害の想定

1 津波浸水予測の検証

県は、東日本大震災による津波被害を踏まえ、学識者等で構成する「津波浸水想定検討部会」を設置し、平成24年3月30日に新たな津波浸水予測図を公表しました。しかし、平成25年12月に内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、平成27年3月31日に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を公表しました。

2 津波想定

(1) 新たな津波浸水予測図の地震・津波の考え方

新たな津波対策においては、平成23年9月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」により示された最大クラスの津波対策の考え方に基づき、将来発生すると予想される津波のレベルを2段階に分け、各種対策を講じることとされました。

概ね数百年から千年に1回程度発生する「発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と、概ね数十年から百数十年に1回程度発生する「発生頻度は高いものの津波高は低く海岸保全施設等の整備を行う上で検証の対象とする津波」に分け、最大クラスの津波については、住民避難を主軸にした対策を構築し、避難体制の整備を進めていきます。

(2) 想定地震

【想定地震一覧表】

検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)
① 相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)	フィリピン海プレートの形状や相模トラフ沿いの海底探査結果、フィリピン海プレート上面の微小さ地震活動に基づき、最大クラスの震源断層域の範囲を求めた。東北地方太平洋沖地震の津波断層モデルを参考に、断層全体の約2割程度を大すべり域(平均すべり量の2倍のすべり量)に、そのトラフ軸側(10km以浅)に超大すべり域(平均すべり量の4倍のすべり量)を設定。 ・発生間隔：2千年から3千年若しくはそれ以上 ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 8.6m 最大津波到達時間 17分
② 相模トラフ沿いの海溝型地震(中央型モデル)	フィリピン海プレートの形状や相模トラフ沿いの海底探査結果、フィリピン海プレート上面の微小さ地震活動に基づき、最大クラスの震源断層域の範囲を求めた。東北地方太平洋沖地震の津波断層モデルを参考に、断層全体の約2割程度を大すべり域(平均すべり量の2倍のすべり量)に、そのトラフ軸側(10km以浅)に超大すべり域(平均すべり量の4倍のすべり量)を設定。 ・発生間隔：2千年から3千年若しくはそれ以上 ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 9.6m 最大津波到達時間 16分
③ 西相模灘地震	関東の南方海域のプレート間のカップリングに関する最近の調査結果より、西相模灘(伊豆半島の東方沖)を震源域とする地震。 ・発生間隔：評価なし ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 1.4m 最大津波到達時間 45分
④ 大正関東地震	相模トラフ沿いの相模湾から房総半島西側の領域を震源域とする地震。深さはトラフ軸から30～35kmまでの範囲。首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県では津波高6～8メートルが想定される。 ・発生間隔：200～400年 ・前回発生時期：1923年 ・今後30年以内の発生確率：ほぼ0～5%	最大津波到達高 6.2m 最大津波到達時間 5分
⑤ 元禄関東地震	相模トラフ沿いの相模湾から房総半島南西沖の領域を震源域とする地震。深さはトラフ軸から30～35kmまでの範囲。首都地域の広域にわたり大きな揺れが発生し、神奈川県では津波高10メートルを超過する場合がある。 ・発生間隔：2千年から3千年 ・前回発生時期：1703年 ・今後30年以内の発生確率：0.0%	最大津波到達高 7.1m 最大津波到達時間 7分

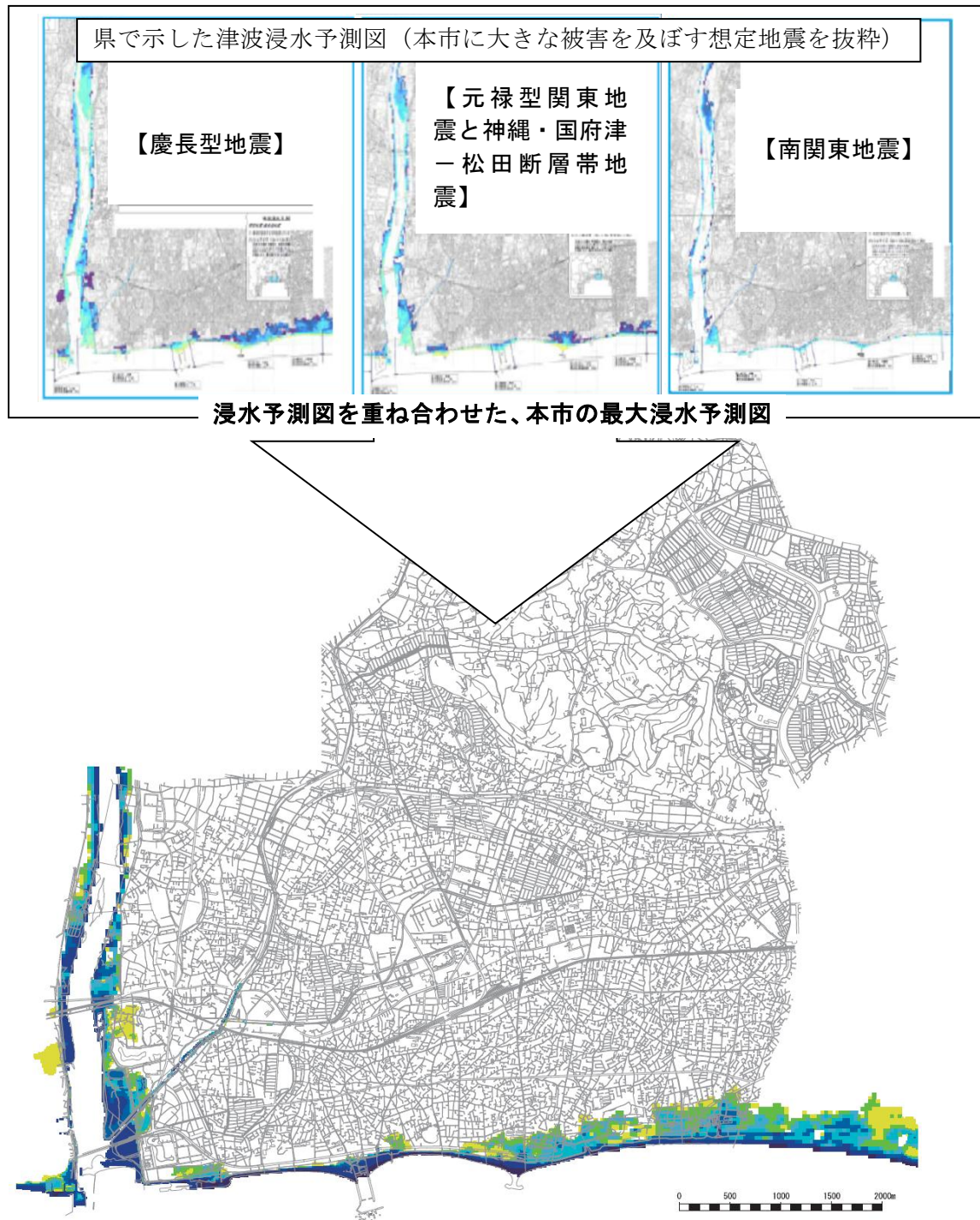
検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)
⑥ 元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	可能性のある連動ケースとして、国府津-松田断層帯地震と元禄関東地震の連動を設定した。 ・発生間隔：評価なし ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 7.1m 最大津波到達時間 7分
⑦ 慶長型地震	1605年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくなくとも津波が大きい地震（津波地震）として知られており、痕跡等の史料は乏しいが、本県沿岸に影響が大きいと考えられる。 明応型地震よりも沖合の相田（1981年）の断層モデルをもとに、高角正断層として房総沖まで延長し、本県にとって影響が大きく発生の可能性が考えられる地震として想定した。 ・発生間隔：評価なし ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 7.7m 最大津波到達時間 52分
⑧ 明応型地震	平成23年度に神奈川県沿岸に影響が大きいと考え、再現ではなく、発生が想定される地震として設定した県独自モデル。相田（1981）の1498年明応倒壊地震の断層モデルを基に、本県にとって影響が大きく発生の可能性が考えられる地震として想定した。 ・発生間隔：評価なし ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 5.8m 最大津波到達時間 50分
⑨ 神奈川県西部地震	平成23年度に神奈川県沿岸に影響が大きいと考え、設定したモデル。石橋（1988）の「西相模湾断裂」に基づく断層モデルを設定した。県の地域防災計画（平成24年4月）で発生間隔が70年として切迫性が指摘され、津波被害についても想定される地震である。 ・発生間隔：70年 ・前回発生時期：不明 ・今後30年以内の発生確率：評価なし	最大津波到達高 3.5m 最大津波到達時間 16分

(平成27年3月 神奈川県 津波浸水想定図)

3 津波浸水予測図

茅ヶ崎市津波ハザードマップ（平成24年6月作成）では、平成24年3月30日に県が示した津波浸水予測図をもとに、本市に甚大な被害をもたらすと予測されている慶長型地震、元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯地震の連動型地震南関東地震の浸水予測図を重ね合わせ、本市の最大の浸水深・区域を示しています。

なお、市は、平成27年3月31日に神奈川県が示した新たな津波浸水想定図をもとに、今後津波ハザードマップを改訂します。



※県で作成した浸水凡例色と、本市で最大となる浸水予測図の浸水凡例色は異なります。

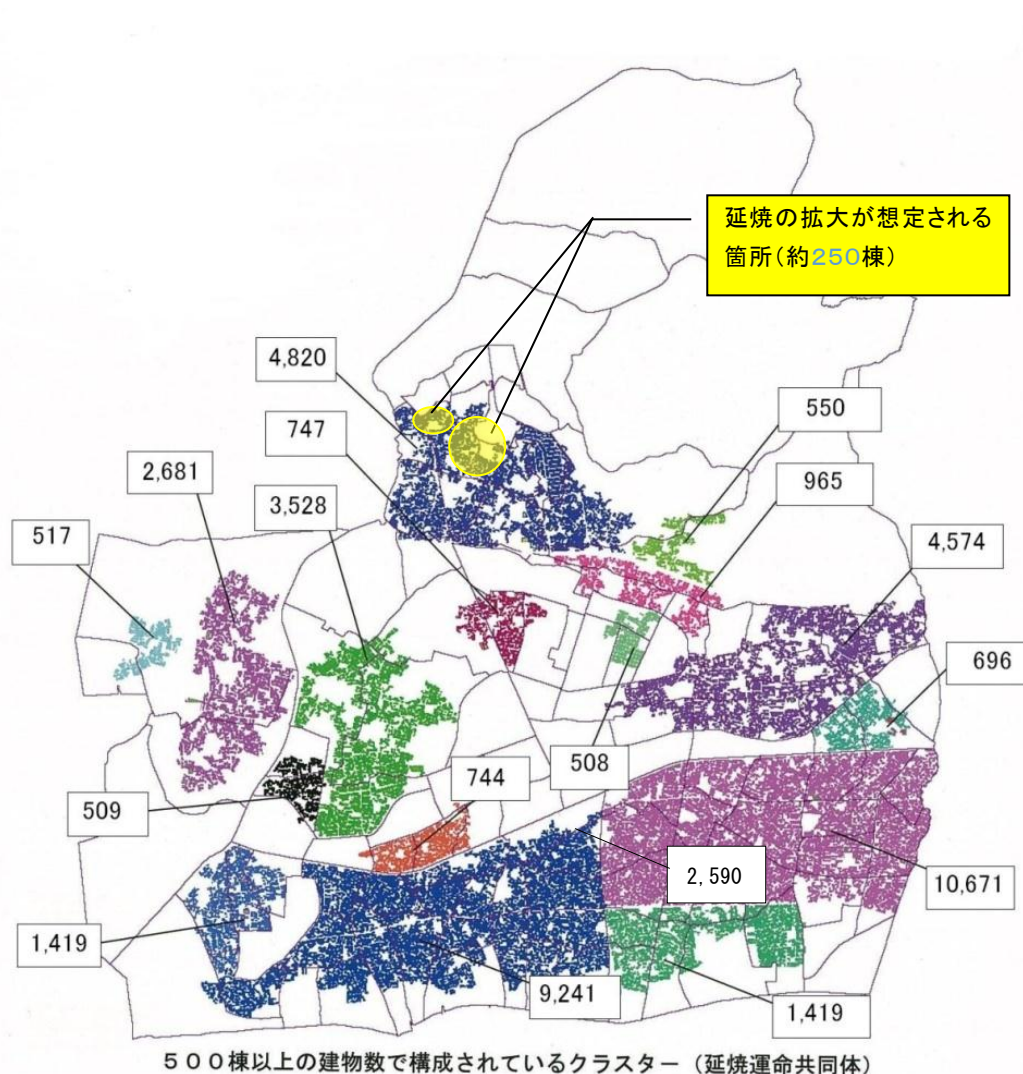
第3 火災危険度

市では、平成20年度に、本市の地域危険度を測定しました。この調査は、5年ごとに実施することとなっていることから、平成25年度に直近の固定資産課税台帳や建物の更新状況をもとに、建物倒壊危険度、火災危険度、道路閉塞確率及び地区内通過確率の検証を行いました。

地域危険度測定は、災害に強いまちづくりを推進していくために、地域の危険性を正しく理解し、地震への備えを進めるために活用するものです。

ここでは、平成25年度 地域危険度測定調査報告「2火災危険度」より一部を抜粋し、火災危険度を示しています。

火災危険度とは、建物から出火し、延焼する危険性を測定したもので、この測定結果は、出火を放置した場合に最終的に焼失する建築群（クラスター）で表しています。（下図）



※図中の数字は、クラスターを構成する建物数（棟数）を示しています。

※JR東海道線以南に比較的、大きなクラスターがあります。

（平成20年度 地域危険度測定調査報告（平成25年度検証）による）

第4 液状化の想定

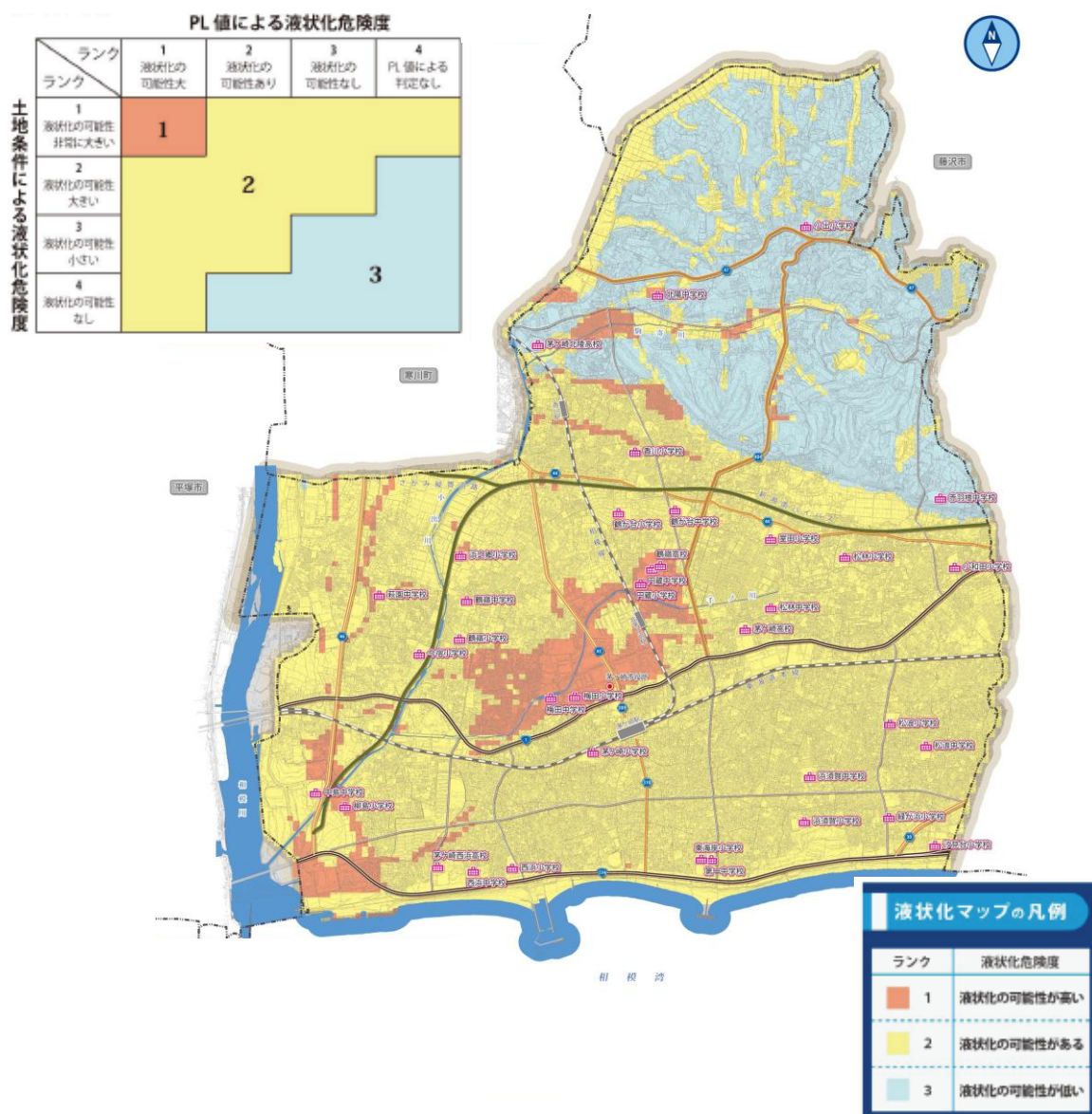
液状化とは、水分を含んだ砂質土から成る地盤が、地震の震動により揺られて液体のようになり、地盤がその強さを失うことです。これにより、建築物が傾いたり、地盤が沈下したり泥水が噴き出したりすることがあります。

東日本大震災では、千葉県や茨城県でも地面の陥没等によりマンホールの浮き上がり現象や住宅の傾き等の液状化被害が発生しました。

大正12年の関東大震災においては、県内では横浜市の低地部や川崎市の多摩川流域、本市では相模川の河口部において液状化被害が生じた記録があります。

市では、平成25年8月に「液状化ハザードマップ」を作成しました。「液状化ハザードマップ」では、地形や人口改変地の有無などから定まる「土地条件」と地質調査成果を用いた計算により求められる液状化危険度を示す「PL値」※を組み合わせることで評価しています。

※PL値（液状化指数）は、水を十分に含んだゆるい砂地盤が強い地震で激しく揺すられた時に起こる、地域の液状化の可能性を表したものです。



(平成25年8月 茅ヶ崎市液状化ハザードマップによる)

第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

災害発生時には、市、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するため、それぞれの役割や責任を明確化し、災害対策基本法に基づいた、協力・支援体制を確立した上で、平常時からの予防対策、災害時の応急対策活動等、各種対策を実施するものとします。

第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等と連携し防災活動を実施します。

- (1) 防災組織の整備
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 自主防災組織の育成指導
- (7) ボランティアの受入体制の整備
- (8) 消防活動その他の応急措置
- (9) 避難対策
- (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (11) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (12) 医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整
- (13) 応急手当及び看護に関する指導
- (14) 保健衛生に関する指導及び防疫活動
- (15) 医療情報の収集伝達
- (16) 文教対策
- (17) 被害調査及び復旧
- (18) その他の災害応急対策
- (19) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体等と連携し防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務、または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

(1) 神奈川県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ク 緊急輸送の確保

- ケ 文教対策
- コ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- サ 災害救助法に基づく被災者の救助
- シ 被災施設の復旧
- ス その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部）
 - ア 所管区域（市町）、県機関及び関係機関等の被害状況の収集
 - イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整
 - ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集
 - エ その他必要な災害応急対策
- (3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部）
 - ア 防災のための公共土木施設の整備
 - イ 管内市域の県管理の道路等の応急対策、緊急輸送道路の確保
 - ウ 管内市域の県管理の道路、河川等の被害調査並びに災害復旧
 - エ 災害時における管内市域の海岸線の応急対策
 - オ 砂防林及び海岸施設の被害調査並びに災害復旧
- (4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部）
 - ア 市の要請に基づく2次避難施設の開設
- (5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所
 - ア 災害時における指定配水池での飲料水の確保
 - イ 災害発生の防御及び拡大防止措置
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
 - エ 管内市域の応急給水活動支援
- (6) 茅ヶ崎警察署
 - ア 被災者の救出救助、避難誘導
 - イ 災害関連情報の収集・伝達
 - ウ 交通規制、緊急交通路の確保
 - エ 行方不明者の搜索、遺体の見分・検視
 - オ 犯罪の予防、取り締まり、その他社会秩序の維持

第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

(1) 農林水産省関東農政局神奈川支局

- ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること
- エ 輸出証明に関すること
- オ 関係職員の派遣に関すること

(2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）

- ア 船舶乗組員、臨海施設管理者等に対する海上防災思想の普及
- イ 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
- ウ 船艇、通信施設及び各種資機材等の整備
- エ 港内の状況、船舶交通の状況、港湾等における避難者の状況等に関する情報の収集
- オ 海難救助、排出油の防除等海域における応急対策の実施
- カ 船艇及び航空機による人員または物資の緊急輸送
- キ 船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保

- ク 海上流出等のおそれのある危険物の保安に関する措置
- ケ 水路の調査、応急標識の設置、水路の保全
- コ 海上における治安の維持
- サ 必要に応じて物資の収用、保管等の処分の実施
- (3) 総務省関東総合通信局
 - ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (4) 財務省関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (5) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地振動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力
- (6) 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 災害危険区域の選定
 - ウ 災害時における情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事
 - カ 災害復旧工事の実施
 - キ 再度災害防止工事の施工
- (7) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 防災に関する施設及び設備の整備と、平常時及び災害時における関係機関の防災活動への支援
 - ウ 災害危険区域の選定
 - エ 水防に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - オ 災害に関する情報の収集及び広報
 - カ 水防活動の助言
 - キ 災害時における応急工事
 - ク 災害復旧工事の実施
 - ケ 再度災害防止工事の施工
- (8) 国土交通省国土地理院関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務

に協力します。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
 - ア 鉄道、軌道施設の設備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 電信電話機関（東日本電信電話株式会社神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取り扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (4) 東京ガス株式会社神奈川西支店
 - ア ガス施設の災害予防措置
 - イ 災害発生時の応急対策
 - ウ 警戒宣言発令時の応急対策
- (5) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ 救援物資の備蓄及び配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- (6) 神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 相模川左岸土地改良区事務所
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (8) 一般社団法人神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) 日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 被災者救助団体に対するお年玉郵便葉書等寄付金の配分
 - カ 為替貯金、簡易保険及び郵便貯金の非常扱い
 - キ 地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理
- (10) 中日本高速道路株式会社東京支社
 - ア 管理道路等（構造物を含む。）の整備及び保全
 - イ 管理道路（構造物を含む。）の被害調査及び復旧
- (11) KDDI株式会社南関東総支社
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通

(12) 日本銀行横浜支店

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(13) 公益社団法人神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会

- ア LPガス消費設備の安全指導の徹底
- イ 応急燃料の確保
- ウ 被災地に対する燃料の供給

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の活動に協力します。

(1) さがみ農業協同組合茅ヶ崎支店

- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあつ旋
- エ 被災農家に対する融資または融資のあつ旋

(2) 茅ヶ崎市漁業協同組合

- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資または融資のあつ旋
- ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策

(3) 茅ヶ崎商工会議所及び商工業関係団体

- ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- ウ 災害時における物価安定についての協力

(4) 一般社団法人茅ヶ崎医師会

- ア 医療救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- ウ 防疫その他保健衛生活動の協力

(5) 一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会

- ア 医療救護活動の実施
- イ 遺体の歯形等の調査、分析による身元の確認

(6) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会

- ア 医療救護活動の実施
- イ 医薬品の供給

(7) 金融機関

- ア 被災事業者等に対する資金融資

(8) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における収用者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療と助産

(9) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(10) 学校法人

- ア 避難施設の整備及び避難訓練
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (11) 社団法人茅ヶ崎建設業協会
 - ア 応急対策用資機材及び車両確保の協力
 - イ 応急対策に必要な労働力の確保
- (12) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）、湘南リビング新聞社
 - ア 災害情報の広報
- (13) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティアセンターの設置及び運営
 - イ 災害ボランティアセンターの設置運営訓練
 - ウ 災害ボランティア受け入れのための資機材の備蓄
 - エ 義援金等の申請
 - オ 生活福祉資金の貸付

4 自衛隊（第4施設群（陸上自衛隊座間駐屯地））

自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行います。

また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

(1) 人命または財産の保護のため緊急を有する救助、救援及び応急復旧

- ア 被害状況の把握
- イ 避難者の救助
- ウ 遭難者等の搜索活動
- エ 水防活動及び消防活動
- オ 道路または水路の啓開
- カ 応急医療、救護及び防疫活動
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 炊飯及び給水活動
- ケ 緊急物資の無償貸与または譲与
- コ 危険物の保安及び除去
- サ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 市民及び自主防災組織

- (1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、7日分以上の飲料水・食料の備蓄や家具転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、市民自らが防災対策を行います。
- (2) 「自分たちの地域は、自分たちで守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めます。
- (3) 防災訓練、防災研修会や防災講座等（以下「防災研修会等」という。）に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害発生時には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救助・救急、応急手当等に努めるとともに、避難においては、冷静かつ積極的に行動するように努めます。

(1) 市民

- ア 飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄及び家屋の耐震・安全対策
- イ 出火防止、初期消火活動の協力
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救助・救急活動の協力
- オ 自主防災組織活動への協力
- カ その他必要な災害応急対策業務への協力

(2) 自主防災組織

- ア 防災訓練の実施等平常時における災害に関する予防活動
- イ 被災者の救助・救急等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救助・救急活動、避難誘導等応急対策活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 警戒宣言が発せられた場合の防災活動
- キ 避難所運営委員会への参画
- ク その他災害時において特に災害対策本部長等から要請のあった応急活動

第4 企業等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 企業等

- (1) 日頃から、各企業等が管理する施設及び設備の耐震性の確保や飲料水・食料等の備蓄、消火、救助・救急のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災研修会等の積極的な実施に努めます。
- (2) 防災対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員の取るべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努めます。
- (3) 災害発生時には、市民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救助・救急、応急手当、避難誘導等を積極的に行うように努めます。

(1) 企業等

- ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保
- イ 従業員の飲料水、食料等の備蓄と、消火、救助・救急のための資機材の整備
- ウ 帰宅困難時の企業等における従業員等の保護
- エ 従業員の防災訓練や防災研修会等の実施
- オ 防災対策責任者を定め、災害時の従業員の責務、行動の明確化
- カ 市民及び自主防災組織との連携による地域における防災活動への参加体制の整備
- キ 災害時の市民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、消火、救助・救急、応急手当、避難誘導等の実施
- ク 早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定
- ケ その他、災害時における災害対策活動への協力

第5 災害予防責任者の責務

市、県、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関の長、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第46条から第49条の3の規定に基づき、災害予防責任者として法令または各々の防災計画の定めるところによりそれぞれの所掌事務または業務について、次の事項に取り組みます。

ア 災害を予測し、予報し、または災害に関する情報を迅速に伝達するために必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

イ 防災業務計画または地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務または業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

- ウ 他の災害予防責任者と共同して、防災教育の実施に努めるとともに、防災訓練を実施する。
- エ 災害応急対策または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、もしくは点検し、または管理する防災に関する施設及び設備を整備、点検する。
- オ 災害応急対策または災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、または他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、または応援するために必要な措置を講ずるよう努める。
- カ 災害応急対策または災害復旧の実施に際し物資供給事業者等の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努める。
- キ 要配慮者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講ずる。
- ク その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等を改善する。

第 6 節 防災組織の充実

市、県及び防災関係機関は、総合的な防災体制の確立のため、防災会議等の防災上重要な組織を整備し、相互の連携強化を図ります。

第 1 市の防災組織

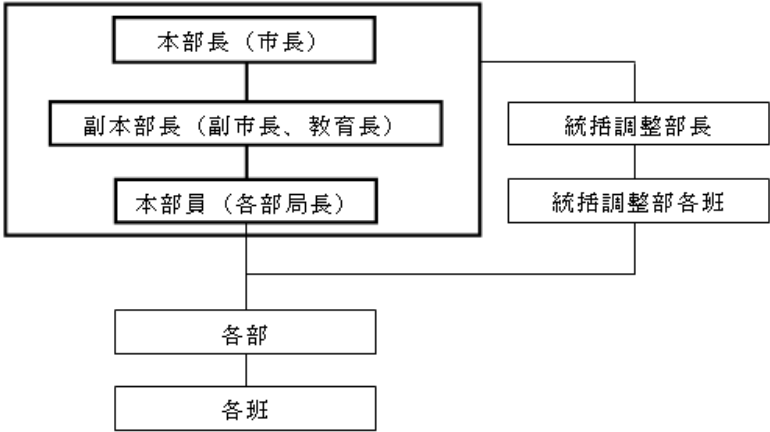
1 茅ヶ崎市防災会議

- (1) 設置の根拠
災害対策基本法第 16 条
- (2) 所掌事務
 - ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進
 - イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議
 - ウ イの重要事項に関する市長への意見
 - エ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (3) 組織

幹事	委員										専門委員						
	指定地方行政機関の職員	陸上自衛隊の自衛官	県知事部内の職員	県警の警察官	市長部内の職員	教育長	消防長及び消防団長	指定地方公共機関または指定地方公共機関の職員	自主防災組織を構成する者	学識経験者	公共的団体等の役職員	関係地方行政機関の職員	県知事部内の職員	市長部内の職員	関係指定公共機関の職員	関係指定地方公共機関の職員	学識経験者
委員の属する機関等の職員																	

2 茅ヶ崎市災害対策本部

- (1) 設置の根拠
災害対策基本法第 23 条の 2
- (2) 所掌事務
 - 茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ防災関係機関と連携し、次の事務を行います。
 - ア 市域に係る災害に関する情報の収集
 - イ 市域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施
- (3) 組織



3 茅ヶ崎市地震災害警戒本部

(1) 設置の根拠

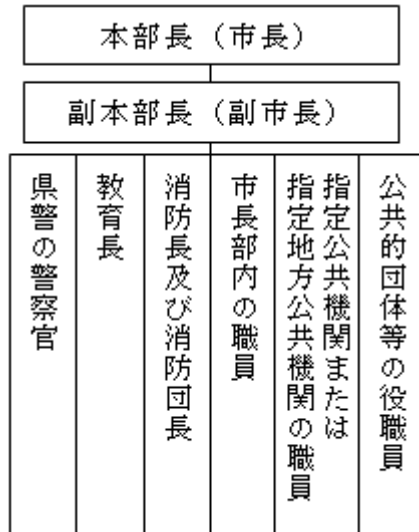
大規模地震対策特別措置法第16条

(2) 所掌事務

ア 市域に係る地震防災応急対策等の実施

イ その他法令に基づく権限に属する事務

(3) 組織



第2 防災関係機関の防災組織

市域を所管し、または市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画または防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織の充実に取り組みます。

第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自治会等を単位として昭和54年から自主防災組織の育成を進めています。自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成するものです。

2 組織

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておきます。なお、組織の編成にあたっては、地域住民相互の連携のもとに活動することが必要とされることから、地域住民が連帯感をもてるような組織を編成し、消防団や地域内の企業等の防災組織と連携を密にします。

また、自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。規約に基づいて防災計画を作成し、自主防災組織における平常時及び災害時の活動内容を策定します。

3 防災リーダー

防災リーダーは、地域の防災活動において中心的な活動を行うとともに、自主防災組織会長を補佐する立場として、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者としての役割を担い、災害時には地域のとりまとめ役として活動します。

また、防災リーダーの活動は、「自らの身は自らが守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の精神に基づくボランティア活動にあたります。

第7節 地震災害対策計画の推進管理

第1 地震災害対策計画策定のための条件

地震発生切迫性は、想定する地震によって、いつ発生してもおかしくないとされているものから、今後100年以上は発生が見込まれないものまで、幅があります。また、地震災害対策は、災害に強い組織・人づくりやまちづくりの推進、災害発生に備えた平常時の対策、災害時の応急対策、さらには、復旧・復興対策まで、幅広い対策を継続的に進めていく必要があります。

そこで、短期的には地震災害による被害の軽減に効果的な対策等を優先的に進め、中・長期的には構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指します。

1 短期的目標（5か年以内）

災害の発生に備えた、災害に強い組織・人づくりの推進、平常時の対策の充実を図るとともに、住宅・建築物等の耐震化や家具の転倒防止対策等の地震による被害を軽減する効果の高い対策を中心に進めます。

2 中・長期的目標（5か年超）

市の防災力の更なる向上を図るため、地震に関する調査研究及び地震災害対策を取り巻く社会状況の変化や、地震関連制度等の動向を踏まえ、災害に強い組織・人づくりや平常時の対策の一層の充実を図るとともに、災害に強いまちづくりの取り組みを進めます。

第2 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、市、防災関係機関、市民及び企業等が連携し、対策に取り組んでいく必要があります。そこで、地域社会の実情、各種対策の実効性等を点検しながら、市の防災対策の基本方針となる「防災ビジョン」を踏まえ、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

第3 計画の点検と充実

市は、この計画を推進するにあたり、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは、県及び防災関係機関と調整のもと修正し、市の実情に合った防災対策のより一層の充実を図ります。

第8節 東日本大震災の教訓と継承

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生しました。

この地震と津波は、同時に原発事故を引き起こし、過去に経験したことのないような広域的な複合災害をもたらしました。

本計画では、東日本大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、市、防災関係機関、市民及び企業等それぞれの絆を深め、一致団結して安全で安心なまちづくりを推進していくため、次の事項を中心に、教訓の発信と継承のための取り組みを明示します。

第1 「自助・共助」の重要性

東日本大震災では、被災自治体の対応機能が喪失したため、発災初動期における「自助」や「共助」の重要性が改めて認識されました。

災害発生時の被害を防止し、または軽減するためには、市民一人一人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域住民同士による「共助」が重要であり、地域における「自助・共助」の取り組みを推進していく必要があります。

第2 津波対策

東日本大震災の巨大津波は、津波防御施設として十分な機能を誇る強力な堤防までも乗り越え、海岸保全施設や街を破壊し、多くの尊い命を奪いました。

このような巨大津波対策は、海岸保全施設の整備等のハード対策だけでは防ぎきれず、住民避難を主軸とした避難対策をはじめ、市民の自助及び地域の共助による日頃からの取り組みが重要となります。

市は、津波警報や大津波警報等が発表された際の市民への情報伝達を確立するとともに、避難所や津波一時退避場所の拡充、ハザードマップの整備、実践的な避難訓練を実施し、津波避難に対する意識の啓発を図る必要があります。

第3 帰宅困難者対策

東日本大震災では、都内で鉄道等公共交通機関が運行停止となり、多数の帰宅困難者がまちにあふれ、駅やその周辺には多くの人々が滞留する等の混乱が発生し、主要道路は、帰宅者の車等により大渋滞が起こり、交通機能が滞りました。

また、本市においても、JR東海道線やJR相模線の運行停止により、約600人の帰宅困難者が発生しました。

平成21年の神奈川県地震被害想定調査報告書では、県内で最大70万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しており、本市でも8,000人を超える帰宅困難者が生じるものと想定しています。

このような想定から、企業等は、帰宅困難者対策として、一斉帰宅の抑制を徹底し、飲料水、食料等の備蓄の充実を図る必要があります。

また、市は、帰宅困難者に対する情報の提供や、家族の安否確認に対する支援、一時滞在施設の提供等、様々な対策が必要となります。

第4 燃料対策

東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備等の燃料が不足し、市民の生活や事業活動に大きな影響が生じました。

市は、災害時における燃料の供給に関する仕組みを見直し、体制を整備する必要があります。

第5 男女共同参画の視点への配慮

東日本大震災では、長期にわたる避難所生活において、災害時における男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮して運営していくことの重要性が明らかになりました。

市は、災害時に男女がともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、防災計画の策定や各種マニュアル作成の過程において、男女共同参画の視点を最大限に反映できる環境を整備します。

第6 災害廃棄物対策

東日本大震災では、津波により多くの建物が倒壊し、道路や住宅の跡地にはがれきが山積する等、宮城・岩手・福島 of 東北3県で約2,800万トン（平成26年2月末日現在）の災害廃棄物が発生しました。

市は、災害発生時に生じる家屋やブロック塀等の倒壊による緊急輸送道路等の応急復旧体制を整えるとともに、大量の災害廃棄物の発生時には、市・県域を越えた広域処理体制の確立に備える必要があります。

第7 復旧・復興対策

東日本大震災では、被災者・被災地のみならず、被災をしていない県・市町村との連携のもとで、それぞれの役割を担っていくことが不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが認識されました。

市は、広域応援の受援体制を整備し、ボランティア活動の効果的な支援を行い、一日も早く平常の生活や都市活動が再開できることを目的に、速やかな復興体制を整備する必要があります。

市は、東日本大震災のこれらの教訓を踏まえ、市、防災関係機関、市民及び企業等が一体となり、更なる防災力の強化を目指し、地震災害対策の計画的な推進を図るものとします。

第2章 災害に強い組織・人づくり

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災の推進

自然現象による災害の発生すべてを防ぎきることは困難なため、発災前の備えに加えて、市や防災関係機関による発災後の迅速かつ的確な応急対策（「公助」）はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動（「自助」）や地域住民が協力して行う防災活動（「共助」）の連携により、被害を最小限に抑える「減災」に向けた取組が重要です。

そのため、市民や事業者、地域住民による減災行動に対する理解の促進と、その実践を図ることで、「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

第1 「自助」、「共助」、「公助」の定義

「自助」とは、自らが自分や家族を守るために自発的に行う防災活動です。「自らの身を自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。

「共助」とは、自主防災組織をはじめとした地域住民が、互いの安全・安心のために協力して行う防災活動です。「自分たちの地域は自分たちで守る」ことは、地域の安全を守るために効果的な方法です。

「公助」とは、市をはじめ、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応です。

本計画では、主に平常時及び災害時における公助の取組をまとめています。

第2 「自助」、「共助」の取組

「自助」、「共助」、「公助」は互いに連携することで大きな減災につながります。そのため、平時から「自助」、「共助」について考え、地震災害に備えておくことが重要となります。平常時、災害時において求められる自助、共助の取組の主なものは次のとおりです。

	平常時の取組	災害時の取組
自助	- 基本的な防災知識の習得 - 災害情報の収集手段の確保 - 応急手当の知識の習得 - ハザードマップによる災害危険箇所、避難場所・避難経路の確認 - 家族との連絡方法の確認 - 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄 - 非常持出品の点検、置場所の確認 - 防災訓練・地域活動等への参加など	- 災害関連情報の収集 - 身の安全の確保 - 家族の安否確認 - 初期消火 - 避難所への避難、在宅避難など
共助	- ハザードマップによる災害危険箇所、避難経路、避難場所の確認 - 要配慮者の見守り活動 - 防災訓練の実施 - 自主防災組織による普及啓発 - 一時避難場所の選定など	- 災害関連情報の収集 - 近隣住民による負傷者の救出 - 要配慮者の安否確認、救出救護、避難誘導の支援 - 地域住民による初期消火 - 避難所開設の協力 - 避難所での相互協力など

第2節 防災知識の普及・啓発

市は、市民に対し防災研修会等を積極的に開催し、市民の防災意識の向上、防災知識の普及を図ります。その上で、災害時に市民が取るべき行動等を周知し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 市は、防災研修会や防災訓練、広報紙、ハザードマップ等により、地域の災害リスクや災害情報の収集方法、避難行動等の防災知識の周知・啓発に努めています。
- 自主防災組織は、地区防災訓練や自治会における防災研修会等を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。

【課題】

- 「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守る行動が必要です。
- 高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を災害から保護するためには、その支援者を含めて災害時の適切な避難行動等について周知を図る必要があります。
- 園児、児童、生徒が、災害時、適切に行動できるよう防災教育を充実させる必要があります。
- 企業の防災体制の強化を図るとともに、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図る必要があります。
- 市は、職員に対する研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図る必要があります。
- これまでの大規模な災害においても、性別や年齢、様々な社会的立場により災害から受ける影響が異なることが課題となっており、各種の防災対策は、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮して行われる必要があります。

【取り組みの方向】

第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部、都市部

1 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図ります。

2 防災訓練の実施

市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定し、市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への積極的な参加を促します。

3 広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の配布

市は、広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の配布により、浸水想定区域及び浸水深、避難所等に加え、津波発生時の避難に必要な基礎的な情報を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。

4 家庭における防災対策等の普及・啓発

市は、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の推進を図ります。

また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図ります。

第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、消防本部

1 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織における防災知識の普及を図ります。

また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮する必要性について普及・啓発を図ります。

2 ホームページの活用

市は、市ホームページに各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルや動画の掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。

3 自主防災組織活動マニュアルの作成支援

市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ効果的に地域内での応急対策活動を実施できるよう、自主防災組織活動の手引を作成しています。市は、この手引をもとに、自主防災組織の災害時及び平常時の活動内容について周知・啓発を図るとともに、各自主防災組織における活動マニュアルの作成を支援します。

第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所

1 啓発パンフレットの作成

市は、要配慮者及び支援者に対し、パンフレット等により防災知識の普及・啓発を図ります。

2 防災訓練の参加促進

市及び自主防災組織は、要配慮者^①の防災訓練の参加を促進します。

第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、教育推進部

1 防災研修会等の開催や防災訓練の実施

市は、小学校、中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）と連携し、児童、生徒に対し、災害に対する基礎的知識の習得を図ることを目的とした防災研修会等を開催します。

また、市は、自主防災組織や学校等と連携し、児童、生徒に対し、地区防災訓練への積極的な参加を促進します。

2 防災教育の推進

保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。

また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。

第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、消防本部

1 企業等における防災への取り組み

企業等は、災害時における顧客及び従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等の社会的な責務を十分認識したうえで、防災活動の推進に努めます。

2 企業等への指導・助言

市は、企業等の実態に即した防災体制が確立できるよう、施設の耐震化、大型の什器・備品の固定等の取り組みを促進します。

3 地域との連携

企業等は、自主防災組織が実施する防災訓練への協力等、地域の自主防災組織との連携協力体制の構築に努めます。

第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 総務部、市民安全部

1 職員に対する研修

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、地域で想定される災害や災害発生時の行政の役割、求められる行動等についての職員研修を実施します。

2 災害対策地区防災拠点に配備する職員に対する研修

市は、災害対策地区防災拠点に配備する職員に対し、災害対策地区防災拠点の役割や避難所の開設、運営等についての研修を実施するとともに、災害対策地区防災拠点打合会や

各種訓練への参加を促進します。

第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 **市民安全部**

災害時における性別の違い等による課題を未然に防ぐためには、男女で災害から受ける影響が異なることに配慮することや、防災・復興の主体的な担い手として女性を位置づけることなどを通じて、地域における生活者などの多様な視点から、防災対策を考え、実施し、地域の防災力を高めていくことが重要となります。

そこで、市は、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者がともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。

1 災害から受ける影響の性別による違い等への配慮の周知・啓発

性別により災害時の困難傾向やニーズに違いのあることや、災害時には衛生・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを多様な被災者の立場から把握すること、家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任に違いがあり、発言力にも差があるということ等に配慮した防災対策について防災研修会等で周知、啓発を図ります。また、女性向けの防災知識の普及啓発等により、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性防災リーダーの育成を行います。

2 男女の人権を尊重した避難所運営の周知・啓発

男女の人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、男女別のトイレ、授乳室等の整備、安心して相談等のできるスペースの確保等の男女の人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。

第3節 自己備蓄の推進

市は、市民及び企業等に対し、自己備蓄の必要性について普及・啓発を図り、市民及び企業等の自主的な備蓄の取り組みを推進し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、被災地外からの支援を受けるまでには、数日程度の期間を要するものと見込まれます。
- 市は、広報紙等により、災害への備えや自己備蓄の推進について啓発しています。

【課題】

- 災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の不足が想定されるため、市民及び企業等は、平時から飲料や食料等の備蓄に努める必要があります。
- 女性や要配慮者等は、避難生活に備え、個々の状況に合わせた事前の準備を十分に行うことが重要です。

【取り組みの方向】

第1 自己備蓄の推進 **市民安全部**

市は、広報紙や防災研修会等を通じ、市民及び企業等に対し自己備蓄の重要性、公的援助の限界等について周知し、自主防災組織と連携を図りながら、自己備蓄の積極的な確保に努めるよう周知を図ります。

1 主な自己備蓄

7日以上の備蓄を確保する。

- (1) 飲料水 (備蓄の目安は1人1日3リットル)
- (2) 食料
- (3) 携帯トイレ
- (4) トイレットペーパー

2 主な非常時持出品

避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。

- (1) 貴重品（現金、身分証明書、通帳類、健康保険証、免許証、印鑑等）
- (2) 携帯ラジオ（予備電池含む）
- (3) 懐中電灯、乾電池（予備電池含む）
- (4) 携帯電話、充電器
- (5) 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等）
- (6) 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む）
- (7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等）
- (8) タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- (9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等）、洗面用具
- (10) 着替え、下着等
- (11) ホイッスル
- (12) 家族の写真

3 その他の主な非常時持出品

女性や要配慮者等は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。

また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。

ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他

の避難者に十分に配慮する必要があります。

(1) 女性

- ア 生理用品
- イ 化粧水、乳液、保湿クリーム
- ウ 下着、おりものシート
- エ 携帯用ビデ

(2) 妊産婦及び乳幼児

- ア おむつ
- イ 離乳食、粉ミルク
- ウ 授乳カバー、授乳ケープ（乳児用ブランケット）
- エ ほ乳瓶
- オ バスタオル
- カ おしり拭き
- キ 母子手帳

(3) 障害者

- ア 障害者手帳
- イ 補装具、日常生活用具等
- ウ ストマ、おむつ等

(4) 高齢者（要支援・要介護者）

- ア 介護保険証
- イ 介護用品（大人用おむつ、尿取りパット等）
- ウ 福祉用具、日常生活用具等

(5) ペットのいる家庭

- ア 名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）
- イ 愛犬手帳
- ウ 食器
- エ ケージ
- オ リード
- カ ペットフード
- キ トイレ用品

第4節 地域防災力の強化

地域防災力とは、「住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団その他地域における多様な主体が行う防災活動並びに行政及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力」です。市はこの地域防災力を強化することで、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 市には、現在1消防団本部と22分団が組織され、定員の427人が4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（平成29年4月1日現在）
- 市内には、平成30年4月現在、137自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。
- 市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、平成30年〇月現在、〇名（うち女性〇名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。

【課題】

- 地域防災力の強化を図るためには、その中核を担う消防団の充実強化が重要です。
- 地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが必要です。
- 地域を守るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神のもとに自主防災組織を結成する等、地域防災力の向上には、市民の自主的な防災活動が必要です。
- 結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の充実が必要です。
- 男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性の参加が重要です。

【取り組みの方向】

第1 消防団の強化 **消防本部、消防団**

1 消防団への加入促進

市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解が深まるよう努めます。

2 消防団の装備の改善

市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。

3 消防団の訓練・研修

市は、地域防災力の中核である消防団の応急対応能力の向上を図るため、消防団員の能力（知識や技能、判断力など）及び資質を高める各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化、ひいては地域防災力の強化に努めます。

また、消防団は自主防災組織等と連携して訓練を実施することで、地域防災力の強化に努めます。

第2 自主防災組織の育成 **市民安全部、自主防災組織**

1 自主防災組織の育成

市は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するために、防災活動を迅速かつ効果的に行えるよう自主防災組織の育成を行います。

2 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の育成・強化のため、自主防災組織による各種の活動を支援します。

(1) 自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援

市は、自主防災組織が地域の特性を踏まえ平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために、地区の防災計画となる「自主防災組織活動マニュアル」の作成を支援します。また、マニュアルに基づく各種の防災活動の実施を支援します。

(2) 防災訓練の支援

市は、まちぢから協議会や自主防災組織等が実施する防災訓練について、訓練企画の助言や防災資機材の取扱方法の実技指導等を行うことで、その実施を支援します。

(3) 防災研修会の支援

市は、地域で想定される災害や、家庭や地域における事前の備え等の防災知識の普及・啓発を図るため、自主防災組織等が行う防災研修会等に職員を派遣します。

(4) 補助金の交付

市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。

第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織

自主防災組織の活動は、地域住民による自主的な防災活動として、自己の地域を「安全で住みよい、災害に強いまち」にするための、地域住民を主体とする活動です。

1 平常時の主な活動

(1) 防災知識の普及

自主防災組織は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するため、地域において防災に対する正しい知識の普及を図ります。

(2) 自主防災組織活動マニュアルの作成及び検証

自主防災組織は、平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために、地区の防災計画として「自主防災組織活動マニュアル」を作成します。

マニュアル作成においては、地域の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、計画に基づく防災活動を実践し、計画の評価や見直しを行います。

(3) 防災訓練の実施

自主防災組織は、地域の特性を踏まえた実践的な防災訓練を実施します。

(4) 地域での予防対策

自主防災組織は、地域特性等による災害時危険箇所等を事前に把握し、地域住民に周知します。

また、家庭における火災要因や家具等の転倒防止等について、地域内での点検や備えを呼びかけます。

(5) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は、防災活動に必要な防災用資機材を整備し、災害時に誰もが使用できるよう、取扱訓練や点検を実施します。

また、避難所に設置してある市防災備蓄倉庫内の防災用資機材の把握に努め、取扱訓練や点検を実施します。

(6) 消防団及び企業等との連携

自主防災組織は、平常時から消防団や地域内の企業等と交流を図り、災害時に連携して活動が行えるよう努めます。

2 災害時の主な活動

自主防災組織は「自主防災組織活動マニュアル」に基づき、災害時に次の活動を実施します。

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、地区防災拠点へ情報を報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を地域に伝達して、的確な応急対策活動を実施します。

また、時間の経過とともに変化する地域の被災状況、救助活動の状況等を地区防災拠点に報告し、情報の収集伝達を行い、情報の混乱防止にあたります。

(2) 初期消火活動の実施

自主防災組織は、火災発生時に、**移動式**ホース格納箱（消火栓を利用した消火器具）、消火器、水バケツ等を使い、地域の協力のもと初期消火に努めます。

また、避難時には、電気のブレーカーを落とす等、電気の復旧に伴う通電火災の予防や出火防止の注意を呼びかけます。

(3) 救助・救急活動の実施

自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、家屋の倒壊等により脱出不能となった人がいる場合は、発見次第速やかに防災資機材等を活用し、救助活動に取り組みます。

(4) 応急救護活動の実施

自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（公立中学校13校、地域医療センター）等へ搬送します。

(5) 避難誘導の実施

自主防災組織は、避難勧告または指示が出された場合には、地域住民に対する周知を徹底し、率先避難を実施するとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します。

(6) 避難所の開設及び運営の協力

自主防災組織は、配備職員及び学校職員と協力し、避難所の開設、避難者の受入を行うとともに、避難所の運営について、積極的に協力します。

(7) 給食・救援物資の配布及び協力

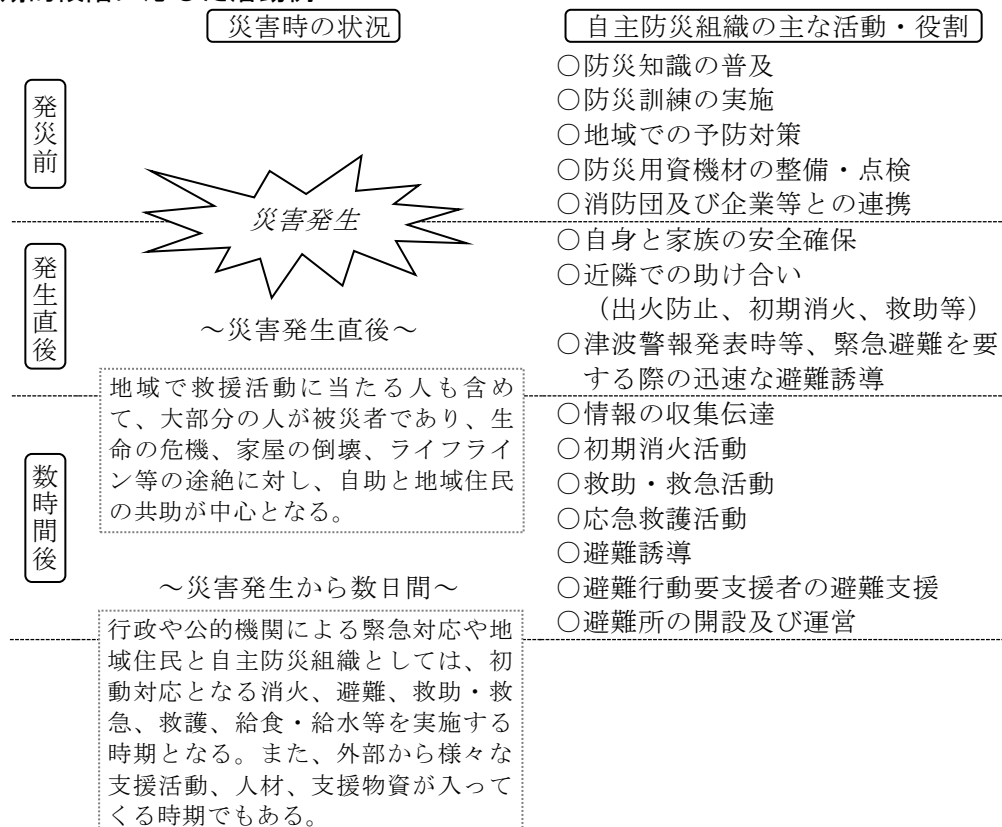
被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となります。

自主防災組織は、保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する給食、給水、救援物資等の配布活動に協力します。

(8) 清掃衛生の実施

自主防災組織は、被災地の防疫活動に協力するとともに、ごみ・し尿その他廃棄物の除去及び清掃活動に協力します。

3 時期的段階に応じた活動例



数
日
後

- 避難所の運営
- 給食、救援物資の配布
- 清掃衛生の実施
- 自治体及び関係機関の情報伝達
- 他団体への協力要請
- 要配慮者への配慮
- ボランティア活動のニーズの把握

第4 防災リーダーの養成 市民安全部

1 防災リーダーの養成

市は、防災リーダー養成研修により、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成を行い、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

また、防災リーダーは、豊富な知識と習得した技術を活用し、地域の防災力の強化を図ります。

2 防災リーダーの活動

防災リーダーは、自らの地域は自らで守るという「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。

第5 女性防災リーダーの養成 市民安全部

1 女性防災リーダーの養成

市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において女性の特性や能力を生かすために、女性防災リーダーを積極的に養成します。

2 女性防災リーダーの活動

災害時には、男女の人権が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した地域の防災活動を推進します。

特に、避難所の運営においては、早期から女性が運営に関わり、女性の視点を取り入れ、女性専用スペースの確保、妊産婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違いに十分配慮し、様々な被災者が安心して避難生活を送ることのできる環境づくりに向け、行動することが期待されます。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市民安全部

市内の一定の地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとします。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととします。

市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう提案があり、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとします。

第5節 地域における要配慮者への支援体制

市は高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体が連携・協力体制を構築し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 近年の災害では、要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足したりする等の課題が浮き彫りとなっています。
- 近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な避難行動要支援者の犠牲者が、健常者に比して多い傾向があります。
- 市は、避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定しています。
- 市は、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。
- 市は、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、平常時からの情報提供に同意の得られた避難行動要支援者の情報を、避難支援に係わる関係者に平常時から提供することで、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを進めています。

【課題】

- 要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要です。
- 要配慮者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要です。
- 要配慮者の迅速な安否確認や適切な避難誘導には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等の平常時からの声掛けと顔の見える関係が必要です。
- 避難行動要支援者支援制度に基づく取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要です。
- 平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。

【取り組みの方向】

第1 要配慮者への支援体制の確立 文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所

1 地域における支援体制の確立

要配慮者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいています。

また、市は、要配慮者に対する防災環境の整備や支援に向けた防災対策を積極的に行うことにより、要配慮者支援体制の確立に努めます。

2 地域の関わり

日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となることから、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域における各主体は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、状況の把握・共有を図ります。

第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部

市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援体制を整えます。

なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」で定めます。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。

対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者としします。

- ①身体障害者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害または体幹機能障害3級以上並びに視覚障害または聴覚障害6級以上の者
 - ②知的障害者のうち、その障害の程度がA1若しくはA2の者
 - ③介護保険制度において要支援以上の認定を受けている者
 - ④「災害時要援護者支援制度」登録者のうち本制度への登録に同意する者としします。
- ただし、市長が特に認めた場合については対象とする。

なお、名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとしします。

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所または居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 避難行動要支援者の情報の把握及び維持管理

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を必要な範囲で集約します。

また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。

なお、避難行動要支援者名簿については、個人情報保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、または盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。

3 避難行動要支援者の名簿の利用及び提供

市は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供できることとしします。

また、避難行動要支援者名簿は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することとしします。

なお、ここでいう避難支援等関係者とは次に掲げる者としします。

①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター

第3 避難行動要支援者支援制度の周知・啓発 市民安全部、福祉部

災害時に、避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するためには、平常時からより多くの避難行動要支援者の情報を搭載した名簿を避難支援等関係者へ提供し、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを行うことが必要です。そのために、市では、より多くの避難行動要支援者に本制度についてご理解いただくとともに、平常時からの名簿提供に同意していただけるよう、避難行動要支援者のうち、同意していない方等への同意の依頼や、自治会、自主防災組織等へのパンフレット等の配布による周知・啓発を継続的に実施していきます。

第6節 防災訓練の実施

市は、災害対応力の強化を図るため、市民、自主防災組織及び防災関係機関等との連携協力のもと、地域で想定される災害に対し、各種の防災訓練を実施することで、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、通信訓練等を実施しています。
- 各自主防災組織は、地域の災害特性を踏まえ、防災資機材の取扱、安否確認、避難場所への避難等の各種の防災訓練を企画、実施しています。

【課題】

- 地域防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加のもと、市、防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要です。
- 自主防災組織等が実施する地域における防災訓練については、女性や中学生等も含めた多様な主体の参加のもと、地域の実情に即した訓練を継続して実施することが重要です。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。
- 保育園、幼稚園、学校等は、各種の災害を想定した実践的な避難訓練の実施や、保護者への連絡及び保護者による引き取り訓練等、保護者も含めた訓練の実施が重要です。
- 市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の発生を想定した図上訓練や具体的な対策の訓練を実施することで、職員の災害応急対策活動に対する習熟を図るとともに、防災関係機関や協定締結事業者等との連携調整体制を確立する必要があります。
- 防災訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災関係機関との連携強化 **市民安全部**

災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策が実施できるよう、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図ります。

第2 地区防災訓練 **市民安全部、自主防災組織、配備職員**

- 1 自治会連合会及び自主防災組織等は、地域の特性に応じた、地区防災訓練を実施します。
- 2 自主防災組織及び防災リーダーは、地区防災訓練において、防災知識や技術の普及・啓発に努めます。

また、女性や中学生等、地域住民の積極的な参加を促進するとともに、要配慮者の視点に配慮した訓練を実施する等、地域防災力の向上に努めます。

3 主な訓練項目

- (1) 避難所運営訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 防災資機材取扱訓練
- (4) 消火訓練
- (5) 救助・救急訓練
- (6) 心肺蘇生（AED）訓練
- (7) 医療訓練
- (8) 応急給水訓練
- (9) 給食訓練

第3 通信訓練及び情報受伝達訓練 **企画部、市民安全部**

市、県及び防災関係機関は、災害時に各種の災害情報の受伝達、被害状況の把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練及び情報受伝達訓練を実施します。

第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 **総務部、市民安全部**

- 1 市及び防災関係機関は、警戒宣言発令時及び災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等本部の運営を適切に行うため、地震警戒本部及び災害対策本部運営訓練（図上訓練）を実施します。
- 2 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部が本部員会議の意思決定機能を適切に補佐することを目的とした図上訓練等を実施します。
- 3 市は、災害時の参集経路の確認や緊急参集体制の検証、職員の参集意識の向上を図るため、職員参集訓練を実施します。

第5 消防訓練 **施設管理者**

防火管理者を有する全ての施設は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するため、防火管理上必要な消防計画等に定める消防訓練を実施します。

1 主な訓練項目

- (1) 通信訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 救助・救急訓練
- (5) その他総合的訓練

第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練 **こども育成部、教育推進部、施設管理者**

- 1 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の安全確保を図るため、災害時を想定した実践的な避難訓練を実施します。
- 2 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒の保護者による引き取り訓練等を実施します。

第7 災害警備訓練 **茅ヶ崎警察署**

警察は、東海地震の警戒宣言発令時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。

第8 津波対策訓練 **市民安全部、経済部、横須賀海上保安部湘南海上保安署**

1 津波対策訓練の実施

市は、津波に対する住民の自主的な避難行動、津波に対する意識啓発を図るため、防災関係機関や津波一時退避場所協定締結先等と連携し、海浜利用者や周辺自治会等の参加の下、津波に関する情報伝達訓練や避難訓練を実施します。

また、自主防災組織は、市の津波対策訓練に積極的に参加するとともに、地域の特性に応じた実践的な避難訓練の実施に努めます。

2 サザンビーチちがさき海水浴場の津波対策

市及び海水浴場管理者は、海水浴客を対象とした津波注意報等の情報伝達訓練や避難誘導訓練を実施します。

第9 多数遺体取扱訓練 **総務部、保健所、茅ヶ崎警察署**

市は、防災関係機関、茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。

第10 応急復旧訓練 **市民安全部、防災関係機関**

防災関係機関は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するため、ライフライン関係施設の応急復旧訓練を実施します。

1 主な訓練項目

- (1) 水道施設応急復旧訓練
- (2) 電力施設応急復旧訓練
- (3) 通信施設応急復旧訓練
- (4) ガス施設応急復旧訓練

第11 要配慮者等に配慮した防災訓練の実施 市民安全部、自主防災組織、施設管理者

市、防災関係機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や男女共同参画の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災空間の確保

市は、災害による被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、防災上の活動拠点や道路等の防災空間の整備を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 市は、災害発生時に防災上重要な役割を果たす道路、河川及び下水道の整備、公園や農地等の緑地の確保等、防災空間の確保に努めています。
- 市は、避難所、避難場所を指定するとともに、災害時に拠点となる公共施設等に必要な資機材等を備蓄しています。

【課題】

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設等を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、整備を進めることが必要です。
- 災害による被害を軽減するため、避難所・避難場所等の防災上の空間の確保や機能の拡充が必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部

1 防災空間の確保

市は、延焼遮断帯や避難場所、防災上の拠点等の確保に努め、機能の更なる整備に努めます。

2 防災空間の整備

市は、防災上の拠点や避難場所となる施設や空地の整備を行うとともに、その機能を十分に発揮できるよう、必要な資機材等の整備を図ります。

(1) 主な防災上の拠点とその役割

市は、災害発生時に重要な応急対策活動を行う拠点を定め、円滑な応急対策活動の実施に努めます。

防 災 拠 点	行政拠点	災害対策本部の設置や災害時の応急対策活動の中核となる拠点 市庁舎、支所等
	地区防災拠点	避難者の受け入れ（避難所）や災害情報や支援情報等の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点 公立小・中学校
	物資拠点	防災用資機材の保管場所や広域応援等による物資等の一時的な集積・保管を行う場所で、地区防災拠点等への分配を行う拠点 市の備蓄倉庫、総合体育館、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所
	活動拠点	消防部や消防団等の応急対策活動並びに自衛隊や各種広域応援部隊、ボランティア等が広域応援活動等を行う拠点 消防庁舎、消防出張所、消防団器具置場、中央公園、文化会館、その他各種応援機関等の活動の拠点となる場所
	医療拠点	災害拠点病院や後方医療機関、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（原則として公立中学校13校、地域医療センター）救急病院、災害協力病院その他医療機関等

(2) 道路・河川の整備

市は、広幅員の道路・河川等において、大規模火災発生時の延焼遮断帯や緊急物資を輸送する道路としての機能を確保する等、防災空間としての道路・河川整備を検証し、必要な整備を図ります。

ア 避難に必要な道路

- イ 緊急物資の輸送の機能を有する道路
- ウ 延焼遮断帯の機能を有する道路または河川
- (3) 公園の整備
 - 市は、公園・緑地等の整備を行うにあたり、防災空間としての機能を有効に活用できるようにその地域の特性に応じた空地の整備を図ります。
 - ア 広域避難場所としての機能を有する公園
 - イ 一時的な避難、地域の集合場所となる公園
 - ウ 延焼遮断帯としての機能を有する公園
 - エ 応急仮設住宅の建設地となる公園
- (4) 農地の保全
 - 市は、災害時に避難地等としても効果的な防災空間として、農地や緑地の保全を進めます。
 - また、延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進めます。

第2 防災空間及び拠点機能の拡充 経済部、指定管理施設所管課

市は、広域避難地や防災上重要な拠点等といった防災空間の確保やさらなる整備を図るとともに、その機能の拡充に努めます。

1 浜見平地区における機能の拡充

浜見平地区拠点整備事業において、地域の応急対策活動等を行う拠点としての機能を確保します。

公園は、延焼火災等からの避難を可能とした防災空間を確保し、一時的な避難生活を支える防災設備の配置や防災備蓄倉庫の確保並びに防災用資機材の整備等を行います。復旧・復興時においては、住宅再建等の長期的な復興活動に向け、応急仮設住宅の建設用地等として利用します。

また、避難対策として、松尾川は暗きょ化・緑道化し、迅速な避難が行えるよう整備し、団地住棟は、UR都市機構との連携を図り、津波からの一時退避場所としての機能を確保します。

さらに、公共公益施設は、周辺の地区防災拠点と連携し、必要な情報の収集・発信等の役割を担います。

2 指定管理施設の災害時の機能の確認

平成28年熊本地震における被災地での課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合があった」ことがあります。

そこで、市は、災害時に一定の役割を担う指定管理施設において、指定管理者と災害時の役割分担について予め確認しておくこととします。

第3 避難場所等の指定 市民安全部、福祉部

災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急的に身を守るための避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活を送るための避難所（指定避難所）を区別して、順次指定します。

1 指定緊急避難場所の指定

市長は、災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

指定にあたっては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難者に開放され、かつ避難者の受入場所について、避難経路上に障害が生じることのないといった管理条件を満たすとともに、災害の種別ごとに次に掲げる立地条件または構造条件、耐震条件（津波、地震の場合）を満たす施設または場所を指定することとします。

(1) 地震

地震から身を守るための避難先として、耐震基準等を満たす施設を指定することとし、市では、災害対策地区防災拠点となる公立小中学校を指定します。

(2) 津波

津波から身を守るための避難先として、耐震基準等を満たすとともに、次のいずれかの基準に適合する施設を指定します。

ア 茅ヶ崎市津波ハザードマップに示された津波浸水想定区域外にある施設

イ 想定される津波に対して安全な構造であるとともに、津波浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。

(3) 大規模火災

災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、ふく射熱や煙などの火災の危険から緊急的に身を守るために避難する場所として、次の基準に適合する場所を広域避難場所に指定します。

広域避難場所は、神奈川県大震火災避難対策計画を参考に、原則として、おおむね10,000㎡以上の安全面積※が確保できる一団の空地を指定することとします。

※安全面積：広域避難場所周辺で延焼火災が発生した際のふく射熱の影響を計算した結果、避難場所となりうる面積

なお、指定にあたっては、市域の要避難者1人につき2㎡以上の避難面積が確保できるよう避難場所を確保することとします。

2 指定避難所の指定

市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6を踏まえ次の基準を満たす施設を指定します。

ア 避難生活を送るために最低限必要な面積として被災者等1人当たり2㎡としたときに、1,000人以上の収容可能面積があること

イ 防災倉庫が設置、または備蓄スペースが確保されており、防災資機材や備蓄食料、トイレ、毛布等の災害時に必要な資機材等を備蓄することができること

ウ 一般の避難者と要配慮者を区別した避難場所の確保、救援物資の保管・配布、仮設トイレの設置、市災害対策本部との情報受伝達等、当該施設において避難生活を送るうえで必要な避難所機能について避難所運営マニュアルで事前に想定してあること

エ 指定緊急避難場所の指定条件にある災害の種別ごとの立地条件または構造条件を満たすとともに、指定緊急避難場所の耐震条件を満たすこと

オ 近接する緊急輸送路または当該道路を補完する道路から当該施設まで、

概ね幅員4m以上の道路幅員を有すること

カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあつては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること

本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校（32校）を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用します。

3 その他の避難所等の確保

(1) 福祉避難所

市は、指定避難所での生活が困難な障害者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用します。

市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。

(2) 津波一時退避場所

津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要で

す。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定され、津波から迅速に避難する場所を確保する必要があります。

本市の地形は、比較的平坦であり、地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。

そのため、市は、津波からの一時的な退避場所を確保するため、市内の中高層建物の所有者等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。

(3) 帰宅困難者一時滞在施設

地震等により多くの滞留者の発生が予測される駅周辺に、滞留者の安全確保と災害関連情報を提供する場所として一時滞在施設を確保します。

(4) 2次避難所（施設）

市は、多数の避難者で避難所となる公立小中学校のスペースが不足する場合や、被災等により使用できない避難所が発生した場合に備え、市内の高等学校や企業等と協定を締結し、2次避難所（施設）を確保しています。

今後も企業等との協定締結を進め、避難施設の確保に努めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。

4 避難場所等の周知

市は、災害の種別に応じた避難先や避難生活を送るための避難所等について、災害時の円滑な避難行動に資するため、避難所看板や案内板、ハザードマップや市ホームページ等で周知するとともに、防災訓練や防災研修会などの機会を通じて、平常時にあらかじめ確認するよう啓発に努めます。

第4 公園の整備 **建設部**

市は、市街地及びその周辺の広域避難場所をはじめ、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる公園や緑地の確保に積極的に努めます。

防災上有効な拠点となる公園を新規に整備し、あるいは拡充する際には、施設設備（太陽光発電等の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、防災備蓄倉庫等）や、災害時の諸活動の拠点機能の確保を図ります。

第2節 道路・橋りょう・下水道の整備

市は、災害時の機能確保のため、道路の整備、橋りょう及び下水道の整備や補修等により施設の耐震化を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

○市は、災害発生時に重要な役割を果たす道路、河川及び下水道について、それぞれの計画に基づき、整備を進めています。

○市は、耐震性の強化にあたっては、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に基づき、耐震改修を進めています。

【課題】

○災害による被害の軽減や迅速な復旧を図るためには、避難、救助活動、物資輸送等の防災上重要な役割を果たす道路、橋りょう及び下水道の整備や適正な維持管理に努めるとともに、施設の耐震化を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 道路の整備 建設部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所

市では、多様な防災上の役割を担う都市計画道路の整備を推進しています。

都市計画道路等の広幅員道路は、防災効果が高く、安全な避難を可能とし、延焼遮断帯としての機能も有します。

また、消火、救助・救急活動等における緊急車両の通行、緊急物資等の輸送車両の通行等、その防災上の役割は非常に重要なものとなります。このため、市が整備する都市計画道路及び幹線市道について「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に基づき、その整備を推進します。

また、国、県、市はそれぞれ、緊急輸送道路等の機能確保に向けて、さらなる整備を進めるとともに、適正に維持管理していきます。

第2 電線類の地中化 建設部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所

道路管理者は、災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電線類を地中化することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図ります。

第3 橋りょうの整備 建設部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所

橋りょうは、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要です。そのため、「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、バス路線や橋長の比較的長い橋は、定期点検を行い、損傷程度が軽微な段階で、小規模な修繕を行い健全な橋の状態を維持していきます。

第4 下水道の地震対策 下水道河川部

市は、「茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画」に基づき、公共下水道の管路施設の耐震化を進めます。

また、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき、緊急輸送道路に埋設された管路や避難所、病院等の「防災拠点」から排水を受ける管路の耐震化を優先的に進めます。

ポンプ場等の施設についても耐震性能を検証し、必要に応じて耐震対策を行うほか、自家発電機能を持たない施設については、順次自家発電機能を確保します。

また、災害により管路が損傷し機能が停止した場合には、可搬式ポンプにより、応急措置として排水機能を確保します。

第3節 建築物等の防災対策

耐震性能の不足は、建築物自体の被害のほか、火災の発生や倒壊による道路閉塞等も懸念され、都市機能に大きな影響を与えるため、住宅や特定建築物、公共施設等の耐震改修を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 平成○○年1月1日現在の市内の住宅（戸建て、共同住宅、木造、非木造）の耐震化の割合は、全体の○○.○%（建物戸数より算出。茅ヶ崎市調査による）となっています。
- 平成28年1月1日現在の市内の木造建築物の割合は、全体の53.7%（延べ床面積より算出）となっています。（出典「第10回都市計画基礎調査」（茅ヶ崎市））

【課題】

- 阪神・淡路大震災では、昭和56年6月の新耐震基準以前の建築物が大きな被害を受けていることから、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を進める必要があります。
- 建築物は、建て替えが進むことにより建築物の耐震性の向上が図られますが、災害により被害の削減を図るためには、合わせて屋内における家具等の転倒防止対策が必要です。
- 応急対策活動の拠点となる公共施設は、防災上重要な建築物として位置づけ、施設の耐震化を図るとともに、災害時には応急危険度判定を迅速に行い、施設の安全性について確認する必要があります。

【取り組みの方向】

第1 既存建築物の防災対策 **都市部**

一般建築物の耐震基準は建築基準法（昭和25年法律第201号）によって規定されていますが、「新耐震基準」の適用前の建築物は、十分な耐震性があるとはいえません。

市は、特に不特定多数が集まる建築物に対し、構造、防災設備、防火設備等の安全性を指導します。

また、市は、自主防災組織と連携し、住宅の耐震診断や家具の転倒防止等について、市民に対して積極的な啓発を行い、リーフレットの作成や耐震相談の実施等、住宅の防災対策に係る意識の向上を図ります。

第2 新築建築物の防災対策 **都市部**

建築基準法に基づく建築物等の確認業務の中で、災害時における避難等も考慮して、敷地、建物、設備について審査を行い、各種の問題点について総合的に検討し、安全性の高い建物の建築を行うよう指導します。

第3 防災上重要な公共建築物の指定 **市民安全部**

市は、応急対策活動を行う上で重要な拠点となる建築物を、防災上重要な公共建築物として位置づけます。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 市、消防、消防団等の活動拠点となる建築物等
- (2) 市が指定する避難所
- (3) 救急病院や社会福祉施設
- (4) 多数の市民が利用する公共施設
- (5) 市の防災備蓄倉庫等の物資拠点となる施設・設備等

第4 防災上重要な公共建築物の防災対策 **企画部、施設管理者**

市は、所有する防災上重要な公共建築物の耐震診断を実施し、災害時においてもその機能を維持できるよう、必要に応じて耐震補強等に努め、耐震補強工事では十分な施設機能

を維持できないと判断された場合は、建て替え等によりその機能の確保に努めます。

第5 社会福祉施設の安全確保 **施設管理者**

入所施設及び通所施設等の各種社会福祉施設においては、その利用者の安全確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要です。

1 施設の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、災害時においてもその機能を維持できるよう努めます。

2 防災設備等の整備

施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努めます。

また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努めます。

3 防災教育・訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者が災害時に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施します。

また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。

4 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備します。

また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動にあたるよう体制を整備します。

第6 その他安全対策 **市民安全部、都市部**

1 ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀、石塀の生垣への転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図ります。

2 窓ガラス等の落下物防止対策

窓ガラス、広告塔、看板等は、災害時に脱落し、被害を与えることが予想されます。このため、市は、所有者及び管理者に対し、落下物防止対策の観点から指導をします。

3 家具等の転倒防止対策

地震発生時には、家具等の転倒や備品等の落下により、負傷したり、圧死する危険があります。市は、これらの被害から市民の安全を守るために、家具等の転倒防止や高い所に置かれた荷物の移動等、家具等の転倒落下防止対策等の普及・啓発に努めます。

第4節 液状化対策

市は、液状化について、必要な対策を検証し、各種防災対策に反映するとともに、市民等の「自助」による取り組みを推進し、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つ等、液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅等には対策工法の普及はまだ進んでいません。
- 東日本大震災では、東北地方から関東地方等の広範囲において液状化被害が発生しました。
- 市は、平成25年8月に液状化の可能性を示した、液状化ハザードマップを作成しました。
なお、本ハザードマップは、従来の「南関東地震」をもとに検討したものです。

【課題】

- 本市の地形では、南部や中部の平野における沖積低地における砂層の堆積等、液状化に対して十分な対策が必要とされています。
- 市は、市民に対し液状化ハザードマップにより、液状化に対する基礎知識等の情報提供が必要です。

【取り組みの方向】

第1 液状化対策 **都市部**

1 液状化ハザードマップの作成

市は、液状化ハザードマップを活用し、液状化の可能性について、広く市民に情報提供をしていきます。

2 過去の液状化被害

関東大震災では、市内の至る所で液状化と思われる現象や地割れなどの被害が生じていたと言われています(平成24年3月31日発行「ちがさきの関東大震災ー市民の記憶ー」より)。

市は、このような体験者の記憶を風化させず、本市に起きた現状を改めて認識し、各種防災対策を講じていきます。

第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策

市は、土砂災害警戒区域あるいは急傾斜地崩壊危険区域等の指定について県と連携し取り組むとともに、避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした対策の整備を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、平成15年3月に県の調査により公表された急傾斜地崩壊危険箇所は23箇所、土石流危険渓流は1箇所となっています。
- 平成29年7月10日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が54区域、土砂災害特別警戒区域（土石流）が3区域指定されています。
- 市は、地震後の大雨や、大雨が降り続いた後の地震の被害を考慮した急傾斜地崩壊危険箇所等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。

【課題】

- 注意が必要な地域に居住、滞在する市民に対し、がけ崩れ及び土石流の危険性の周知が必要です。
- 土砂災害警戒区域等は、地震後の大雨や、大雨が降り続いた後の地震により、崩壊等の危険性が増すため、注意が必要です。
- 市は、土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制を整備することが必要です。

【取り組みの方向】

第1 危険箇所の予防対策 市民安全部、都市部、建設部、**消防本部**、消防団、茅ヶ崎警察署、藤沢土木事務所

1 危険箇所の調査・把握

市は、地震や大雨によるがけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。

県は、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、土砂災害警戒区域等指定のために必要な基礎調査の結果について速やかに公表します。

2 所有者等の安全対策

市は、必要に応じて危険箇所における必要な安全対策について指導助言します。

3 ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、市民へ周知します。

第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、**消防本部**、消防団、茅ヶ崎警察署

1 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害警戒情報等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図ります。

2 土砂災害ハザードマップの作成及び活用

市は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や風水害時の避難場所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を作成し公表することで、風水害時における住民避難の促進を促し、人的被害の軽減を図ります。

また、市は、土砂災害警戒区域内及び近隣の住民等に対し、避難場所及び避難経路の確

認を促すとともに、土砂災害ハザードマップを活用した避難訓練の実施について指導助言します。

3 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や地域住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

また、土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省や県が緊急調査を実施し、調査結果に基づき、被害が想定される区域・時期を市に通知する防災情報です。

市は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努めます。

4 避難措置

市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または急傾斜地が崩壊し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難準備情報、避難勧告または指示を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。

5 避難情報の市民への伝達

避難情報等は、防災行政用無線や地域情報配信システム等の情報伝達手段により、迅速かつ正確に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。

また、その際、要配慮者には十分配慮します。

第3 かけ崩れ対策 藤沢土木事務所

県は、地震や大雨によるかけ崩れ、土石流の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。

1 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止

県は、急傾斜地崩壊危険区域等について被害規模が大きいと予想される箇所等から計画的に土砂災害防止施設の整備を進めます。

2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可制の導入や、既存住宅の移転促進等の対策を行います。

第6節 危険物等の災害予防対策

市は、危険物取扱施設の耐震化の促進、自主保安体制の充実等をはじめとする安全確保対策を推進し、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 市内には、ガソリンスタンドに代表される危険物取扱施設が混在し、また、工場や各種研究機関にも高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物取扱施設等が存在します。
- 市は、危険物取扱施設の安全管理に対する保安教育等の行政指導の強化を図り、安全の確保に努めています。

【課題】

- 危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。
- 危険物取扱施設の安全対策については、関係法令により規制や指導等を行っていますが、一層の保安体制の確立が必要です。
- 市は、危険物等の爆発、漏えい等による災害の発生を防止するため、県及び防災関係機関と連携を図り、予防対策を推進していく必要があります。

【取り組みの方向】

第1 危険物取扱施設に対する指導 **消防本部**

市は、危険物取扱施設に対し、施設等の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。

また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を講じます。

1 危険物取扱施設の災害予防対策

(1) 実態調査

市は、危険物取扱施設の実態を把握し、出火防止等を指導します。

(2) 自主保安指導

市は、災害時の自主保安管理体制の強化、危険物の流出や漏えいが発生した場合の消防機関への早期通報体制の確立、地域住民への避難誘導體制の強化を指導します。

2 危険物取扱施設の措置

各危険物取扱施設は、施設からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等、必要な措置を行います。

第7節 事前復興対策

日本各地では阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災そして熊本地震等、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。

これまでの地震災害を踏まえ、国では、これまでの応急・復旧対策に加え、災害発生後の生活や都市の復興対策についても、災害が発生する前に計画的に準備することを推進しています。

復興対策は、被災者の住宅や生活、都市活動、雇用の再興の基盤であり、平常時から被害の軽減を目指した「減災」につながる都市計画や災害に強いまちづくりを進め、迅速に対応していくことが求められます。

市は、「災害に強いまちづくり」が、災害発生後にはそのまま「復興まちづくり」に繋がるよう「被災前からの復興対策」を推進し、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

○県は、平成17年に「神奈川県震災復興対策マニュアル」を策定し、復興対策に関する取り組みを進めています。

○各市町村において、災害発生後の被災者の生活や都市活動について、円滑な復興対策を実施できるよう「事前復興」の取り組みを進めています。

【課題】

○市は、被害想定に基づき、被害の軽減を目指した「減災」につながる都市計画や災害に強いまちづくりを推進し、「被災前からの復興対策」の推進が必要です。

○大規模な災害から迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進する必要があります。

【取り組みの方向】

第1 茅ヶ崎市震災復興対策マニュアルの策定 **都市部**

市は、被災した市民が1日も早く平常の生活を再開できるよう、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後にあっても、できる限り円滑な復興対策を実施できるよう震災復興対策マニュアルの策定に取り組みます。

1 事前復興対策

まちづくりを含めた復興計画については、市、市民、市民団体及び企業等が協働し、一致団結して計画を構築していく必要があります。

復興計画の策定にあたっては、方針決定過程のあらゆる場・組織に、地域における生活者や男女共同参画の幅広い視点を取り入れ、地域のニーズを反映するとともに、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」と未来に向けた復興を目指していきます。

そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、震災復興対策マニュアルの策定及び検証を進めます。

2 都市防災機能の整備

市は、災害によって、都市の機能や建物等に被害が生じた際にも速やかに立ち上げられるよう、根幹となるインフラの整備や区画整理等、災害に強いまちづくりや防災機能を含めた都市計画を進めます。

第2 地籍調査の推進 **建設部**

市では、大規模地震発生時に津波被害が想定される鉄砲道以南の海岸地域から地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。

第4章 平常時の対策

第1節 災害対策本部機能の強化

【現状】

- 市は、東日本大震災を踏まえ、災害対策本部組織の見直しを図るとともに、災害対策応急活動を効果的に行うため、庁舎や備品の整備を行いました。
- 市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。
- 市は、行政そのものが被災し、職員や庁舎、ライフライン等の業務に必要な資源に制約がある中であっても行政が果たすべき役割を遂行するため、災害時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、対応策をまとめた茅ヶ崎市業務継続計画震災編を策定しています。

【課題】

- 市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実行するため、引き続き災害対策本部機能の強化を図る必要があります。
- 災害応急対策活動を効果的に行うためには、防災関係機関との連携強化が不可欠なことから、引き続き平常時からの連携強化に努める必要があります。
- 市は、発災後に優先して着手すべき業務（非常時優先業務）の実施体制を継続的に改善する必要があります。
- 市は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、その実施場所をあらかじめ整理しておく必要があります。

【取り組みの方向】

第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部

1 災害対策本部組織の強化

市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって構成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。

2 災害対策本部施設・設備の強化

市は、円滑な災害対策本部活動を行うために、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の機能強化を図ります。

3 災害対策本部における災害情報の共有

市は、応急対策活動に係わる関係者間で、認識の統一を図り、組織的かつ効率的に災害対策活動を進めるために、災害情報を集約し関係者間で共有することができる体制を整備します。

第2 国、県及び防災関係機関との連携強化 企画部、市民安全部

市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、各種の防災計画や相互の応援協定等に基づき、国、県及び防災関係機関と適切に役割分担し、連携協力するため、平常時より訓練等を連携して実施します。

第3 業務継続体制の向上 市民安全部

市は、災害発生時の災害応急対策業務や優先度の高い通常業務の実施のため、これらの業務の実施にあたっての必要な職員や非常電源、通信手段等の業務資源の確保に向けた対応策を検証するとともに、業務継続にあたっての資源確保における課題の解消に取り組むことで業務継続体制の向上を図ります。

第4 災害時における公共施設の活用方法の整理 **財務部、市民安全部**

市は、災害時における公共施設やその会議室等の活用方法を整理することで、災害応急対策の円滑な実施や広域応援部隊や他自治体からの支援の円滑な受入れを図ります。

第2節 災害情報受伝達体制の充実

【現状】

- 市は、防災行政用無線、市ホームページやツイッター、ちがさきメール配信サービス、t v k データ文字放送、防災ラジオ等、災害情報の伝達手段を整備しています。
- 市は、市内119か所に設置する防災行政用無線屋外拡声子局より防災情報等を発報しています。
- 市は、エフエム放送局等と災害時における緊急放送における協定等を締結しています。
- 県は、災害時の情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備しています。
- 市は、防災関係機関や公共施設、協定先等との災害時の通信手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等を整備しています。

【課題】

- 市は、災害情報を広く確実に伝達するため、関係機関との連携のもと伝達手段の多様化、多重化に取り組む必要があります。
- 無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を平成34年11月30日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。
- 市は、災害情報の収集、提供を円滑に行うために、各種のシステム等を適切に運用できる体制を整える必要があります。
- 市は、災害応急対策活動を効果的に実施するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の通信手段の更なる整備が必要です。

【取り組みの方向】

第1 災害情報受伝達体制の充実 市民安全部、消防部、消防団

市は、災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。

そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせで配信します。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッターやテレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組めます。

また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。

あわせて、多様な広報媒体を、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知します。

第2 防災行政用無線のデジタル化 市民安全部

市は、防災行政用無線の機器に関する無線設備規則の改正に伴い、新たな規格へ対応するため、防災行政用無線の機器の整備更新を進めます。

第3 報道機関との協力体制の確立 企画部

市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送 (FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送 (株) (レディオ湘南)」、「湘南リビング新聞社」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。

第4 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県政総合センター

県及び市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

第5 通信手段の整備 市民安全部、消防本部、消防団

市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からのその取扱訓練や点検を実施します。

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

- 市は、災害発生時の消防活動を効果的に行うため、消防施設、設備を整備しています。また、市民の救助・救急、消火活動体制の向上を図るため、防災訓練や救命講習等を実施しています。
- 市は、火災危険度の高さや火災予防対策の重要性について周知するとともに、住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置、感震ブレーカーの普及に努めています。
- 災害発生により、道路が閉塞した場合には、消防車両等の進入が難しく消火が困難となることが想定されます。また、同時に火災が発生し、消防力が不足するおそれがあります。

【課題】

- 地震火災の特徴である同時多発出火の防止には、常備及び非常備の消防力が不足するおそれがあるため、消防施設や設備の充実等の消防力の強化と並行して、地域住民による初期消火体制を充実させる必要があります。
- 市は、市の火災危険度について周知を徹底するとともに、家庭において火を出さない取り組みや、電気の復旧に伴う通電火災の予防等の出火防止措置を充実させる必要があります。
- 市は、自主防災組織、警察及び自衛隊等と連携した消防活動体制の充実を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 消防力の整備・強化 **消防本部、消防団**

1 常備消防

市は、地震火災対策を推進するため、消防力の整備・強化を図り、延焼防止に対処します。

本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、5出張所を有し、消防車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防計画に基づく有事即応体制を確立します。

2 非常備消防

消防団は、災害現場で、常備消防と連携しながら人命救助や避難誘導、応急救護、消火活動等、様々な活動を行います。

また、平常時より、常備消防や自主防災組織との連携を図り、地域住民に対する救助・救急、消火活動について普及・啓発を図ります。

本市における非常備消防は、1消防団本部と22個分団で組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。

地域における災害時の応急対策活動では、消防団の役割は非常に重要であり、地域防災の中心的役割を担います。そのため、防災訓練等において消防団と自主防災組織が連携するとともに、市は消防団への積極的な加入の促進を図ります。

3 消防力の整備・強化

市は、災害時に効果的に消防活動を行えるよう、出火防止や初期消火、延焼拡大の防止に有効な消防施設及び設備の充実を図ることで、消防力の更なる強化に努めます。特に、延焼火災の危険性が高い地域においては、初期消火に効果的な消火用資機材の拡充や導入を検討し、消防団や自主防災組織、防災リーダー等に対し、取扱いの周知を図ります。

また、消防職員、消防団員は、能力、資質の向上を図るため、各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化に努めます。

第2 出火予防対策の周知、啓発 **消防本部、都市部**

1 一般家庭に対する指導

市は、平常時の各家庭の火災対策として、住宅用火災警報器の適切な設置と定期的な点

検について周知し、災害時の出火防止対策について火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、普及・啓発に努めます。

また、本市における火災危険度について、「地震による地域危険度測定調査報告」に基づき、地域特性による延焼火災危険度について周知を図り、電気の復旧に伴う通電火災の予防等の火を出さない取り組みや初期消火の重要性等について普及・啓発を図ります。

2 企業等に対する指導

市は、企業等における災害時の出火防止対策について火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、普及・啓発に努めます。

また、大規模火災発生時における地域との連携等、企業の具体的な活動について推進していきます。

(1) 予防査察等による指導

防火対象物及び危険物施設等に対して、予防査察を行う際に、災害時の防火安全対策について、関係者に指導を行います。

(2) 防火管理者に対する指導

防火管理者講習会で、災害時の防火対策、実効性のある防火管理上必要な消防計画の作成、実態に即した消防訓練の指導を行います。

第3 消防活動体制の充実 消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、

自主防災組織

1 消火活動体制の充実

市は、防災訓練、火災予防運動等の機会を利用して、消火器を使った消火訓練を実施し、初期消火方法を指導します。

また、市は、自主防災組織や防災リーダー等に対して、初期消火方法について〇講習会の開催及び実技指導を行うとともに、移動式ホース格納箱や小型軽量ポンプ等の地域への配置に伴い、取扱訓練の実施や防災訓練で活用する等、地域消防力の強化を目的とした対策を実施します。

2 救急活動体制の充実

市は、効率的な救急活動を行うために、日頃から医療機関と密接な協力体制を構築します。

また、防災訓練の実施や救命講習会の開催により、応急手当の処置方法や救命措置方法等の指導を行い、地域における救助者の育成を図るとともに、市民に対する知識の普及・啓発を図ります。

さらに、AED設置場所の拡充を図り、救命対策を推進していきます。

3 地域及び広域的な連携強化

市は、災害発生時には、市民、自主防災組織、消防団、警察、海上保安庁、自衛隊及び緊急消防援助隊等と連携し、消防活動に努めます。

第4節 医療救護・保健活動体制の充実

【現状】

- 大規模な災害が発生した場合、多くの死傷者が出ることが想定されています。
- 市立病院は、災害拠点病院として位置づけられています。
- 市は、医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設する場所を予め定めています。医療救護所は、原則として公立中学校13校及び地域医療センターのうち、災害の状況に応じて必要な場所に開設します。
- 医療救護所を開設する予定の施設には、日頃より医療用資機材等の備蓄を行っています。
- 市は、地域の実情に応じた、災害発生時の医療救護体制の構築を進めるため、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を設置しています。
- 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議には、市災害医療コーディネーターを置きます。市災害医療コーディネーターは、大規模災害の発生直後から終息までの間、医療救護に関して必要な判断・調整等を行います。

【課題】

- 医療救護班が活動していくためには、一般社団法人茅ヶ崎医師会、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会、一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会（以下「医療関係団体」という。）等との連携が必要です。
- 災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や県、救急病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。
- 市立病院はDMA Tの派遣応援体制や後方医療機関、後方支援病院等との連携を強化し、災害拠点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要があります。

【取り組みの方向】

第1 市立病院の救護活動体制の整備 市立病院部

市立病院は、応急救護活動を実施するため、マニュアル等の整備を行うとともに医薬品や資機材等の備蓄を行います。

また、災害拠点病院として地域医療の中核的な役割を果たすため、DMA Tの受援体制や後方支援病院との連携等、その体制整備を行うとともに、平常時より救急告示病院をはじめとする医療機関等と連携を図ります。

第2 初動医療体制の整備 保健所、市保健師、医療関係団体、市内救急病院、薬品会社

1 マニュアル等の修正

市は、災害時における医療救護所の活動について、訓練等を踏まえ必要に応じてマニュアル等を見直します。

2 医療救護班の編成

医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設するため、医療関係団体等と協力し医療救護班として派遣する人員を調整します。

3 後方医療体制の整備

医療救護所で手当てを受けた傷病者のうち、医療機関への搬送が必要となる重傷病者の対応については、後方医療機関と調整します。

4 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療用資機材等は、備蓄品の整備、薬品会社等により確保します。

第3 助産活動体制の整備 **保健所、市立病院部**

1 助産活動体制の整備

市は、災害発生時に助産への対応要請があった場合に、迅速に助産活動を行えるよう、日頃から市内の医療機関や助産所等と連携し、活動体制を整備します。

2 周産期医療体制の整備

市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、**中核病院**である市立病院や**基幹病院**である**東海大学医学部附属病院**への受け入れ体制の確保等、周産期医療体制を整備します。

3 妊産婦に対する防災知識の普及・啓発

市は、妊産婦に対し、パンフレットやホームページ等により、日頃からの災害に対する備えや防災訓練への参加を推進する等、防災知識の普及・啓発を図ります。

第4 保健師による活動体制の整備 **保健所、市保健師**

市保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を作成するとともに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。

第5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 **保健所**

災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要な事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施します。

また、県保健医療調整本部との連絡体制を強化します。

第6 停電・断水等に備えた医療体制の強化 **保健所**

停電・断水時の医療体制について、平時から総合的に検討します。

第5節 津波対策

【現状】

- 市は、神奈川県が作成した津波浸水想定図を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や避難方法等について周知しています。
- 津波情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、緊急速報メール等の伝達体制を整備しています。
- 市は、公共施設や協定を締結した民間マンション等を津波一時退避場所とするとともに、津波監視カメラや海拔表示等を整備しています。

【課題】

- 最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設（ハード対策）では十分でないことから、津波による被害の最小化を図るため、津波からの避難方法（ソフト対策）について周知を図る必要があります。
- 市は、関係機関と連携し、災害情報の伝達手段の多様化、多重化を図るとともに、伝達体制の充実を図る必要があります。
- 市は、引き続き津波一時退避場所の確保や海拔表示等の津波避難体制を強化する必要があります。

【取り組みの方向】

第1 津波に関する防災知識の普及・啓発 **市民安全部、経済部、自主防災組織**

市は、広報紙、市ホームページ、津波ハザードマップ、津波対策訓練及び防災研修会等を通じて、「地震による強い揺れを感じたときや、強い揺れを感じなくても津波警報・大津波警報が発表されたときは、すぐに安全な場所に避難する」ことを基本として、津波に関する防災知識の普及・啓発に努めます。

1 津波ハザードマップの作成及び配布

市は、県が作成した津波浸水想定図に基づき、津波ハザードマップを作成し、市民等に配布することにより、津波が発生した場合の浸水想定区域や避難方法等の周知・啓発に努めます。

第2 津波情報伝達体制の整備 **市民安全部、消防本部、消防団**

1 津波情報伝達体制の確立

市及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、広報車、消防車両等、多様な情報伝達手段を活用した津波情報の伝達体制及び避難対策の充実を図り、災害時に市民が迅速かつ安全な避難を実施できるよう、速やかに避難勧告または指示を発令する体制を確立します。

また、日本サーフィン連盟（NSA）湘南茅ヶ崎支部等の協力によるオレンジフラッグの掲示等、視覚に訴える情報伝達を図ります。

第3 津波防災施設及び設備の整備 **市民安全部、消防本部**

市及び県は、沿岸住民、海浜利用者の安全確保を第一に考え、地域の特性、景観、利用実態に合わせた、津波防災施設の整備を計画的に進めます。

1 津波一時退避場所の確保

津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定されます。迅速に津波から避難する場所が必要となりますが、本市の地形は、比較的平坦であり地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。

このため、市は、市内の中高層建物の所有者等に協力を求め、津波襲来時の一時退避場所の確保に努めます。

また、自主防災組織は、地域内のマンション等、避難に有効な高層建造物について市へ情報提供を行うとともに、地域としての働きかけ等を積極的に行い、市と連携し、津波一時退避場所の拡充に努めます。

2 津波監視体制の整備

市は、市内3か所に整備した津波監視カメラの適正な管理に努めるとともに、高所見張り場所の確保に努めます。

3 津波注意標識等の整備

津波に対する防災意識の啓発及び避難誘導を目的として、周辺の避難所等の地図情報を示した津波情報看板や標高を示す表示看板・標識・標高柱等の整備を行います。

また、津波一時退避場所を示すプレートや現在地点の標高を示す津波ハザードステッカー（標高表示ステッカー）、標高表示プレート等の整備に努めます。

第6節 避難対策

【現状】

- 市は、公立小・中学校を災害対策地区防災拠点として、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所（被災者の避難生活を送る施設）とするほか、災害情報の受伝達や救援物資の配布の拠点としています。
- 市は、災害の種別に応じた指定緊急避難場所や指定避難所を災害対策基本法に基づき指定しています。
- 市は、避難所となる公立小・中学校ごとに、避難所の開設、避難者の受入れ手順、避難所運営委員会の組織や役割、学校施設の利用方法等を定めた避難所運営マニュアルを定めています。
- 避難所におけるペットの対応は、避難所ごとに作成している避難所運営マニュアルで定められており、統一的な考え方は定められておりません。

【課題】

- 市は、災害の種別に応じた避難行動や避難先についての周知を徹底する必要があります。
- 災害時に避難所の運営を円滑に行うため、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者間で、避難所運営にかかる事項を共有しておく必要があります。
- 避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の閉鎖等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。
- 避難生活の長期化に伴い、避難所における要配慮者をはじめとした避難者への医療措置の遅れや、不衛生な生活環境による心身への影響、栄養不足や食欲不振による衰弱、車中泊中の静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）などによる災害関連死を未然に防ぐために、各避難所における避難者への心身に關わる直接的な措置が必要です。
- 過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が発生しました。これらの動物の保護には多大な労力と時間を要するとともに、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれがあります。また、繁殖により住民の安全や公衆衛生上の環境悪化が懸念されるため、ペットの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要です。

【取り組みの方向】

第1 災害の種別に応じた避難の周知啓発 **市民安全部**

災害時に、迅速かつ的確な避難行動がとられるためには、住民が災害の種別に応じた避難行動について理解した上で、避難先やその経路について平常時より検討しておく必要があります。

そのため、市は防災研修会やハザードマップ等、様々な機会や手段を通じて、災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、災害の危険から身を守るために緊急的に避難するための場所である避難場所と、自宅等が被災した被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための避難所の違い等について周知の徹底を図ります。

第2 避難所運営体制の強化 **市民安全部、保健所、配備職員、自主防災組織**

1 避難所運営体制の強化

大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。

2 避難所運営マニュアルの見直し

市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。

- (1) 避難所開設方法と受入場所の確保
- (2) 情報の収集・整理方法
- (3) 災害対策本部との連携
- (4) 避難所運営委員会や避難者等の役割や責任の明確化
- (5) 最優先必要物資（飲料水・食料・毛布・仮設トイレ・照明等）の把握
- (6) 避難者情報の把握
- (7) 要配慮者や女性に対する配慮
- (8) 時系列的な対策
- (9) 在宅避難者や避難所外避難者への支援対策

3 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、男女別のトイレ、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。

4 ペット対策の周知・啓発

避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。

市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。

第3 防災資機材等の整備 市民安全部、自主防災組織

市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。

また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。

第4 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、保健所、自主防災組織

市は、関係機関と連携し、災害関連死の防止など避難所における要配慮者の生活環境の整備を図るため、保健医療・介護体制の整備、給食体制、福祉避難所への移送方法など、要配慮者の支援体制の整備を進めます。

1 障害者及び高齢者等への対応

市は、避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障害者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。

市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障害者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。

2 妊産婦及び乳幼児への対応

市は、妊産婦及び乳幼児の災害時にとるべき行動、避難方法や避難時の持出品等、個々の状況に合わせた事前対策の必要性について各家庭で講じられるよう周知を図ります。

また、市は、災害時に受ける妊産婦及び乳幼児のストレスを軽減できるよう、健康相談や健康チェックができるような体制の整備に努めます。

3 外国人への対応

災害に係る各種避難標識やハザードマップ等は、国の「災害種別図記号による避難場所

表示の標準化の取組」を踏まえ、図記号（ピクトグラム）表記や英語併記など、外国人に対し広く防災情報が伝わるようその提供方法の工夫に努めます。

また、避難所においては、災害時多言語表示シートを活用した外国人への生活情報の提供体制を整備します。

第5 在宅避難者、避難所外避難者への支援 **市民安全部、保健所**

災害発生時には、避難所外避難者等が多く発生することが想定されます。

市は、避難所外避難者等の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図ります。

第6 応急仮設住宅の整備 **市民安全部、都市部、建設部**

市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、災害時に必要な戸数や場所を事前に検討するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努めます。

また、県と連携し、入居者選定基準や運営方法について、市の実情や、被害の状況に応じ、役割分担と協力関係を明確にします。

第7 避難計画の策定 **市民安全部**

市は、災害発生時に市民が安全かつ迅速に避難が行えるよう、避難計画の整備に努めます。

第7節 帰宅困難者対策

【現状】

- 神奈川県の地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、本市で8,000人を超える帰宅困難者が発生すると想定されています。
- 市は、駅周辺の公共施設や協定を締結した駅ビル等の民間施設を帰宅困難者用の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として位置づけています。

【課題】

- 帰宅困難者への対応は、同時に地震による多数の死傷者や避難者等が想定される中で、行政による公助だけでは限界があるため、自助や共助も含めた総合的な対策が必要です。
- 大量の帰宅困難者によって、飲料水、食料、トイレ及び休憩場所等の不足が懸念されます。
- 市は、一時滞在施設の確保に努めるとともに、女性に配慮した運営等の開設・運営に関わるルール作りや市民等への情報提供等に努める必要があります。

【取り組みの方向】

第1 一斉帰宅の抑制 市民安全部、経済部

1 一斉帰宅抑制の周知

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の災害応急対策活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

また、市は、帰宅困難者とその家族間において、安否確認が取り合えるように、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。

2 企業等の取り組みの促進

市は、企業等が、従業員等を一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や、事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。

第2 一時滞在施設の拡充 市民安全部

市は、一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における支援物資等の計画的な備蓄を進めます。

また、市は、一時滞在施設における女性専用スペースの確保やルールづくり等、女性が安心して滞在できるような体制整備を図ります。

第3 情報提供 市民安全部

市は、一時滞在施設や周辺避難所等の情報を示した避難標識の整備や、帰宅困難者のとるべき行動及び一時滞在施設の特性を示したガイドブックの作成等、帰宅困難者対策に係る情報提供の整備に努めます。

第4 徒歩帰宅者対策 市民安全部

鉄道等の公共交通機関の運休が長期化する場合、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対し、自宅まで帰るための支援が必要となります。そのため、九都県市では、事業者・団体と徒歩帰宅者への支援に関する協定を締結しており、コンビニエンスストア、ファミリーレストランやガソリンスタンド等の施設では、災害時帰宅支援ステーションとして、水、トイレ、交通情報等の提供が行われます。市は、市民、企業等に対し、この災害時帰宅支援ステーションの周知を図ります。

第5 訓練の実施 市民安全部

市は、防災関係機関及び企業等の協力を得て、一時滞在施設への誘導訓練、施設の迅速な開設及び運営、広報等の訓練を実施します。

第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策

【現状】

○市では、防疫対策として、日頃から感染症の発生予防及びまん延防止のため、普及・啓発を行っています。

○過去の大災害では、避難生活の長期化により避難所での不眠・不安を訴える人が増加したほか、災害対応に従事する職員のメンタルヘルスへの対応が必要となっています。

○市は、防災関係機関、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施しています。

【課題】

○感染症予防のため、衛生管理や消毒等の防疫対策の実施が必要です。

○市は、感染症が発生した場合には、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、近隣の感染症指定医療機関等において入院医療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することが必要です。

○被災者及び災害対応従事職員等に対するこころのケアの体制を整備する必要があります。

○市は、多数遺体取扱訓練の結果を検証し、遺体取扱体制の更なる強化を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所

1 健康管理対策

市は、災害時に感染症が発生しないよう、日頃から手洗い・うがい等の予防対策を実施する体制づくりを整備します。

2 こころのケア対策

避難所避難者や在宅避難者等の避難所外避難者、災害対応従事職員のこころのケア対策について、対策内容や実施体制等について整備を進めます。

3 震災関連死の防止対策

市は、建物の倒壊や火災等の地震による直接的な被害ではなく、避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかったり持病が悪化する等して死亡する震災関連死の防止対策を講じるため、東日本大震災や過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じます。

4 防疫対策

市及び県は、感染症発生時の消毒、患者収容、感染防止、まん延防止等、災害時の防疫体制を確立します。

5 感染症患者医療体制の確立

市及び県は、災害発生による感染症患者または保菌者の収容について、県内の感染症指定医療機関等と連携を図り、患者または保菌者の医療体制を確保します。

6 トイレ対策

市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに仮設トイレを設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。

また、し尿収集委託業者や仮設トイレのリース業者から、速やかに仮設トイレを調達できるよう体制を整備します。

7 ペット対策

市は、ペットの飼い主に対し、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要があることを想定して、平常時から災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等をはじめ、避難所では他の避難者の理解のもと、飼い主の責任のもと飼養管理を行うことや、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理の必要性について周知啓発を図ります。

また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備すると

ともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。

(飼い主に周知する主な内容)

○ペットのしつけと健康管理

○ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札等による所有者明示）

○ペット用の避難用品や備蓄品の確保

第2 ごみ及びし尿等の処理対策 **環境部**

市は、ごみ処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努め、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

また、し尿処理施設については寒川町と連携し、各種整備に努めます。

資源物の分別回収においても、災害時に寒川広域リサイクルセンターへ速やかに搬入できるように、日頃より寒川町と連携し体制を整備します。

第3 遺体の取扱い対策 **総務部、保健所、茅ヶ崎警察署**

市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配について、必要に応じ県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築します。

また、市は、防災関係機関、茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬儀業者等と協力して、多数遺体取扱訓練を実施し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図ります。

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策

【現状】

- 市は、災害に備え、乾燥米飯、毛布及びトイレ等を災害時に避難所となる公立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄しています。
- 市は、市民一人一人に、災害に備え7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等の自己備蓄及び非常持ち出し品の準備に努めるよう周知しています。
- 市は、災害時の給水対策として、市内9か所に飲料水兼用貯水槽を整備するとともに、貯水槽への給水栓の設置や公立小・中学校の耐震性プールへのろ水機の配備を行っています。
- 市は、災害時に備え、企業等と災害時における物資等の調達に係る協定を締結しています。
- 東日本大震災では、道路被害や燃料供給の停滞によって、配送が滞り、避難所等で飲料水、食料及び生活必需物資等が不足する状況が発生しました。

【課題】

- 市は、備蓄物資を計画的に更新するとともに、季節性を考慮し、要配慮者等に配慮した備蓄を進める必要があります。
- 大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の自己備蓄並びに企業等との協定による備蓄の確保が必要です。
- 市は、飲料水を確保するとともに、飲料水兼用貯水槽等の取扱方法等について習熟を図る必要があります。
- 公立小・中学校等の防災備蓄倉庫は、整備から長期間が経過し、近年老朽化が目立っています。
- 平成28年の熊本地震において、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間がかかり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要しました。そのため、市は、被災者に備蓄物資を迅速に届けられるよう、その供給体制の整備を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道河川部、教育総務部

市は、一人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めます。

1 飲料水の備蓄

市は、長期保存を可能とした飲料水の備蓄に努めます。

2 飲料水の確保

- (1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽（100m³）、公立小・中学校等の耐震性プールを適正に管理するとともに活用体制を整えます。
- (2) 市は、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所（以下「水道営業所」という。）や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達体制を整備します。
- (3) 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。

第2 食料の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部

1 食料の備蓄

市は、乾燥米飯等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努めます。

2 食料の確保

市は、災害時の食料を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。

第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部

1 生活必需物資等の備蓄

市は、毛布や仮設トイレ・簡易トイレ・汚物処理セット等の生活必需物資等の備蓄に努めます。

2 生活必需物資等の確保

市は、災害時の生活必需物資等を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。
また、市は簡易トイレや組立式トイレの設置・取扱方法について周知を図ります。

3 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。

4 男女双方の視点への配慮

市は、男女双方の視点に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。

第4 要配慮者等への配慮 **市民安全部**

市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。

第5 自己備蓄の推進 **市民安全部**

大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことが大切です。

そのため市は、自主防災組織と連携し、市民及び企業等に対し、自己備蓄の重要性並びに積極的な確保について広く周知を図ります。

第6 防災備蓄倉庫の管理 **市民安全部**

市は、公立小・中学校等に設置している防災備蓄倉庫の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した倉庫の再整備を進めます。

第7 物資供給体制の整備 **市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会**

1 分散備蓄の整備

市は、災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、避難所を中心に分散備蓄を計画的に進めていきます。

2 流通備蓄の確保

市は、衣類や季節性の生活必需物資等、事前に備蓄をすることが難しい物資や市民のニーズを考慮した物資について、企業等との協定の締結及びその拡大により、災害時に速やかに避難者へ提供できる体制を整備します。

3 物資の集積・配分

市は、物資供給に係る基本方針を定める等、各種応援物資等の調達並びに集積から被災者への配分における一連の物資供給体制を整備します。

4 物資集積場所等の機能の検証

市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、輸送車両の待機場所等を検証します。

第10節 教育・保育対策

【現状】

- 市教育委員会では、茅ヶ崎市地域防災計画に基づき、児童・生徒等の生命・身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速かつ的確な保護体制について「防災対策計画の作成指針」を定め、各学校では、この指針に基づき学校防災計画等を作成しています。
- 各学校では、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検等を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。

【課題】

- 教育施設及び保育施設について、施設・設備や通学路等の安全性を確保する必要があります。
- 各学校は、最新の被害想定や防災に関する各種の取組を踏まえ、学校防災計画等を見直すとともに、必要な資機材等を備蓄する必要があります。
- 実践的な避難訓練の実施等を行うとともに、地域と連携した防災対策が必要です。

【取り組みの方向】

第1 園児、児童、生徒の安全確保対策 こども育成部、教育総務部、教育推進部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、施設・設備の定期的な安全点検を実施します。

また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時等にとるべき行動について、あらかじめ指導しておくとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施し、必要に応じて安全確保対策を実施するなど適正な管理に努めます。

第2 防災計画等の見直し こども育成部、教育推進部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、地震防災体制の充実を図るため、各々の防災計画や避難計画等について、周辺地域の特性や最新の防災に関する情報を踏まえ、必要な見直しを行い、その内容の充実を図るとともに、必要な資機材等の備蓄を進めます。

第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、教育推進部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。

また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、個々の状況に合わせた迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効性のある避難訓練とその検証を重ねます。

第4 保護者との連絡体制の整備 こども育成部、教育推進部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、災害時における情報伝達や安否確認、保護者による引き取り等を確実にできるよう、保護者との連絡体制を整備します。

第5 公立小・中学校における防災体制の整備 市民安全部、教育推進部、施設管理者

公立小・中学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災用資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努めます。

第11節 危険度判定対策

【現状】

- 市は、災害発生後、被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するとともに、実施体制の整備に努めています。

【課題】

- 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成並びに技術水準の維持が必要です。
○判定活動を円滑に行うため、判定に必要な機材等の整備やマニュアルの整備、広域応援体制の一層の強化が必要です。

【取り組みの方向】

第1 建築物応急危険度判定士の養成 都市部

1 建築物応急危険度判定士

建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）とは、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に規定する知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいいます。

2 判定士の養成

市は、地震により被災した建物が安全に使用できるかどうかの判定作業を行うため、市職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、判定士として養成します。

第2 被災宅地危険度判定士の養成 都市部

1 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者または被災宅地危険度判定連絡協議会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。

2 宅地判定士の養成

市は、地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための判定作業を行うため、市職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、宅地判定士として養成します。

第3 危険度判定実施体制の充実 都市部

市は、被災建築物及び被災宅地の危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、判定の実施に必要な機材や活動マニュアル等の整備、県及び他市町村間の相互応援体制の整備を図ります。

第12節 緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

- 県及び市は、災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路、ヘリポート、物資受入港等を指定しています。

【課題】

- 大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されるため、緊急輸送道路等の緊急輸送の確保に努めるとともに、運用方法や復旧体制について整備する必要があります。

【取り組みの方向】

第1 緊急輸送道路等の指定 **市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所**

1 緊急輸送道路の指定

県は、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県的主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。

第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。	
	路線名	区 間
	国道1号	市内全線
	国道1号（新湘南バイパス）	市内全線
	国道134号	市内全線
	国道468号（さがみ縦貫道路）	市内全線
	県道30号（戸塚茅ヶ崎）	市内全線
	県道44号（伊勢原藤沢）	寒川町境～県道45号（丸子中山茅ヶ崎）交点
	県道45号（丸子中山茅ヶ崎）	市内全線
	県道46号（相模原茅ヶ崎）	市内全線

2 緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第1次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。	
	路線名	区 間
	市道0101号線（一中通り）	一中通り全線
	市道0202号線（左富士通り）	左富士通り全線
	市道0121号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
	市道0122号線、市道0116号線、市道0123号線、（東海岸寒川線）	県道404号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
	県道404号（遠藤茅ヶ崎）	市内全線
	県道47号（藤沢平塚）	市内全線
第2次路線	第1次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。	
	路線名	区 間
	市道0209号線（学園通り）	学園通り全線

市道0206号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道0110号線、市道7560号線、市道0111号線、市道7281号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道0110号線、市道0108号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道0108号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道6214号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

3 緊急輸送道路等の整備

道路管理者は、災害発生時の緊急輸送道路等の確保に向け、それぞれの計画に基づき道路の整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

4 復旧体制の整備

道路管理者は、道路が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

第2 ヘリポートの指定 **市民安全部、神奈川県**

市及び県は、災害時の空路からの物資受け入れ拠点並びに災害医療拠点の運用のため、大型ヘリコプターの離着陸が可能な次の場所をヘリコプターの臨時離着陸場として指定しています。

市は、指定された施設が災害時にヘリコプターの離着陸場として使用されることを看板の設置等により市民等に対して周知します。

市は、ヘリポートの確保に努めるとともに、指定状況を自衛隊や必要な防災関係機関に事前に周知します。

市指定臨時ヘリポート	
名 称	所在地
茅ヶ崎公園野球場	中海岸3-3-11
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	芹沢430-3
県立茅ヶ崎里山公園	芹沢1030
小出暫定スポーツ広場	堤427
県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾515
県立鶴嶺高等学校	円蔵1-16-1
県立茅ヶ崎養護学校	西久保29-1
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	中島1475-2
県立湘南汐見台公園	汐見台3-15
モリタ宮田工業株式会社	下町屋1-1-1
<u>柳島スポーツ公園</u>	<u>柳島1300</u>
県指定臨時ヘリポート	
名 称	所在地
茅ヶ崎公園野球場	中海岸3-3-11
災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場	
名 称	所在地
茅ヶ崎市立病院	本村5-15-1
県立鶴嶺高等学校	円蔵1-16-1

第3 海上輸送体制の整備 市民安全部、経済部

市は、災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えとともに、「災害相互応援協定に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」等により、輸送体制の確立に努めます。

また、市は、関係機関との連携のもと、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するとともに、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等必要な対策に努めます。

物資受入港	
名 称	備 考
茅ヶ崎漁港	
湘南港（江の島）	県指定

第13節 ライフライン等の応急復旧対策

【現状】

- ライフライン関係機関は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。

【課題】

- 市は、ライフライン関係機関と連絡体制の整備を図る必要があります。
- 大規模災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することが予想されるため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化等応急復旧の迅速化に向けた対策を進める必要があります。

【取り組みの方向】

第1 情報受伝達体制の整備 市民安全部

市は、災害時にライフライン関係機関と有効的な通信手段を確保するため、日頃より、神奈川県防災行政通信網による通信体制の確立を図るとともに、更なる通信体制の整備のため、地域防災無線（防災用MC A無線）の配備並びに取扱訓練や点検を実施します。

第2 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所

水道営業所は、上水道施設の安全向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めています。

また、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。

そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。

第3 下水道施設 下水道河川部

市は、災害時でも下水道のサービス水準を一定に保ち、可能な限り短時間で業務が再開できるよう、管路や下水道施設の耐震化や非常電源設備の確保等、様々な事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。

第4 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社

東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施設の耐震化や、緊急用資機材の整備に努めます。

また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。

第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店

東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。

第6 液化石油ガス（LPガス）施設 (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会

(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、災害時のLPガスによる二次災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、予防対策を実施します。

第7 電話（通信）施設 **東日本電信電話(株)神奈川事業部**

東日本電信電話(株)神奈川事業部は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、通信設備の耐震化等の安全確保や応急用資機材及び災害対策機器（移動電源車、移動無線車等）の配備を推進します。

第8 鉄道施設 **東日本旅客鉄道(株)横浜支社**

東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設及び設備等の耐震化や防災資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。

第14節 燃料対策

【現状】

- 市は、災害時における燃料の調達に関する協定を神奈川県石油商業組合等と締結しています。
- 市は、環境事業センターに設置した自家用給油取扱所に軽油及びガソリンを備蓄するとともに、軽油を輸送するため、消防本部に燃料補給車を配備しています。

【課題】

- 市は、関係機関との連携のもと燃料の調達に関する協定の実効性を高めるとともに、備蓄燃料の供給体制の充実を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 燃料の確保及び供給体制の充実 財務部、消防本部、施設管理者

市は、災害時に必要となる燃料について、公共施設や車両、医療機関・福祉施設等防災上重要となる施設に迅速かつ円滑に供給できるよう、災害協定に基づく調達や燃料補給車を活用した軽油の補給活動、関係機関への要請など災害が発生した際の調達及び供給体制を整備します。

市は、燃料補給車による燃料の補給訓練を行うとともに、燃料の不足に備え、非常電源や車両等の燃料について、給油時期を早める等、常時一定量の確保に努めます。

第15節 広域応援・受援体制の充実強化

【現状】

- 市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、県、市町村及び防災関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結しています。
- 市は、県及び県内市町村、ひたちなか市、市川市及び富士市の県外の海岸沿いに位置する自治体、歴史的なつながりのある岡崎市、佐久市及び関ヶ原町等、他自治体と災害時における相互応援協定を締結し、防災に関する情報交換等を定期的実施しています。
- 市は、自衛隊や警察及びライフライン関係機関と連携し、円滑な応急対策活動の実施を想定した災害対策本部運営訓練を行っています。

【課題】

- 東日本大震災や熊本地震において、被災市町村では他自治体からの支援や広域応援部隊等の受入体制が十分に整備されておらず、多くの混乱が生じました。
- 「広域応援・受援体制の確立」のため、近隣及び県外の市町村との相互応援に関する更なる協定の拡充と実効性を高めることが必要です。
- 「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。
- 「広域応援・受援体制の確立」のため、日頃から通信訓練や合同訓練等を実施し、連携の強化を図ることで実効性の確保に努める必要があります。

【取り組みの方向】

第1 災害時協定の拡充 企画部、市民安全部

1 市町村との協定の拡充

市は、近隣及び県外の市町村との協定の拡充を図り、災害時に有効な応急対策活動を実施できるよう、その体制整備を図ります。

2 企業等との協定の拡充

市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図ります。

第2 受援体制の整備 市民安全部

市は、大規模災害で被災した場合に、他自治体や広域応援部隊からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、受援体制の強化に努めます。

1 受援体制の整備

市は、災害の規模や応援ニーズに応じて円滑に他自治体や広域応援部隊等からの応援を受けることができるよう、応援を要する業務、応援要請の方法・手順、応援職員等の受入に係る調全体制、活動拠点、必要な資機材等をまとめるとともに、訓練等でその内容を検証することで、実効性のある受援体制の整備を進めます。

2 防災資機材等の整備

市は、円滑な応援活動を確保するため、防災資機材等の整備を進めます。

第3 応援機関との連携強化 企画部、市民安全部

1 防災訓練の実施

市は、各応援機関と連携して、図上訓練等により各機関との役割分担や災害を想定した活動調整などを訓練することで、担当業務の習熟を図ります。

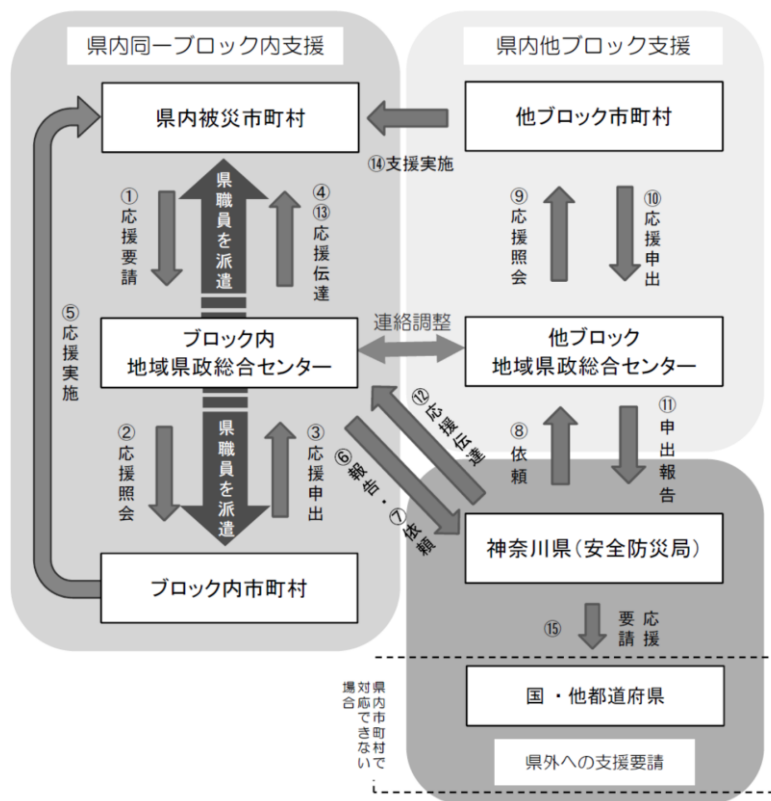
2 連絡体制の整備

市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から担当窓口や連絡先や連絡方法、応援要請の手続き方法などを共有することで実効性の確保を図ります。

第4 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定の円滑な実施 企画部、市民安全部、湘南地域県政総合センター

県及び県内市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

地域ブロック	構成市町村
横浜地域	横浜市
川崎地域	川崎市
横須賀三浦地域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町



第16節 ボランティアの受入体制の充実強化

【現状】

- 阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した新潟県中越沖地震や東日本大震災等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。
- 東日本大震災では、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。

【課題】

- 市は、災害ボランティアセンターの設置を迅速に行えるよう、日頃から市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制づくりが必要です。
- 災害ボランティアセンターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握のため、情報収集や発信の仕組みづくりが必要です。
- ボランティア活動は、性別や年齢、技能・特技、経験の異なるボランティアを、被災地において、どのように適材適所に配置するかが課題となっています。
- 大規模な災害が発生した場合、避難所等では保健衛生や看護、介護に係る専門職ボランティアの力が必要となります。

【取り組みの方向】

第1 ボランティアの活動環境の整備 **福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会**

市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進します。

第2 ネットワークづくりの推進 **福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会**

市及び市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

第3 ボランティアの育成と充実 **福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会**

市と市社会福祉協議会は、連携して災害ボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。

さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を発揮し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。

第4 市民活動団体との連携 **総務部**

市は、市民活動団体の専門性等を活かしたボランティア活動が行えるよう、その受入体制を整備します。

第5 災害時保健福祉専門職ボランティアの確保 **福祉部、保健所**

市は、大規模災害に備え、災害対策地区防災拠点等で活動する保健衛生、福祉及び介護の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。

第17節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

- 神奈川県による地震被害想定調査報告書では、本市においても最大で400万トンを超える災害廃棄物等の発生が想定されます。

【課題】

- 市は、災害廃棄物等の除去及び処理に係る体制を検討し、円滑かつ適正な処理の推進を図る必要があります。
- 大量の災害廃棄物等の発生に備え、県や防災関係機関との広域処理体制の確立に努めます。

【取り組みの方向】

第1 災害廃棄物等の除去体制の整備 環境部

市は、県、他市町村、廃棄物関係団体と連携し、災害時の各種応急対策活動を実施するため障害となる災害廃棄物等の除去方法等について、相互協力体制の構築を検討します。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備 環境部

市は、被災地域の応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施するため、最終処分量の削減を図り、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を図る体制を整備します。

また、他市町村や廃棄物関係団体と調整し、災害廃棄物等の処理に係る相互協力体制の整備に努めます。

第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部

市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。

第 5 章 災害時の応急対策活動

第1節 災害対策本部の設置及び運営

第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部

1 事前配備体制

市は、初動体制の充実強化を目的に、本市で震度4を観測したとき、または相模湾・三浦半島において津波注意報等が発表されたときは、茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱に基づき事前配備体制として、市内の被害調査及び津波に対する警戒体制をとります。

2 災害対策本部

市長は、本市で震度5弱以上を観測したとき、大規模な地震による広域火災が発生したとき、または必要と認めたときは、災害対策本部を設置して事態に対処します。設置した場合、直ちに防災関係機関に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部の掲示をします。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とします。

(1) 災害対策本部設置基準

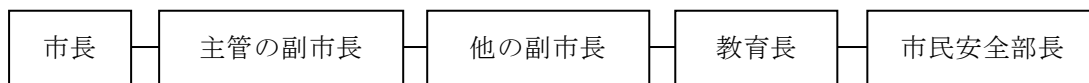
災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により市長が必要と認めたときに設置します。設置基準はおおむね次のとおりです。

- ア 本市で震度5弱以上を観測したとき
- イ 大規模な地震による広域火災が発生したとき
- ウ その他市長が必要と認めたとき

(2) 意思決定の順位

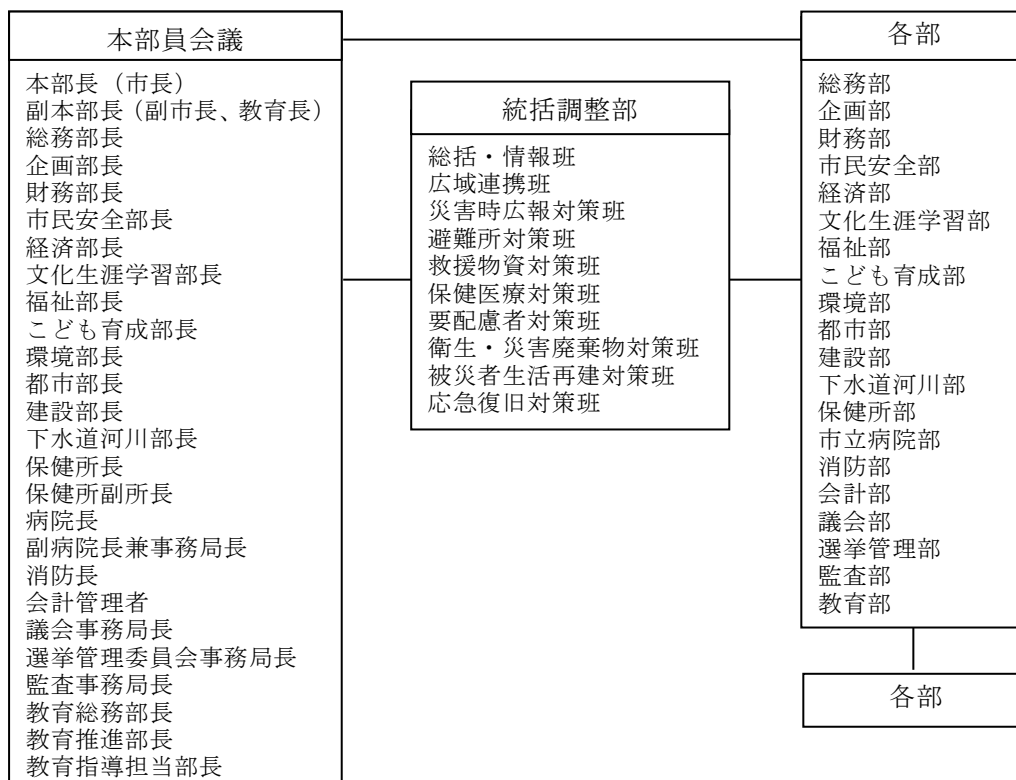
市長の不在または連絡が取れない場合の意思決定者の順位は次のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、体制を整え活動を開始します。

市長の不在または連絡の取れない場合の意思決定者（上位不在の場合の順）



3 組織

災害対策本部組織は、茅ヶ崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）及び茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱に定めるところによりますが、その概要は次のとおりです。



(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）及び災害対策本部の各部長によって組織され、主として統括調整部が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議、意思決定し、統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。

(2) 統括調整部の活動

統括調整部は、市民安全部防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。

(3) 各部の活動

災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。

また、必要に応じ統括調整部が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。

4 配備体制

(1) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、状況に応じ、配備の体制を整えます。

(2) 配備体制の一般基準は次のとおりです。

区分	種別	配備体制	配備時期
部 設 置 前	事前 配備	情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。	1 気象警報または津波警報もしくは津波注意報が発表され、災害の発生するおそれが見込まれるとき。 2 本市で震度4を観測したとき。 3 その他状況により必要があるとき。
災 害 対 策 本 部 設 置 後	第1号 配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	市内に局地的な災害が発生し、または発生するおそれが高いときで、本部長が必要と認めたとき。
	第2号 配備	1 第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。 2 第1号配備体制で班員が一部動員された班にあっては、班員の全員を動員する。	市内の広域に災害が拡大し、または大規模な局地的災害の発生が見込まれ、本部長が必要と認めたとき。
	第3号 配備	全職員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班が直ちに活動できる体制とする。	1 本市で震度5弱以上を観測したとき。 2 市内の全域に災害が発生したとき。 3 その他状況により本部長が必要と認めたとき。

第2 職員の動員 **広域連携班**

市は、災害対策本部運営マニュアルに基づき、応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。

1 動員の実施

(1) 動員は、本部長の命により行います。

(2) 動員区分は各部、各班とします。

(3) 本部員は、本部員会議に出席し、各部班長は、会議の決定に基づいて連絡調整にあたります。

第3 職員の参集 **総務部**

市は、職員参集システムを活用し、災害発生時に速やかに職員の安否確認及び参集の可否について把握に努めます。

1 勤務時間中の参集

- (1) 職員は、所属長の指示に従い、各々の分担業務に従事します。
- (2) 現場に出向いている職員は、災害鎮静後速やかに帰庁するよう努めます。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。

2 勤務時間外及び休日の参集

- (1) 職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参加することとします。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。

3 参集の除外

次の者は、動員対象から除外します。

- (1) 災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能な職員
- (2) その他本部長が認める職員

4 参集の報告

- (1) 招集を受けて参集した者は、所属部班長に速やかに、その旨を報告します。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を所属部班長に報告します。

第4 災害対策地区防災拠点 **避難所対策班、配備職員**

市は、大規模地震等広域災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、災害時の情報収集・伝達及び応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、公立小・中学校を地区防災拠点と位置づけ、あらかじめ定めた配備職員が従事します。

1 設置条件

- (1) 本市で震度5弱以上を観測したとき
- (2) 警戒宣言が発令されたとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

2 設置場所

公立小・中学校

3 配備職員

地区防災拠点の周辺に居住する職員及び各小・中学校に所属する職員のうち必要最小限の職員をあらかじめ定め配備します。

4 配備職員の業務

- (1) 施設の安全確認（簡易的な応急危険度判定）
- (2) 災害対策本部との連絡調整
- (3) 学校管理者との連絡調整
- (4) 自主防災組織との連絡調整
- (5) 避難所の開設
- (6) 防災用資機材の活用
- (7) 避難者、必要物資等の把握
- (8) 地域の被災状況の把握（情報収集）
- (9) その他避難所運営上必要な業務

5 配備職員の参集

災害発生時、配備職員は、原則として災害対策本部の指示に基づき、あらかじめ定められている地区防災拠点に参加し、避難所の開設業務に従事します。

勤務時間外等においては、動員の指示を待つことなく、避難所の開設を行うため参集することとしますが、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、災

害対策本部または防災主管課へ確認しその指示に従います。

第5 災害対策本部と各関係機関の連携強化 総括・情報班、議会部

1 防災関係機関との連携

市は、被害状況や応急対策活動の実施状況を取りまとめ、情報を集約、整理または分析し、応急復旧に関する優先順位の決定や対処方針の策定を行う等、防災関係機関と情報を共有し、連携を図ります。

2 茅ヶ崎市議会との連携

市は、茅ヶ崎市議会（以下「市議会」という。）に対し、被害状況や応急対策活動に関する状況や対処方針等について定期的に報告し、市議会と情報を共有し、連携を図ります。

第2節 災害情報の受伝達

第1 地震や津波に関する情報等の受伝達 統括調整部各班、市民安全部

気象庁及び横浜地方気象台が発表する地震や津波に関する情報は、次のとおりです。

1 地震や津波に関する情報等の種類

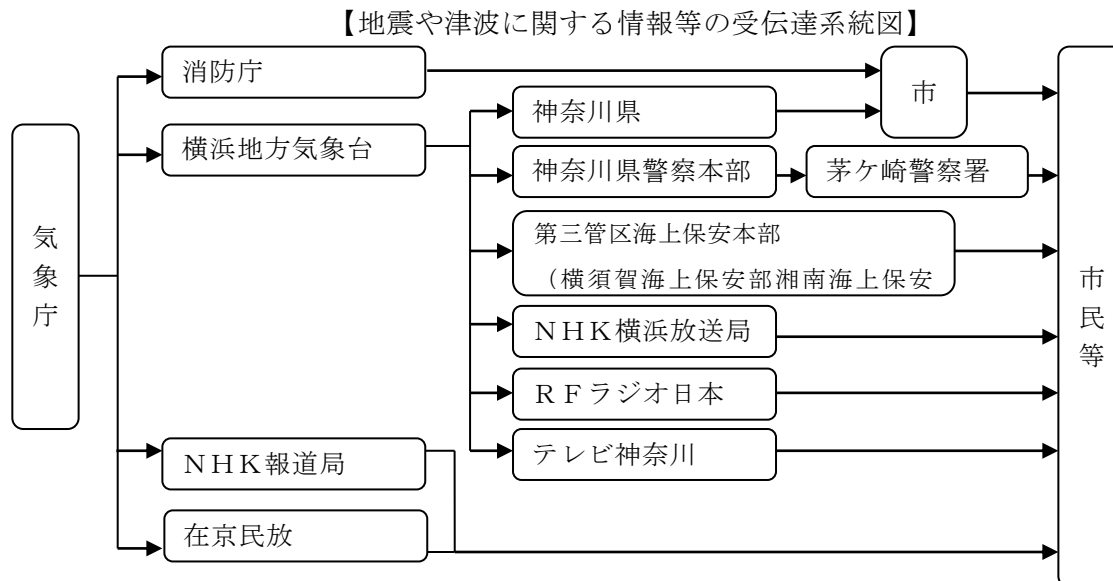
- (1) 震度速報
- (2) 地震情報（震源に関する情報、震源・震度に関する情報、地震回数に関する情報）
- (3) 各地の震度に関する情報
- (4) 津波情報（各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ、主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻、実際に津波を観測した場合のその時刻や津波の高さ）
- (5) 地震解説資料

2 地震や津波に関する情報等の発表基準

- (1) 地震や津波に関する情報の発表は、次に該当する場合に行います。
 - ア 県内で震度1以上を観測した場合（各地の震度に関する情報）
 - イ 県内で震度3以上を観測した場合（震度速報、震源に関する情報（津波注意報等が発表されない場合のみ）、震度・震源に関する情報）
 - ウ 県沿岸（「東京湾内湾」及び「相模湾・三浦半島」）に津波注意報等が発表された場合（津波情報、震源・震度に関する情報）
 - エ 地震（小地震を含む）が続いて発生している場合（地震回数に関する情報）
 - オ 緊急地震速報が発表された場合（強い揺れが来る可能性を知らせる情報）
 - カ その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められる場合

3 地震や津波に関する情報等の受伝達系統

気象庁及び横浜地方気象台が発表する地震や津波に関する情報の受伝達系統は次のとおりです。



第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、防災関係機関

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市及び防災関係機関は、一体となって市民に対し、正確な情報の提供を行うとともに、市の活動状況や被災者のニーズ等を把握し、迅速な対応を図ります。

1 広報内容

(1) 防災情報

事実確認ができた段階で、即時性の高い媒体で繰り返し周知を行い、市民の迅速な対応、行動を促します。

- ア 被害状況とその影響（特に津波情報、火災の発生状況と延焼の可能性、延焼に伴う

影響等)

イ 避難勧告または指示、警戒区域や消防警戒区域の内容

(2) 安全安心情報

現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。

ア 避難所や福祉避難所等の開設情報

イ 要配慮者関連施設等の安否情報

ウ 医療救護所の開設場所等の医療情報

エ 応急給水場所の情報

オ 応急対策活動に係る情報

(ア) 応急危険度判定や建物被害調査

(イ) ライフラインの復旧

(ウ) 応急教育・応急保育等の連絡事項

カ 物資等配給情報

キ 交通や道路等の情報

ク 各種相談窓口や行政手続き等、業務継続関連情報

2 広報手段

災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。

そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせで配信します。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッター、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。

(1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）※等の即時性の高い情報発信

※市町村が避難勧告等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで、総務省が全国普及を進めています。

(2) ホームページによる情報発信

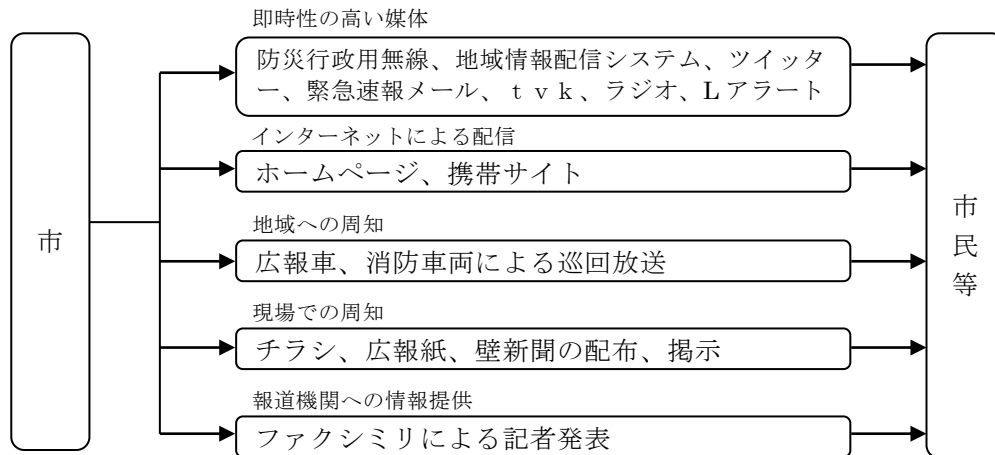
(3) 地域への周知を図るための広報車及び消防車両による巡回放送

(4) 避難所でのチラシ、臨時広報紙等の配布または壁新聞等の掲示

(5) 報道機関への定期的な情報提供

(6) その他あらゆる情報媒体を利用した広報

3 市が行う広報連絡系統図



第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班

1 被害情報等の収集

- (1) 市は、災害発生時、人的被害の状況、建築物の被害状況、道路や橋りょう等の被害状況、ライフライン被害状況等のあらゆる情報を収集します。
- (2) 市は、災害発生後速やかに公共施設の被害状況並びに利用者の被災状況等について把握します。
- (3) 市及び防災関係機関は、災害発生直後において、被害の規模を推定するために、市内の被害状況を収集します。
- (4) 市は、防災関係機関が実施する応急対策活動の状況について、把握するものとし、防災関係機関はその状況を市へ報告します。

2 被害情報等の報告

- (1) 市内の被害情報等は、総括・情報班が集約し、本部長に報告します。
- (2) 市は、把握できた範囲から被害情報を県に報告します。
なお、避難勧告及び避難の指示を行った場合は、避難所開設状況等について、逐次県に報告します。
- (3) 県は、市町村、県の機関、その他の防災関係機関をオンラインネットワークで結ぶ災害情報管理システムを整備し、災害発生時に、市町村等が把握した被害情報等を、迅速、正確に収集、整理し、相互に情報共有することとしています。
ア 県は、災害により被害が発生し、または被害の発生の可能性があると判断したときは、市町村等へ情報収集開始の通知をし、災害情報管理システムによる報告を依頼します。
イ 市は、前号の依頼に基づき、被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、災害情報管理システムにより報告します。なお、被害情報がない場合は、被害なしの報告をします。
ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（県現地災害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。

第4 通信手段の確保 総括・情報班

災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生した場合には、必要な要員を直ちに現場に配置して速やかな通信の復旧を図ります。

1 災害時の通信連絡

- (1) 災害時の通信は、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等、あらゆる手段を活用します。
- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話(株)等が指定した災害時優先電話を利用します。

2 通信施設所有者等の相互協力

- (1) 県防災行政通信網、加入電話等が使用不能となり、県及び防災関係機関との通信が困難となったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
- (2) 通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

第5 防災関係機関の広報 防災関係機関

防災関係機関は、各々が定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施します。特に必要があるときは、市、県及び報道機関へ広報を要請します。

第6 東日本電信電話(株)の措置 東日本電信電話(株)神奈川事業部

東日本電信電話(株)は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。

- (1) 通信の疎通が著しく困難な場合、重要通信を確保するため一般加入電話は通信の利用制限を行います。
- (2) 防災機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)
- (3) 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、可能な範囲において、移動無線車等を使用し通信のそ通を確保します。
- (4) ふくそう対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始します。なお、提供については報道機関等を通じて周知します。

第3節 消火、救助・救急活動

第1 消防活動 消防部、消防団

市は、災害発生時には、消防機関の消防力を総合的に活用し、災害状況に即応した防御活動を展開し、被害を軽減するため、茅ヶ崎市消防計画に基づいた消防活動体制を確立し、その全機能をあげて、市民の生命、身体及び財産を保護します。

1 消防活動の目的

災害時における消防活動は「人命の安全確保」を目的とし、防災機関との密接な連携を図り、応急対策活動を実施します。

(1) 消火活動

市民の安全を守り、延焼拡大防止を最優先に取り組みます。

ア 火災の発生状況が、火災発生時点における消防力の投入によって鎮圧可能な地域については、火災の早期鎮圧または延焼防止にあたります。

イ 火災が同時に多発した場合、もしくは発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、市民の避難の安全を確保するための活動を行います。

ウ 高層ビル、大規模工場等の火災は、これらの自衛消防隊との連携により鎮圧を図ります。

(2) 救助活動

人命救助を最優先とし、救命措置を必要とする重傷者を優先します。

(3) 救急活動

災害の規模や状況により、トリアージを実施し、緊急度、重要度の高い傷病者を優先的に処置及び搬送します。

2 配備体制

災害時の配備体制は、茅ヶ崎市消防計画に基づき実施します。

(1) 災害時の配備体制

消防職員は、災害が発生した場合、茅ヶ崎市消防計画に基づく配備体制を整え直ちに活動を開始します。

(2) 非常参集

消防職員、消防団員は茅ヶ崎市消防計画に基づき、直ちに所定の場所に参集します。

3 活動体制

(1) 消防部隊の措置

ア 出動体制の確立

消防部は、災害の区分により、車両、資機材を点検し、出動に備えます。

イ 消防部隊の編成等

消防部は、消防隊、救急隊、救助隊等の編成を順次行います。

ウ 通信連絡体制の確立

消防隊、救急隊、救助隊等は、通信指令室の指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。

(2) 消防団の措置

ア 指揮、連絡体制の確立

消防団の指揮、連絡体制を確立するため、消防団長は、消防対策本部員として、消防対策本部に参集します。

イ 被害軽減措置

消防団は、地震、火災、救助事故等の災害を覚知したときは、消防活動を行うとともに、出火防止の広報等を徹底するほか、必要に応じ自主防災組織、付近住民と協力して、初期消火の徹底、人的、物的被害の軽減に努めます。

4 情報の収集

情報収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に制限されるこ

とが想定されるため、防災関係機関と密接な連携を保つとともに、あらゆる情報媒体を活用して火災及びその他の災害に關した的確な情報収集に努めます。

第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織

1 市

- (1) 市は、事前に定めた災害時の消防計画等に基づき消火活動を優先して実施します。消防部隊の投入にあたっては、住宅密集地、延焼が拡大するおそれがある区域等を優先し、最も効果的な運用を図ります。
- (2) 市は、被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織及び医療関係団体と連携して救助・救急活動を行います。
- (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定します。
- (4) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町長に、消防活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。
- (5) 市は、自衛隊や緊急消防援助隊、その他応援機関と連携した消防活動を実施します。

2 消防団

消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行います。

3 市民・自主防災組織

- (1) 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ出火防止に努めます。
- (2) 市民及び自主防災組織は、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急活動を行うとともに、消防活動を実施する各機関に協力します。

4 企業等の自衛消防隊

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期消火活動として企業等内での消防活動を行うとともに、可能な限り消防活動を実施する各機関及び自主防災組織に協力し、地域との連携を図ります。

第3 消防警戒区域の設定 総括・情報班、消防部、消防団

市は、延焼火災等の大規模火災が発生した時には、市民の生命及び身体 の安全確保に努めるため、必要に応じ消防警戒区域の設定等の措置を講じます。

第4 要救助者の搜索 消防部、消防団、自衛隊

市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の搜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。

第5 惨事ストレス対策 消防部、消防団、自衛隊

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。

また、市は必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

第4節 医療救護・保健活動

第1 市立病院の活動 **市立病院部**

市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県**保健医療調整**本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。

1 医療救護活動

- (1) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、医療救護班と連携し、地域における医療救護活動に努めます。
- (2) 市立病院は、市内の**救急病院**やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。
- (3) 市立病院は、県**保健医療調整**本部と連携し、被災地内での医療**救護**活動を実施するほか、DMA Tの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域**医療**搬送等の**広域的な連携**により柔軟な医療救護活動を実施します。

2 ライフライン機能の応急

市は、市立病院の水道施設が被災した場合、優先的な給水活動を行います。
また、電力等その他ライフライン機能における復旧について、優先的な復旧措置を講じます。

第2 医療救護活動 **保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社、消防部、総括・情報班**

市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の**体制**により、医療救護活動を実施します。

1 医療救護活動体制

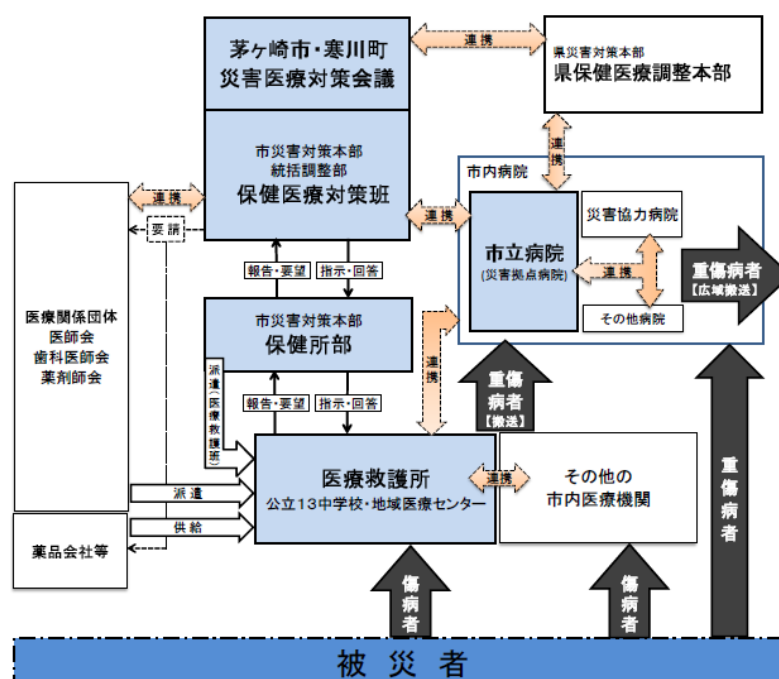
(1) 保健医療対策班

災害状況に応じ**て**、医療救護所**開設場所**の選定や、医療関係団体への要員の派遣**要請****を実施します。**

また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。

また、市のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、**茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チーム**の派遣要請を行います。

【医療救護体制】



(2) 医療救護班

市は、大規模災害が発生した場合、市職員による医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。

医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。

2 医療救護活動の方針

(1) 発災直後の応急医療

市は、医療関係団体の協力のもと対処します。

(2) 応急医療後の対処

応急医療は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小または中止をするものとします。なお、地域や医療救護所の状況等に応じ、医療救護活動を徐々に保健活動へシフトし、被災者の健康管理や内科的・精神的フォローを中心に活動を継続します。

3 医療救護所における活動

(1) 医療救護班の活動

医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもと、後方医療機関による重症病者の収容、医薬品等の調達を実施します。

(2) 医療関係団体の活動

医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、医療救護班に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。

(3) 業務内容

- ア トリアージによる治療優先順位の決定
- イ 傷病者に対する応急処置
- ウ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- エ 助産の支援（助産施設の確保、調整）
- オ 医師による死亡の確認
- カ 避難所等における保健活動への協力

4 医薬品等の確保

使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、不足が生じるときは、県及び医療関係機関に応援を要請します。

(1) 医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、総括・情報班に手配を依頼します。

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、必要な措置を講じます。

5 後方医療機関等への搬送及び収容対応

医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を救急病院等の後方医療機関に搬送する手配をします。

(1) 重傷病者の搬送

ア 搬送の方法

重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、保健医療対策班がその対策を講じます。

イ 消防部による救助・救急

消防部は、大規模災害等により多数の傷病者が発生したときは、救助・救急業務を効果的に実施します。

(2) 妊産婦等の搬送

医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、保健医療対策班と連携し、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。

第3 DMA Tとの連携 保健医療対策班、消防部、市立病院部

市長は、災害発生により多数の負傷者が発生し、現場での医療救護活動や市立病院への支援が必要と判断したときは、速やかに「茅ヶ崎市DMA T派遣要請マニュアル」に従い、県知事に対してDMA Tの派遣を要請し、その活動の支援並びに連携した活動を行います。

なお、DMA Tの派遣要請は原則として文書で行うものとされていますが、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きを行います。

また、必要と認められるときは、消防部より派遣要請を行うこともできます。

1 DMA Tとは

大規模な災害が発生したときに、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMA T, Disaster Medical Assistance Team）

2 DMA Tの活動

消防部及び市立病院は、DMA Tと連携し、被災地内において救護活動を実施します。

(1) 現場活動

災害現場でのトリアージ、緊急治療等

(2) 域内搬送

被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等

(3) 病院支援

災害拠点病院（市立病院）でのトリアージ、診療等

(4) 広域医療搬送

被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）での活動

3 DMA T調整本部

DMA T調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、県医療救護本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMA T等を統括します。

4 DMA T活動拠点本部

(1) DMA T調整本部は、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所、DMA T活動拠点本部を設置します。

(2) DMA T活動拠点本部は、必要に応じて、DMA Tが活動する病院にDMA T病院支援指揮所を、DMA Tが活動する災害現場等にDMA T現場活動指揮所をそれぞれ設置します。

(3) DMA T病院支援指揮所及びDMA T現場活動指揮所は、DMA T活動拠点本部の指揮の下、当該DMA T活動拠点本部の業務の一部を行います。

第4 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班）

1 医療救護活動

災害発生直後における応急医療を、医療関係団体等と連携し実施します。

(1) 医療救護活動

ア 医師が実施するトリアージの補助

イ 医師の指示に基づいた傷病者への応急救護

ウ 医療救護所内の環境整備と連絡調整

2 保健活動

被災者の健康管理や精神的フォローを中心とした活動を実施します。

また、要配慮者に対しては、対象者の状況に応じ、十分配慮した活動を実施します。

(1) 避難所支援活動

ア 避難者の健康相談及び健康管理

イ 避難者の処遇調整（福祉避難所等）

ウ 避難所での医療活動についての現場調整

エ 避難所の衛生状態の確認及び環境整備

オ 公衆衛生についての普及・啓発（食中毒、感染症等）

カ 運動不足や閉じこもりを防ぐための集団健康教育

(2) 在宅支援活動

ア 訪問による健康相談及び健康管理

イ 在宅者への医療活動の現場調整

ウ 在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整

エ 公衆衛生についての普及・啓発（食中毒、感染症等）

オ 運動不足や閉じこもりを防ぐための健康教育

(3) 支援者支援活動

ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理

イ 避難所管理責任者に対する支援者健康管理についての情報提供

第5節 津波対策

第1 津波注意報等の種類 市民安全部、消防部、横浜地方気象台

気象庁は、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて予報区ごとに津波注意報等を発表します。（本市に影響のある予報区は、「相模湾・三浦半島」です。）

津波注意報等の種類、解説及び津波の高さは次のとおりです。

分類	津波高さ予想の区分	表現	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m超	10 m超	巨大
	5 m超～10 m	10 m	
	3 m超～5 m	5 m	
津波警報	1 m超～3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm～1 m	1 m	(なし)

※「津波高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

1 気象庁から発表される津波に関する情報

- (1) 各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ
- (2) 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻
- (3) 実際に津波を観測した場合のその時刻や津波の高さ

第2 津波情報の伝達 総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台

1 津波情報の受伝達

市は、あらゆる手段の活用を図り、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波注意報等を伝達します。

	避難情報等の発令	対 応
大津波警報 津波警報	○全国瞬時警報システムによる広報 ○避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者への避難の呼びかけ	○避難指示（緊急）の発令 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○津波一時退避場所への避難 ○水防活動職員等の安全確保 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整
津波注意報	○注意喚起	○市民等への情報伝達 ○海面監視 ○関係機関等との連絡調整

(1) 情報収集

気象庁が相模湾・三浦半島に津波警報を発表した場合、防災行政通信網を通じて県より津波情報等を受理するとともに、災害情報管理システムにより被害の早期把握と情報の共有化を図ります。

(2) 広報活動

市は、津波警報・大津波警報が発表された場合は、防災行政用無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに市民に伝達します。

また、津波の規模と避難対象地域等を集約し、市民の迅速な避難を呼びかけるために、必要に応じ避難指示（緊急）を発令します。

さらに、広報車、消防車両や地域情報配信システム等あらゆる手段を用いて広報活動を行います。

(3) オレンジフラッグ等の活用

市及び県は、津波注意報等の発表に伴い民間の団体と連携し、沿岸住民や海浜利用者に対し、津波からの避難を促すため、オレンジフラッグ等、視覚に訴える情報伝達方法も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます。

(4) 県及び隣接市町への連絡

市は、津波のための避難指示（緊急）を発令した場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接市町へ連絡するものとします。

(5) 津波警報・大津波警報の継続情報の提供

市は、津波警報・大津波警報が長時間にわたり継続して発表されているときは、継続してその情報の提供に努めるとともに、その時点で知り得ている、津波の規模と避難対象地域等を集約し、情報提供を実施します。

2 海面監視

市は、本市で震度4以上の地震を観測した場合または相模湾・三浦半島に津波注意報等が発表された場合には防災行政用無線による広報及び海面監視を実施します。

海面監視においては、海面監視カメラによる海岸映像の確認、高所からの監視及び巡回監視等としますが、津波の到達時間を考慮して、監視職員の安全確保を第一に実施します。

また、市は、監視により異常を認めた場合、または危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必要に応じ避難指示（緊急）を発令します。

なお、避難指示（緊急）の発令を判断する場合において、必要に応じて関係機関に助言を求めます。

第3 津波一時退避場所への避難 避難所対策班、災害時広報対策班、市民安全部

避難所及び市と津波一時退避に係る協定を締結しているマンション・企業等は、相模湾・三浦半島への津波警報・大津波警報の発表とともに避難者の受け入れを行い、市はその状況を把握し、津波に関する情報を適時防災行政用無線等により周知します。

第4 応急対策活動の実施 下水道河川部、消防部、茅ヶ崎警察署、自主防災組織、消防

団

市は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、可能な限り樋門及び樋管等の閉鎖を行います。

また、避難行動要支援者の避難支援、避難誘導、避難所での受け入れ等の応急対策活動を自主防災組織等の協力により実施します。

この場合、応急対策活動に従事する者が安全に避難できる時間を考慮します。

第5 津波対策における留意事項 市民安全部、消防部、消防団

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられます。遠地津波の場合は原因となる地震発生等からある程度時間が経過した後、津波が襲来し、近地津波の場合は、原因となる地震発生等から短時間のうちに津波が襲来します。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能がありますが、近地津波で、安全な場所へ避難するための所要時間がかかる場合は、水防活動等に従事する職員自身の避難行動がとれない場合も考えられます。

このため、市は、水防活動等に従事する職員自身の安全を第一に考え、避難誘導や水防活動を実施する上で、安全な避難時間を確保します。

第6 津波警報・大津波警報の解除 総括・情報班、災害時広報対策班、避難所対策班

市は、警報の解除に伴い、津波一時退避場所を閉鎖するものとし、その旨を防災行政用無線等により市民へ周知します。

津波一時退避場所から自宅または避難所へ移動する際には、周辺の安全を確認し、余震等に十分に注意するものとし、市は、避難に際し混乱を来さぬよう、防災行政用無線の活

用、避難誘導員の配置等、可能な限り安全な措置を講じます。

また、地区防災拠点においては、周辺の被災状況の把握に努め、避難者の受け入れ、必要物資の提供等を行い、適時、災害対策本部へ避難所及び周辺の状況を報告します。

第6節 避難対策

第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊

1 避難情報

避難のための勧告または指示は、警察及び防災関係機関の協力を得て市が実施します。

(1) 避難勧告または指示

市は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、危険地域住民に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な勧告または指示を行います。

(2) 避難勧告または指示の実施責任者

実施者	勧告・指示 区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項
警察官※	指示	災害全般 市町村長が指示することができないと認めるときまたは市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条 第1項

※警察官は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができます。

※市長以外の者が、避難勧告または指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。

2 避難情報等の伝達

(1) 避難勧告または指示等の伝達

避難勧告または指示等の伝達は、本章第2節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。

(2) 避難勧告または指示の内容

市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難勧告または指示対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難に関する注意事項

(3) 県知事等への報告

市長は、避難勧告または指示を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。

(4) 避難指示の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域

災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第60条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができます。

(2) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官※ または海上保安官	災害全般	上記の場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、または要求があったときは、警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防または水防活動を保護するために、消防または水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。
また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、または「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。

第2 避難誘導 **総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者**

市は、延焼火災の拡大等の危険が切迫したときは、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

- 1 市は、延焼火災等により避難勧告または指示を発令したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て、広域避難場所等に誘導します。
- 2 誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努めます。
- 3 要配慮者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、広域避難場所等へ迅速かつ安全に誘導します。
- 4 学校、病院、工場、福祉施設等の管理者は、避難計画に基づき、児童、生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導します。

第3 避難所の設置 **総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織**

市は、災害発生時には、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行います。災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日以上飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。

1 避難所の開設

(1) 避難所

- ア 避難所は公立小・中学校32校とし、災害の状況、規模等に応じて開設します。
- イ 公立小・中学校のみで避難者の収容が困難なときは、2次避難所等を開設します。
 - (ア) 避難所として受け入れが可能な公共施設
 - (イ) 県立高等学校及び養護学校
 - (ウ) 協定を締結している私立学校

- (エ) 協定を締結している企業等
- (オ) 協定を締結している社会福祉施設

(2) 避難所収容対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 住家が被害を受けるおそれのある者
- ウ その他住家での生活が困難な者

(3) 避難所の開設

避難所の開設は、自主防災組織、配備職員、学校職員等が協力して行い、避難者の受け入れにおいては、避難者名簿を作成します。

また、配備職員は、避難所の開設について災害対策本部へ報告します。

- ア 施設の被害状況
- イ 自主防災組織、配備職員及び学校職員等の参集状況
- ウ その他避難所の開設に関する状況

2 避難所の運営

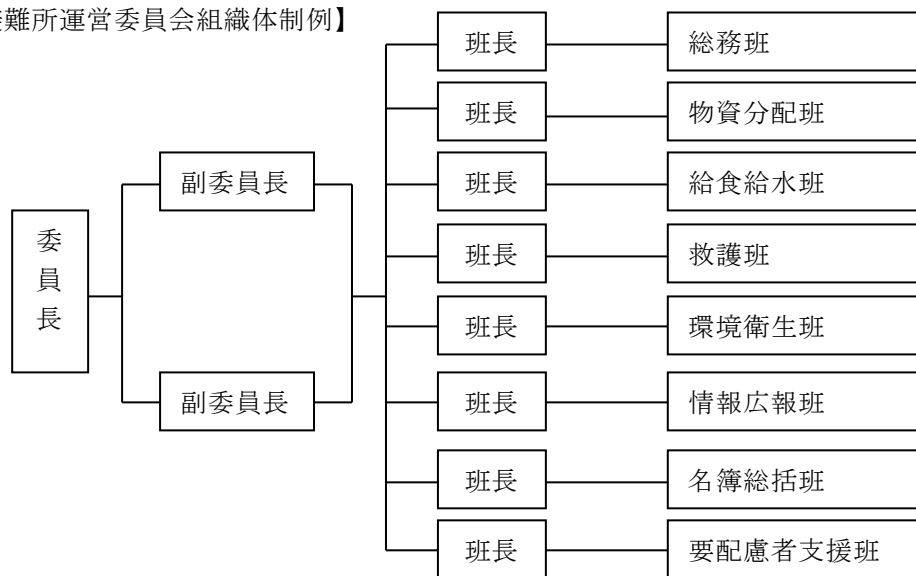
(1) 避難所運営委員会

避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。

なお、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。

避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。

【避難所運営委員会組織体制例】



※この組織表は、体制の例を示すもので、避難所の状況や地域の特性、または時期的状況の中で必要な班のみで構成することや新たな班を設置することもあります。

(2) 避難所の開設状況等に係る報告内容

配備職員は、避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話または無線等を使用して災害対策本部に報告します。

- ア 避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物資等
- オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報
- カ 周辺の被災状況
- キ その他避難所の開設等に必要な情報

(3) 避難所の状況報告

配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早

期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。

- (ア) 避難者数
- (イ) 避難行動要支援者数及び避難所での対応可否状況
- (ウ) 最優先必要物資等の状況
- (エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況
- (オ) 避難所の対応状況
- (カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部に臨時報告を行います。

- (ア) 避難所施設に被害が生じた場合
- (イ) 避難所運営に困難が生じた場合
- (ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
- (エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

(4) 給食・救援物資等の配布

避難所においては、自主防災組織等と連携し、供給方針を定め、必要に応じ飲料水、食料及び生活必需物資等を供給します。

(5) 避難所における情報提供・安否確認

避難所においては、災害対策本部から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供し、被災した家族や離ればなれになった家族の安否を確認するための情報提供を実施します。

(6) 避難所における衛生措置

避難所における衛生措置は、集団生活を送る上で重要な課題となります。

仮設トイレの設置場所やその処理方法、ごみ集積場所の整備等の衛生管理、避難者の栄養指導や感染症予防等の健康管理等が必要です。

避難者の生活環境に注意を払い、避難所生活を良好なものとするよう、避難所運営委員会を中心にその対応を定めます。

(7) 避難所におけるペット対応

市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。

避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。

(ペットの飼養場所の確保方法の例)

- 倉庫の利用 ○遊具を利用した係留 ○テントやプレハブの設置
- ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用 ○屋根や壁のある渡り廊下

3 避難所運営に対する災害対策本部の措置

市は、災害対策本部の統括調整部に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。

(1) 避難所の状況把握

市は、避難所の開設状況や避難者数、最優先必要物資数等の積極的な状況把握に努め、必要な措置を講じます。

(2) 周辺の状況把握

市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や在宅避難者、避難所外避難者等を把握します。

(3) 避難所の移動・閉鎖

避難所周辺で大規模な延焼火災が発生した場合等においては、避難所を閉鎖し他の避難所へ避難者の移動を行う必要があります。

市は、正確な情報分析を行い、必要に応じて避難所の移動措置を講じます。

ア 事前情報の提供

市は、避難所周辺で延焼火災が発生した場合等は、その状況分析に努め、避難所へ情報提供を行うとともに、移動の可能性について説明します。

イ 避難所の移動措置の検討

市は、新たな避難先を検証するとともに、安全な避難を確保できる道路の選定等を行います。

ウ 避難所の移動・閉鎖

配備職員は、自主防災組織や避難者等の協力により誘導員を配置し、避難所の移動を行います。

また、避難所を移動し閉鎖する場合には、その情報を張り出すとともに、自主防災組織と連携し、周辺への情報提供に努めます。

市は、延焼火災の状況や避難所の閉鎖について、防災行政用無線等により市民に対し、必要情報の提供を実施します。

(4) その他避難所の運営に関する措置

市は、避難所の応急対策に関する事項及び当面の対策等について措置案を検討します。

4 学校教育の再開に向けた避難所運営

学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。

よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

大規模災害等により多数の避難者を受け入れるため、多くの教室等を避難スペースとして使用する場合においても、段階を踏んで1日でも早く学校教育を再開できるよう、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に学校教育の早期再開に向けた避難所運営を実施します。

第4 指定避難所以外の公共施設の措置 **避難所対策班、施設管理者**

避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（公民館・青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所または避難所への誘導を行います。

また、災害対策本部の指示に基づき、市内の被害情報や警報等の情報の伝達及び避難所の案内（開設場所、経路等）を行うとともに、施設及び施設周辺の被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告します。

なお、災害等の状況により、一時的な避難の受け入れを図る時は、近隣の避難所と連携し、地域や施設の特性に応じた避難対策を講じる等、必要な措置を行います。

第5 他市町村への避難 **総括・情報班**

市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を災害から保護し、または住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受け入れについて他市町村の市町村長に協議します。

市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、災害対策基本法第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。

第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部

災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援対策については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員と連携して実施します。

また、市は、災害対策本部の統括調整部に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者及び避難行動要支援者支援対策を講じます。

1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応

- (1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害から避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。

なお、市は避難支援関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。

- (2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、tvkデータ文字放送（地上デジタル放送によるデータ放送）、ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。

2 避難所における要配慮者に対する支援

- (1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。

また、必要に応じて、専門ボランティアや災害ボランティア等を派遣します。

- (2) 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受け入れを依頼します。

また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。

3 在宅の障害者や高齢者等に対する支援

- (1) 市は、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行います。
- (2) 市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。
- (3) 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、県に対し、必要な措置を要請します。
- (4) 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者の協力により実施します。

4 妊産婦及び乳幼児への配慮

市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施します。

5 外国人への配慮

市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施します。

第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。

避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組例については次のとお

りです。

取組事例

- 運営上の工夫（男女両方の運営組織への参画、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映、性別や年齢等による役割の固定化の防止、多様な主体の意見を踏まえたルールづくり、男女両方の相談員の配置。）
- 救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布）
- トイレの確保・設置場所の工夫（男女別の設置、ユニバーサルデザイン（男女共用）のトイレの設置、女性トイレの多めの設置、場所や経路の防犯上の安全性）
- プライバシーの確保（間仕切りの設置、男女別や一人用の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保、避難者の個人情報管理の徹底）
- 妊産婦・母子・乳幼児への配慮（授乳・休息スペースの確保、衛生的な環境の確保、保健指導、緊急時の対応）
- 防犯対策（トイレ・更衣室等への照明の設置、就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施）

第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部

1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援

市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。

2 健康対策

避難所外避難者は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。

市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。

3 市外避難者への対応

市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。

また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。

第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部

市及び県は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害を受けた住宅の応急修理を実施します。

また、市は、災害対策本部の統括調整部に被災者生活再建支援班を設置し、被災者生活再建対策を講じます。

1 実施機関

(1) 災害救助法が適用された場合

同法に基づき県が行います。ただし、被害の程度等により県から委任されたときは、市が行います。

(2) 災害救助法が適用されない場合

同法が適用されない場合は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。

また、市のみで処理不可能な場合は、近隣の市町村及び県、国、その他の機関の応援を求めて実施します。

2 応急仮設住宅必要戸数の把握

(1) 被害状況の調査

市は、全壊、全焼、流失等の被災建築物数及び避難者数を調査し、県へ報告します。

(2) 公営住宅等の活用

市及び県は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅等の戸数を調査します。

(3) 応急仮設住宅建設地の確保

市は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設候補地の被災状況を調査するとともに、その利用状況を確認します。

また、市は、候補地の災害状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。

3 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅を供給する必要があるときは、市と密接な連携を取り、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市及び県は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。

5 公営住宅への一時入居

市、県及び県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空き家住宅を積極的に活用します。

6 民間賃貸住宅等の活用

市及び県は、民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等民間所有施設において、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。

7 住宅の応急修理

市は、県と密接な連携を取り、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要欠くことのできない部分について、修理を行います。

第7節 帰宅困難者対策

第1 帰宅困難者の発生の抑制 災害時広報対策班、施設管理者

1 基本原則の周知

市は、帰宅困難者の行動の基本原則である、「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

2 帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供等に努めます。

3 生徒、学生及び従業員等の一時収容

高等学校、大学、専門学校及び企業等は、災害発生時に交通機関の停止により帰宅が困難な生徒、学生及び従業員等を、施設等に一定期間収容するほか、訪問者・利用者に対しても同様の対応を行うよう努めます。

第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株)横浜支社

1 一時滞在施設・避難場所の提供

市は、災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等に滞留している帰宅困難者に対し、一時滞在施設及び避難場所（駅周辺公共施設及び避難所）を提供します。

2 避難誘導及び治安維持等

- (1) 市は、周辺の土地に不案内な観光客等には的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
- (2) 駅構内の滞留旅客については、東日本旅客鉄道(株)横浜支社が警察と連携し避難誘導を行います。
- (3) 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、警察、防災関係機関や企業等と連携して行います。
- (4) 警察は治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努めます。

3 帰宅困難者の把握

市は、一時滞在施設及び避難場所に避難した帰宅困難者数の把握に努め、警察、東日本旅客鉄道(株)横浜支社と十分連携を図ります。

4 一時滞在施設における措置

一時滞在施設は、市と連携し、帰宅困難者に対し、次の措置をとります。

- (1) 市への報告（施設の開設、収容者数、必要支援物資数、対応状況等）
- (2) 支援物資等の配布
- (3) 交通機関の運行状況の把握及び周知
- (4) 周辺道路等の被害状況の周知
- (5) 代替交通機関等の情報
- (6) 女性専用スペース等の確保
- (7) その他必要な措置

5 一時滞在施設に対する市の措置

市は、一時滞在施設に対し、次の措置をとります。

- (1) 一時滞在施設への各種情報提供
- (2) 必要支援物資の提供
- (3) 受け入れ困難な者に対する避難所等の後方支援での受け入れ
- (4) その他必要な措置

第3 保護者が帰宅困難となった場合の園児、児童、生徒の保護 避難所対策班、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、保護者が帰宅困難となり、園児、児童、生徒を引き取るこ

とが困難な場合においては、原則として保護者への引き渡しを行うまでの間、園児、児童、生徒の保護に努めるとともに、必要に応じ、近隣の避難所と連携を図ります。

第4 県への報告 避難所対策班、広域連携班

災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県へ報告するとともに、必要に応じ、協力を要請します。

第5 帰宅困難者の搬送 避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、神奈川中央交通(株)

市は、帰宅困難者が、自己の居住する地域へ速やかに帰宅ができるよう支援対策を講じ、神奈川中央交通(株)や東日本旅客鉄道(株)横浜支社と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討します。

なお、その場合の搬送対象者は、原則として避難行動要支援者または自力での徒歩帰宅が困難な者としています。

第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動

第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、市保健師（保健師班）

1 保健衛生

(1) 予防対策

市は、避難所での健康管理等のルール作りを行い、保健師の指導のもと、手洗い・うがい等の予防対策を実施し、消毒の徹底を図ります。

(2) 健康管理

市は、生活環境の激変に伴い多くの被災者が心身の健康に不調をきたすことが考えられることから、必要に応じ健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知します。

(3) 衛生管理

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。

また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。

(4) こころのケア

市及び県は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て必要な措置を講じます。

また、被災者のみならず、災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

(5) 県の支援

県は、広域的立場から、市の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。

2 防疫対策

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、市は、被災地域の状況に応じて、的確な指導あるいは指示を行います。

また、市は、災害時における感染症の発生を防止するため、県及び防災関係機関と密接な連携のもと、対策方針を定め、防疫対策を実施します。

(1) 防疫活動

市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。

ア 被災地域の家屋周辺の清掃や防疫方法についての指導または指示

イ 被災者及び自主防災組織等に対する薬剤等の配布

ウ 被災地域の避難所等の消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除

エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び仮設トイレの消毒

オ 浸水箇所等の消毒

(2) 防疫用薬剤の確保

市は、協定を締結している薬品会社へ要請し、防疫用薬剤を調達します。

3 感染症対策

(1) 感染症患者の治療

県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（急性灰白髄炎等）またはインフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認められるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。

また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。

(2) 予防接種の実施

市は、県の指示に従い予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置します。

4 死亡小動物の収集処理及び逸走または負傷している犬猫等の保護収容

(1) 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、または防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、市が行います。

(2) 逸走しているペットまたは負傷している犬猫等の保護収容

市は、被災により逸走しているペットまたは負傷している犬猫等について、「神奈川県仮設動物救護センター」が開設されるまでの期間、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、茅ヶ崎寒川獣医師会に治療や保護収容等を要請します。

また、保護収容した犬猫等については、避難所と連携し、飼い主等へ情報提供を実施します。

第2 ごみ及びし尿等の処理 **衛生・災害廃棄物対策班、環境部**

県及び市は連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象者やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

1 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

市は、災害発生後速やかにごみ処理施設の被災状況を把握し、県へ報告を行います。また、し尿処理施設については、寒川町と連携し、被災状況の把握に努めます。

2 し尿処理施設の管理等

施設破損や停電、給排水設備、脱臭設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕手配等は寒川町が実施します。

また、市は、施設の復旧作業中は、し尿の施設での保管が可能かどうか判断し、不可能な場合は近隣施設、他市町村へ搬入及び処理について協力を要請します。

3 し尿及びごみ処理

(1) 市は、被災状況から、し尿収集量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。

(2) 市は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊または稼働不能な場合等は、県への支援を要請します。

4 資源物の分別

市は、環境を考慮した分別回収を実施するとともに、速やかに資源物の受け入れが図れるよう、寒川広域リサイクルセンターへの搬入について寒川町と連携した対応を図ります。

第3 行方不明者の搜索及び遺体の取扱い **衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会**

1 行方不明者の把握

市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の搜索に関する情報をとりまとめる等、警察及び防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努めます。

2 遺体の取扱い方法

市は、遺体の取扱いについて、適切な対応を取るため、「神奈川県広域火葬計画」に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、「神奈川県広域火葬計画」に沿って県内及び県外の市町村の協力

を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

(1) 実施機関

市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て市が行います（災害救助法が適用され県の委任を受けた場合も同様）。

(2) 広報

市は、災害現場から遺体を発見した者が直ちに警察へ通報するよう、広報を徹底します。

(3) 通報

災害現場から遺体を発見した者は直ちに警察へ通報します。

(4) 遺体の収容

ア 市は、施設の応急危険度判定に基づき、警察と協議し、関係機関の協力を得て迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設します。

なお、多数の遺体を収容する必要がある地域等がある場合は、地域の公共施設等を臨時の遺体収容施設として開設することを検討します。

イ 市は、遺体収容施設開設後、収容受付等を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察が行う遺体の検視等の業務へと引き継ぎます。

(5) 検視等

遺体の検視等は、警察が行います。

(6) 検案

ア 遺体の検案は、警察協力医、県医療救護班または応援協力により出動した医師等が行います。

イ 遺体検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと行います。

(7) 身元確認、身元引受人の発見

市は、警察、歯科医師会、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

(8) 遺体の引渡し

市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し身元が明らかになった遺体を、遺族または関係者に引き渡します。この際、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行います。

また、市は、身元が不明である遺体について、遺族または関係者の早期発見に努めます。

(9) 身元不明者の処理

市は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行います。

(10) 遺体の埋（火）葬

遺体の埋（火）葬及び身元不明遺体の取扱いは次により行います。

ア 災害時における死亡者の火葬は、茅ヶ崎市斎場で行います。

また、必要に応じ「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って近隣市町及び県の協力を得て、広域的な火葬を実施します。

イ 身元の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡します。

ウ 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域）から漂着した場合で、身元が判明しているときには、市は、原則としてその遺族、親戚縁者または法適用地域の市町村長に連絡し引き渡します。

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、文化生涯学習部、下水道河川部、県企業庁 茅ヶ崎水道営業所、自衛隊

1 飲料水の給水方針

市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日およそ3リットルを目安に応急給水を行います。

2 飲料水の調達活動

市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プールの水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。

3 飲料水の供給活動

市は、次の方法により給水方針に基づき市民に対し供給します。

(1) 応急給水

ア 避難所における給水

市は、避難所の耐震性プールの水をろ過装置等の使用により、飲料水として確保し、市民に対し給水を行います。

イ 飲料水兼用貯水槽による給水

市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽から市民に対し給水を行います。

ウ 給水拠点による給水

市は、応急給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。

(2) 応援要請

市は、飲料水の確保が必要なときは、広域応援要請に基づく支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。

4 生活用水の供給

トイレや洗濯等、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、関東農政局、自衛隊

1 供給方針

市は、備蓄している食料及び協定を締結している企業等から調達する食料等により、提供可能な食料数を算出し、市民に等しく分配できるよう心がけます。

2 食料の調達活動

市は、備蓄している食料を活用するとともに、協定を締結している企業等の協力を得て、食料及び調味料等を調達します。

3 食料の供給活動

市は、自主防災組織等と連携し、調達した食料の分配または必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給します。

4 応援要請

市は、備蓄している食料及び協定を締結している企業等から調達する食料のみでは市民に対し十分な供給が困難な場合は、県に応援を要請します。

また、災害救助法が適用された場合は、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関して、県に供給を要請します。

市は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請します。

第3 生活必需物資等の調達・供給 **救援物資対策班、財務部、経済部、自衛隊****1 供給方針**

市は、備蓄している生活必需物資等並びに協定を締結している企業等から調達する生活必需物資等を市民に提供するにあたり、要配慮者や女性に配慮した提供を実施するよう心がけます。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料品、炊事用具、食器類、生理用品、日用品雑貨、光熱材料、燃料等、その他生活に必要な物資

3 生活必需物資等の調達活動

市は、備蓄している生活必需物資等を活用するとともに、協定を締結している企業等の協力を得て、生活必需物資等を調達します。

生活必需物資等は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、災害発生時の実情を考慮します。

4 生活必需物資の供給活動

市は、自主防災組織等と連携し、調達した生活必需物資等を供給方針に基づき市民に対し供給します。

第4 食料及び生活必需物資等の集積と配分 **救援物資対策班、避難所対策班、経済部****1 調達物資等の集積**

市は、災害発生時に物資拠点进行を設け、食料及び生活必需物資の受入体制を整えます。なお、物資拠点はあらかじめ定めた場所の他、必要に応じ、緊急輸送道路やその補完道路等の交通の利便性を確保した場所を選定します。

2 物資拠点

- (1) 総合体育館
- (2) (株) 茅ヶ崎青果地方卸売市場
- (3) 茅ヶ崎公園野球場
- (4) 柳島スポーツ公園
- (5) その他被災状況に応じ指定した場所

3 調達物資等の配分

- (1) 物資の配分は、原則として避難所で実施します。
- (2) 在宅避難者や避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施します。
- (3) 避難所における配給は、自主防災組織等の協力により公平、円滑に行います。

第5 物価高騰の防止のための要請 **救援物資対策班、経済部**

市は、国・県の指導に基づき、食料等生活必需物資等の売り惜しみまたは買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請・指導等を行います。

第10節 教育・保育対策

第1 園児、児童、生徒の保護対策 こども育成部、教育部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、災害時には、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の保護に努めます。

1 保育園、幼稚園、学校等の対応

- (1) 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の生命・身体の安全確保を図り、原則として、安全が確認できるまでは保護するものとし、安全が確認された後に保護者へ引き渡します。

また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、状況を判断し、引き続き保護します。

- (2) 保育園、幼稚園、学校等は、速やかに初期消火及び救助・救急活動等の体制を整え、応急対策活動を実施します。

2 教職員等の対応、指導基準

- (1) 教職員等は、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の安全確保を図ったあと、避難誘導を行います。その後、安全が確認できるまで、引き続き保護に努めます。
- (2) 障害のある園児、児童、生徒については、介助できる体制を整えて対応する等、十分に配慮します。
- (3) 園児、児童、生徒の避難誘導にあたっては、氏名・人数等を把握し、異常の有無等を明確にし、確実に指示します。
- (4) 園児、児童、生徒の保護者への引き渡しは、防災計画や避難計画等に基づき確実にを行います。
- (5) 園児、児童、生徒が遠距離通学や交通機関の遮断、留守家庭等の理由で帰宅できない場合は、氏名・人数等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (6) 教職員等は、園児、児童、生徒の安全を確保した後、必要な応急対策活動にあたります。

3 園児、児童、生徒の対応

園児、児童、生徒は、自らの身の安全を確保します。

第2 被害状況等の把握 こども育成部、教育部

市は、災害発生後速やかに保育園、幼稚園、学校等における園児、児童、生徒の被災状況並びに施設の被害状況を把握します。

また、災害情報の提供に努めるとともに、状況に応じた安全対策、応急対策活動等の実施について指示します。

第3 避難所の開設 避難所対策班、配備職員、施設管理者

避難所の開設においては、その利用が長期化した場合も見据え、可能な限り学校教育等の再開を視野に入れた受け入れを実施します。

- 1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受け入れ等を行います。
- 2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導します。

また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。

第4 応急教育の実施 **こども育成部、教育部、施設管理者****1 応急教育の実施機関**

幼稚園、学校等は、教育の早期再開に取り組むため、速やかに園児、児童、生徒並びに教職員等の安否確認を実施し、教育施設及び学用品等を早期に確保する等、応急教育の円滑な実施体制を整備します。

- (1) 私立幼稚園における応急教育は、設置者が実施します。
- (2) 公立小・中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (3) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施します。
- (4) 私立学校における応急教育は、設置者が実施します。

2 被害状況の把握及び報告

私立幼稚園、公立小・中学校、私立学校及び県立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、施設設備の被害状況や児童、生徒の被災状況を把握し、市及び市教育委員会並びに県教育委員会に報告します。

また、市及び市教育委員会は、私立幼稚園、公立小・中学校、私立学校及び県立学校の施設設備の被害状況や児童、生徒の被災状況を把握します。

3 応急教育の実施

市及び県教育委員会等は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

また、児童、生徒の学習環境の整備を図ります。

- (1) 被害箇所や危険箇所の応急修理
被害箇所や危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。
- (2) 学校施設の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用します。
- (3) 仮校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設等を利用して、授業の早期再開を図ります。
- (5) 学用品の確保
応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量の把握に努め、学習環境の整備を図ります。
- (6) 園児、児童、生徒の心的症状の対応
幼稚園、学校等は、被災後に園児、児童、生徒の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、相談体制を整備します。

第5 応急保育の実施 **こども育成部、施設管理者****1 応急保育の実施機関**

保育園や児童クラブ（以下「保育園等」という。）は、保育の早期再開に取り組むため、施設等の安全確認を実施し、速やかに実施体制を整備します。

- (1) 公立保育園における応急保育は、市が実施します。
- (2) 私立保育園における応急保育は、設置者が実施します。
- (3) 児童クラブにおける応急保育は、指定管理者または委託業務受託者が実施します。

2 被害状況の把握及び報告

保育園等は、応急保育の円滑な実施を図るため、施設設備の被害状況を把握し、市に報告します。

3 応急保育の実施

- (1) 保育園等は、職員を把握し、園児、児童の被災状況を調査し、その結果を市に連絡し、応急保育体制の整備に努めます。
- (2) 市は、情報及び指令の伝達を迅速に行い、保育園等はその指示事項に基づき応急保育

- を実施します。
- (3) 応急保育が可能な施設は、臨時の編成を行い、被害の状況に合わせた応急保育を実施します。
 - (4) 施設が被災し、応急保育の再開が困難な施設は、近隣の保育園等と連携し、臨時の応急保育を実施します。
 - (5) 被災し、通園できない園児、児童については、地域の実情を把握し、できる限り早期に応急保育ができる体制をとります。
 - (6) 保育園等は、園児、児童の心的症状に対応するため、児童相談ケースワーカーや関係機関の協力のもと、相談体制を整備します。

第6 養護を要する園児、児童、生徒の保護体制 こども育成部

- 1 市は、避難所における養護を必要とする園児、児童、生徒の実情を把握します。
- 2 養護を要する園児、児童、生徒を、避難所等で措置した場合は、県（県災害対策本部及び県中央児童相談所）に報告し、今後の対応について協議します。

第11節 危険度判定活動

第1 建築物対策 **都市部**

市は、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、判定士を活用して被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行い、その判定結果を示し、市民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

第2 建築物応急危険度判定 **都市部**

1 判定士の業務

- (1) 避難所、防災上重要な施設の建物の判定
- (2) 一般住宅（共同住宅を含む）の判定
- (3) その他判定が必要と認められる建物の判定

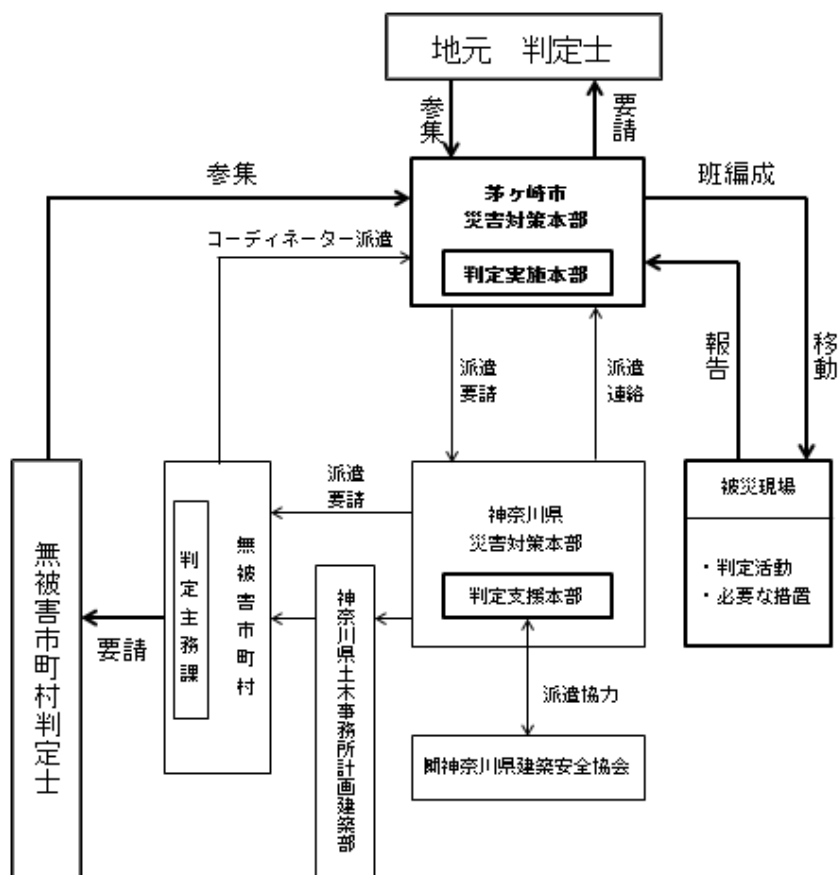
2 判定士の派遣要請

市は、災害発生に伴う建築物の被害状況を把握し、応急危険度判定の必要があると認めた場合は、市内判定士に協力を要請するとともに、被害状況によっては、県に対し、応援判定士の派遣要請を行います。

3 判定士の活動

活動マニュアルに基づき、避難所や防災拠点、防災上重要建築物等、優先順位を定め順次行うとともに、広域的な応援協力のもと実施します。

【応急危険度判定活動体系図】



第3 造成地対策 **都市部**

市は、余震及び降雨による造成地（斜面の盛土、切土等の土地の造成行為を行い宅地として整備した土地）の崩壊がもたらす二次災害を防止するため、宅地判定士を活用して、

被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その結果を地域住民へ説明し、必要に応じ危険表示の設置または二次災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

第4 被災宅地危険度判定 都市部

1 宅地判定士の業務

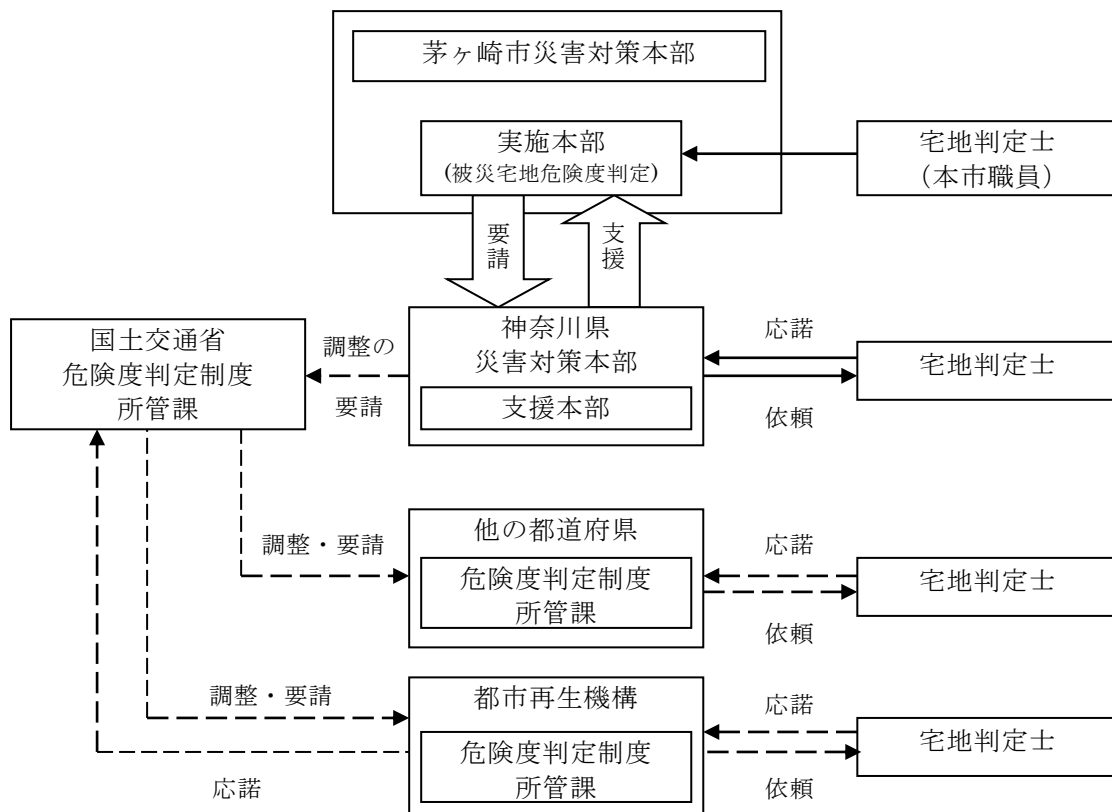
- (1) 造成地の判定
- (2) その他判定が必要と認められる土地の判定

2 被災宅地危険度判定活動

地震発生に伴い宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減、防止します。

なお、被害状況によっては、県に対し応援宅地判定士の派遣要請を行います。

【被災宅地危険度判定活動体系図】



第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署

1 警察

警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、応急対策活動の実施に著しい支障を生じる恐れがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ、当該車両その他の物件を道路外へ移動させる等の措置命令を行います。

2 自衛官及び消防吏員

災害派遣部隊の自衛官または消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件を道路外へ移動させる等、必要な措置を命令するほか、物件の所有者がその現場にいない場合は、当該移動措置を行います。

当該措置命令、または移動措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

3 道路管理者

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合において、道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡、その他必要な措置を講じるものとします。

第2 交通情報の収集及び広報 茅ヶ崎警察署

1 交通情報の収集等

警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し情報を収集します。

2 交通情報の広報

警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めるとともに、市へ迅速に情報提供を実施します。

また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民へ周知に努めるほか、ヘリコプターによる広報並びに市の協力を求めます。

第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署、自衛隊

1 国の措置

国は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じてう回路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

2 県の措置

県は、災害協定業者等の協力のもと、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。

また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。

さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。

3 市の措置

市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施します。

また、茅ヶ崎建設業協会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。

4 国及び県による復旧の代行

国は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、県または市から要請があり、かつ県または市の工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復旧復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県または市に代わり工事を行うことができる権限代行制度を活用し、県または市の復旧活動を支援します。

また、県についても、権限代行制度を活用し、必要があると認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲で市の復旧活動を支援します。

5 障害物の除去

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項に基づき、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、区間を指定して当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者（以下、「車両の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動すること、その他必要な措置をとることを、書面の提示または口頭で命じることとします。

＜具体的な命令の内容＞

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

なお、車両の占有者等が不在時、命令に従わないとき等は道路管理者自ら移動の措置を行うこととします。また、やむを得ない場合は車両その他の物件を破損することで対応することとします。

第4 緊急輸送の範囲 総括・情報班

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとします。

輸送の対象	内容
人員の輸送	☐ 医療救護、助産を必要とする者 ☐ 応急対策活動要員 ☐ その他必要な人員
物資等の輸送	☐ 医薬品、医療資機材 ☐ 飲料水、食料及び生活必需物資等の救援物資 ☐ 応急復旧資機材 ☐ その他必要な物資等

第5 輸送対象の想定 統括調整部各班

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとします。

第1段階（発災直後から2日目までの間）
☐ 救助・救急活動、医療活動等の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資 ☐ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ☐ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 ☐ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ☐ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）
☐ 上記第1段階の続行 ☐ 飲料水、食料等生命の維持に必要な物資 ☐ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 ☐ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階（発災後概ね1週間以降）
☐ 上記第2段階の続行 ☐ 災害復旧に必要な人員及び物資 ☐ 生活必需物資

第6 輸送手段の確保 財務部、神奈川県トラック協会

1 緊急輸送体制の確保

市は、災害時における車両等の効率的な運用を行い、緊急輸送体制を確保します。

2 車両の調達

市は、災害時の各種応急対策活動に必要な緊急車両の確保について、市が所有する車両を充てるほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会の協力等により行います。さらに不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとします。

第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部

1 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、またはその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 施設及び設備の応急復旧
- (5) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 応急教育の実施
- (9) その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置

2 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次に依ります。

(1) 事前届出手続き

市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとします。

(2) 交付手続き

災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を警察または交通検問所に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。

市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要な車両については、県公安委員会に交付申請を行います。

第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班

市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。

また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、特に緊急を要する場合は、ヘリコプターによる輸送を県、陸上自衛隊等防災関係機関に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。

第9 船舶等による海上輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班

市は、陸上輸送が困難な場合または海上輸送の方が効率的な場合は、県及び防災関係機関等と連携し、茅ヶ崎漁港及び湘南港（江の島）を中心とした、海上輸送手段の確保に努めます。

第13節 ライフライン等の応急復旧活動

第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所

水道営業所は、災害用指定配水池や主要送配水管路等の水道施設の被害状況を調査するとともに、応急復旧計画を作成し、計画に基づいた応急復旧工事を実施します。

1 情報提供

災害発生時または発生のおそれがある場合は、市民や防災関係機関に対し、企業庁関連施設の状況や対応について情報提供を行います。

2 被害状況の調査及び復旧計画の作成

災害時、速やかに水道施設の被害状況を把握し、応急復旧優先順位を考慮した応急復旧計画を作成します。

3 応急復旧業者への協力要請

応急復旧工事を迅速に実施するため、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時は、契約等に基づき応急復旧工事を依頼します。

4 応急復旧

(1) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に、主要な配水管等を順次復旧します。また、仮設配水管は、主要送配水管の応急処置が困難な場合に布設します。

(2) 臨時給水栓の貸与

避難場所に近い公設消火栓に設置する臨時給水栓を市に貸与します。

(3) 給水管の復旧

公共避難場所、病院、学校、その他の公共施設等から順次量水器（上流側）まで、水道営業所が復旧します。

第2 下水道施設 下水道河川部

1 公衆衛生の保全

災害時における公衆衛生の保全を図るため、相模川流域下水道左岸処理場と連絡調整を行い、避難所、病院等の「防災拠点」から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行います。

2 浸水被害の防除

災害時における浸水被害の軽減を図るため、避難所、病院等の「防災拠点」における雨水の排水が可能となるように、ポンプ場等施設及び管路状況を確認し、適切に対応します。

3 広報

施設の被害状況及び復旧の見込みについて、広報を実施し利用者の生活排水等に関する不安の解消に努めます。

第3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社

1 被害状況の早期把握

被害状況の早期把握が、今後の復旧体制に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めます。

2 電力施設の機能維持

災害により、電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

3 危険予防措置

災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な応急対策活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

4 応急復旧

応急復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先しますが、各施設の被害状況や復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の大きいものから行います。

5 広報

感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定について、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車等を通じて広報します。

第4 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店

東京ガス(株)は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

1 体制の確立

災害発生した場合に対処するための非常体制は次のとおりです。

体制区分	適用条件
第0次非常時体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第1次非常時体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生し、または非常事態が発生した場合
第2次非常時体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧または低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合

2 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めます。

3 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行います。

4 災害時における情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握します。

(2) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

5 被害情報

(1) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・利用者等への対応状況）

(2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(3) ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援部隊等に関する情報

(4) その他の災害に関する情報

6 災害時における広報

(1) 広報活動

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う

ほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

7 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保します。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。

8 非常事態発生時の安全確保

(1) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

9 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行います。

10 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行います。

ア 被害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定します。

①復旧手順及び方法

②復旧要員の確保及び配置

③復旧資機材の調達

④復旧作業の期間

⑤供給停止需要家への支援

⑥宿泊施設の手配、食材等の調達

⑦その他必要な対策

(2) 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行います。

ア 高・中圧導管の復旧作業

①区間遮断

②漏えい調査

③漏えい箇所の修理

④ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

①閉栓作業

②復旧ブロック内巡回調査

③被災地域の復旧ブロック化

④復旧ブロック内の漏えい検査

⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理

⑥本支管混入空気除去

- ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理
- ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨開栓

第5 液化石油ガス（LPGガス）施設 （公社）神奈川県LPGガス協会湘南支部茅ヶ崎・

寒川部会

（公社）神奈川県LPGガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、災害時には、次の対策を行います。

1 臨時供給

避難所等への炊き出し用の臨時供給を行うため、迅速に対応します。

2 応急供給

災害発生後から14日以内を目標に安全確認検査を行い、使用可能な設備は、順次供給を再開します。

なお、公共施設等は、発災直後から応急供給を行います。

3 応急復旧

14日以後には、供給を全面再開できるよう、応急復旧活動を実施します。

第6 電話（通信）施設 東日本電信電話(株)神奈川事業部

1 応急措置

災害により、通信施設に被害が生じた場合、または異常ふくそう等の事態の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施します。

(1) 通信の利用制限

災害等が発生し、著しい通話のふくそうが発生した場合は、重要通信を確保するため、規定に基づき通話の利用制限等の措置を行います。

(2) 緊急通話の確保

防災関係機関等の通信を優先的に確保します。（災害時優先電話）

(3) 公衆電話の臨時措置

ア 災害救助法が適用される規模の災害等が発生し、かつ広域停電が発生している場合、被災地の被害状況や通信の著しいふくそう状況等を勘案し無料で公衆電話を利用できるようにします。

イ 指定する避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

(4) 災害用伝言ダイヤル「171」等の提供

災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」等を速やかに提供します。

(5) 災害対策機器の設置

災害等発生により施設が壊滅的な損傷を受けた場合、災害対策機器により通信の確保に努めます。

2 応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、迅速・適切に実施します。

(1) 被災した設備等の復旧にあたっては、被災者の生活を第一に考え速やかに実施するとともに、防災関係機関等と連携し、早期復旧に努めます。

(2) 災害等により被災した重要通信を確保する機関の通信回線等の復旧は、あらかじめ定められた復旧を優先する機関より実施します。

3 広報

災害発生時の応急復旧状況をテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示等により周知を行います。

第7 鉄道施設 東日本旅客鉄道(株)横浜支社

東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害発生と同時に運転規制その他適切な初動措置を講

じ、乗客の安全を図り、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持します。

1 初動措置

(1) 旅客に対する広報

乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、または列車指令からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送し、混乱等の発生を防止します。

駅長は、地震被害の状況を考慮し、旅客及び公衆の動揺、混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての放送を行い、周知に努めます。

(2) 避難誘導

ア 乗務員は、列車または線路建造物の被害もしくは二次災害の発生危険が高いと予測したとき、またはその他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに旅客を安全な地点に誘導します。

イ 駅長は、地震の規模、二次災害の発生危険、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、避難行動要支援者を優先誘導し、混乱を生じないよう配慮します。

ウ 駅周辺の火災その他の被害状況が著しく、駅構外への避難が危険と認められるときは、一時的に構内の安全な場所へ避難誘導します。

(3) 救護措置

被害の状況により救護所を開設し、防災関係機関、運行本部、隣接現業機関及び医療機関の救援を要請します。

(4) 連携

災害発生時には、市及び防災関係機関並びに医療関係機関と密接な連携体制を確立して、被害を最小限に止めるよう努めます。

2 応急復旧

復旧は重要度の高い線区等、優先度を定め迅速な仮復旧を実施します。

また、食料、その他非常緊急に関わるものの輸送を可及的速やかに行えるよう努めます。

第14節 燃料対策

第1 燃料の調達・供給 救援物資対策班、財務部

1 供給方針

市は、備蓄している燃料並びに協定を締結している企業等から調達する燃料を活用するにあたり、医療機関や福祉施設等、市民の生命に係る施設への優先確保や必要な応急対策活動の実施等、優先順位を明確にした上で供給活動に努めます。

2 応急燃料調達に係る範囲

- (1) 無鉛ガソリン
- (2) 有鉛ガソリン
- (3) 混合ガソリン
- (4) 白灯油
- (5) 軽油
- (6) 重油
- (7) 潤滑油
- (8) 液化石油ガス（エルピーガス）
- (9) 薪木炭練炭
- (10) その他の固形燃料

3 燃料の調達・供給活動

市は、災害時に重要な拠点となる公共施設や医療機関、福祉施設、緊急通行車両の運用、また避難所における資機材等の活用のため燃料の確保が必要となったときは、災害時における応急燃料の調達に係る協定を締結している企業等の協力を仰ぎ、優先して燃料の確保に努めるとともに、県、他市町村及び防災関係機関において緊密な連絡を図り必要な応援要請を行います。

また、協定に基づき調達した燃料の配分について、供給方針に基づき実施します。

第2 情報提供 救援物資対策班、災害時広報対策班

市は、大規模災害の発生等により、市民の生活に欠かせないガソリン等の燃料が不足した場合において、協定を締結する企業等に対し、市民への供給体制の早期再開等、必要な対策を講じるよう依頼するとともに、市民の混乱・不安の解消のため、広く市民へ情報提供を行います。

第15節 警備・救助対策

第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署

警察は、各種の応急対策活動に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携強化等の推進を図り、警備体制を一層強化するとともに大災害が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な応急対策活動を実施することにより、管内住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

1 警備体制の確立

- (1) 警察は、大災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を警備本部長とする茅ヶ崎警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。
- (2) 警察は、別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

2 応急対策活動の実施

警察は、市の災害対策本部や防災関係機関と連携して次の対策を実施します。

- (1) 情報の収集・連絡
災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。
- (2) 救出・救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等を出動させ、市、消防及び防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施します。
また、警察は、消防または防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等の現場活動に関する調整を行います。
- (3) 避難の指示等
 - ア 警察官は、災害対策基本法第61条または警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難の指示を行いまたは避難の措置を講じます。
 - イ 警察官が前号の措置を行う場合は、原則として地域防災計画に定める避難先を示します。ただし、災害の種別、規模及び現場の状況等により、地域防災計画に定める避難先を示すことができないときは、適宜の場所を指定します。なお、避難させたときは、直ちに市に連絡します。
 - ウ 避難の誘導にあたっては、市と協力し、安全な経路を選定し、所要の警備装備資機材を活用するよう努めます。
 - エ 住民が避難した地域に対しては、警戒警ら、検問所の設置等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防対策を実施します。
- (4) 津波対策
警察は、津波警報・大津波警報が発表された場合または津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な警報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。
- (5) 交通対策
警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、応急対策活動が円滑に行われるように、災害の被害規模等の状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施します。
- (6) 危険物対策
警察は、大規模災害発生時に、石油類貯蔵施設等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じ施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等、災害の拡大を阻止するための的確な措置

を行います。

(7) 行方不明者の捜索

警察は、市及び防災関係機関と協力して、行方不明者の捜索を実施します。

(8) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行之、被災地の社会秩序の維持に努めます。

(9) 広報

ア 警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。

イ 警察は、保有する広報資機材を活用して積極的に広報を行い、市、報道機関等と緊密に連絡して適切な広報を行うよう努めます。

第2 海上における警備・救助対策 **湘南海上保安署**

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）は、災害が発生した場合において、海上における人命、財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたります。

1 災害時応急体制の確立

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）は、災害が発生した場合において、応急対策活動を統一かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて組織の編成並びに職員の動員を行います。

2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が実施する応急対策活動

(1) 津波警報等災害関連情報を入手したときは、直ちに安全通報により航海中の船舶に周知するとともに、船艇、航空機による巡回により、磯釣り客、港湾工事関係者等への周知に努めます。

(2) 防災関係機関と密接な連絡をとり、船舶港湾施設、港湾等における被災の状況等を積極的に収集します。

(3) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機または特殊救難隊により捜索救助を行います。

(4) 傷病者、医師、避難者等または救助物資の緊急輸送について要請があったときは、速やかにその要請に応じます。

(5) 飲料水、食料等の救助物質の輸送については、その輸送の緊急度及び他の応急対策活動の実施状況を考慮してその要請に応じます。

(6) 船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が排出されたときは、船艇、航空機により排出油の状況等を総合的に把握し、作業方法等除去作業の実施に必要な事項について指導します。

(7) 海上交通安全を確保するため、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止します。

(8) 危険物積載船舶の保安について、関係機関等と密接な連絡をとり、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限もしくは禁止を行います。

(9) 海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行います。

第16節 広域応援・受援活動

第1 広域的な応援要請 総括・情報班、広域連携班、湘南地域県政総合センター

1 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定に基づく応援要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、もしくは知事に対して応援の調整または応急措置の実施を要請します。

また県は、他市町村へ応援を要請するにあたり、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

2 相互応援協定等に基づく応援要請

市は、災害時の各種相互応援協定に基づく応援要請を行うときは、その協定の定めに従い、必要物資、資機材、人員等の派遣を要請します。

なお、市は、応援を要請する際には、必要な事項を明らかにし、原則として文書により応援を要請します。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他応援に必要な事項

3 関係団体、企業等への応援要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、関係団体及び企業等に対して、各種協定に基づく応援要請を行います。

4 国等への応援要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、国等に対して、災害対策基本法等、関係法令等に基づく応援要請を行います。

第2 広域応援の受け入れ 総括・情報班、広域連携班

1 応援の受入体制

市は、応援部隊に対し、活動拠点を開設し、受入体制を整えます。

(1) 情報の提供と応援手段の協議

応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートの選定や活動拠点に関する協議・検討をします。

(2) 応援部隊の誘導等

市はあらかじめ周知している活動拠点が被災等により使用できず新たな活動拠点を設置する場合には、応援部隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援部隊を誘導します。

また、事前に、ヘリコプター臨時離発着場等の防災上重要な拠点に、上空から識別できる表示をするよう努めます。

(3) 応援部隊の活動

市は、応援部隊の活動について必要な指揮または指示を行います。

(4) 応援部隊の広域応援活動拠点

市は、応援部隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとしませんが、被災状況その他の事由により、その使用が困難なときは、迅速にその受け入れ施設を選定し、自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等に対して、周知します。

2 海外からの支援受入

市は国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その受け入れと円滑な活動の支援に努めます。

第3 自衛隊に対する災害派遣要請 総括・情報班

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

1 要請方法

市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、統括調整部において、次の事項を記載した文書により行います。

ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きをします。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第4 自衛隊の受け入れ 総括・情報班、広域連携班

1 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 他の災害救助復旧機関との重複の排除

市は、自衛隊が他の災害救助復旧機関と重複せず、最も効率的に作業できるよう配慮し、依頼します。

- (2) 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請し、または依頼する場合、先行性のある計画を立て、作業に必要な、資機材の準備を整え、諸作業に関係のある管理者の了解を得られるよう配慮します。

- (3) 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との連絡交渉窓口を統括調整部に置きます。

- (4) 県への活動報告

市は、自衛隊の活動状況等を随時報告します。

2 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担します。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動実施に伴う光熱、水道、電気、電話及び入浴料等
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた(自衛隊装備品を除く。)損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議します。

3 自衛隊の連絡先

区分	連絡先(窓口)	所在地	県防災行政通信網番号
陸上自衛隊	第4施設群本部 第3科	相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 2650	9-488-9201・9209 FAX 9-488-9200
	第31普通科連隊本部 第3科	横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291 内線 630	9-486-9201・9202 FAX 9-486-9220
海上自衛隊	第4航空群本部	綾瀬市無番地 0467(78)8611	9-490-9201・9209 FAX 9-490-9200

第5 警察災害派遣隊の要請及び受け入れ 総括・情報班、茅ヶ崎警察署

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して警察の広域応援部隊である警察災害派遣隊の派遣を要請します。

また、警察災害派遣隊の円滑な受け入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図ります。

第6 消防広域応援の要請及び受け入れ 総括・情報班、消防部

市は、大規模災害発生時において、市がその消防力をもって対処することができない場合を想定して、広域的な消防体制を確立します。

このため、市は、市町村あるいは都道府県の区域を越えた、消防力の広域的な運用を図り、大規模災害時に円滑に対応できるよう、市町間等の相互応援協定による応援隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行い、派遣部隊の宿泊等、受入体制の確立を図ります。

第7 DMA Tの要請及び受け入れ 保健医療対策班

市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMA Tの派遣を要請します。

また、DMA Tを要請した場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

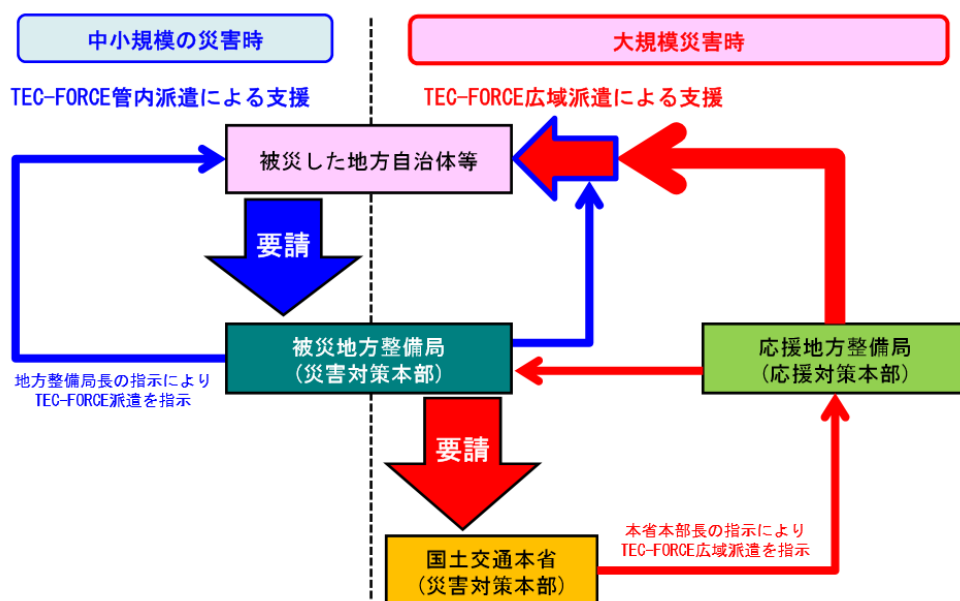
第8 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受け入れ 総括・情報班、横浜国道事務所、京浜河川事務所

市は、災害による重大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、国（関東地方整備局）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請します。

国は、市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し、情報交換を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）※を派遣します。なお、国は、市の被害状況等を勘案し、必要と認める場合は、要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援を行います。

市は、国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣される場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

※大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する専門的・技術的な支援を行うための派遣



緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の災害規模に応じた支援の仕組み
（出典 国土交通省資料より抜粋）

第17節 ボランティア活動

第1 災害ボランティアセンターの開設 **広域連携班、監査部、市社会福祉協議会**

大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の受け入れを行います。

※**災害ボランティアセンター**での専門ボランティア受け入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。

※専門ボランティア（保健師・看護師・准看護師・介護職・ケアマネジャーなど）

1 実施機関

災害時におけるボランティア活動に係る事務は、災害ボランティアセンターが行います。

2 災害ボランティアセンターの位置づけ

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアニーズの把握、ボランティアの募集、受け入れ、作業配分、派遣等の活動全般に関する事務を行うものとします。

また、市はボランティアの活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。

3 活動拠点の確保

市は災害ボランティアセンターとして公共施設の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。

4 災害ボランティアセンターの運営等

災害ボランティアセンターの開設及び開設後の運営等については、市と市社会福祉協議会が協議して別に定めるものとします。

5 ボランティアコーディネーターの派遣要請

市社会福祉協議会は、神奈川県社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会へ、ボランティアコーディネーターの派遣要請を行います。

第2 ボランティアの受け入れ **広域連携班、監査部、市社会福祉協議会**

1 情報収集

市は、ライフラインの被害状況、避難所の開設状況等、情報収集を行い、被災者等のボランティアニーズを把握します。

2 ボランティアの募集

災害ボランティアセンターは、ボランティアの必要性の把握に努め、災害ボランティアセンター関連ホームページの立ち上げ等、報道機関や各種広報を通じ、ボランティアの募集を行います。

第3 専門ボランティアの派遣要請 **統括調整部各班**

市は、応急対策活動を行う上で、必要に応じて各種専門機関へ専門ボランティアの派遣要請を行います。

専門ボランティア

活動内容
○福祉ボランティア（手話通訳・介護等）
○医療ボランティア（医者・看護師等）
○教育ボランティア
○避難所炊き出しボランティア
○技能・労力提供ボランティア（建物判定・輸送等）

第4 市民活動団体等の活動に対する支援 総務部

市は、市民活動団体とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動の実施を図るため、被災状況に応じたボランティアニーズを把握し、市民活動団体へ情報提供を行います。

その上で、市民活動団体の専門性を活かした支援活動が実施できるよう、連携・調整を行い、その活動に必要な場所、資機材等の確保に対する支援に努めます。

第5 ボランティアの活動 総務部、監査部、市社会福祉協議会

市は、災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を確保・提供し、その活動を支援します。

1 主なボランティア活動

○避難所での炊き出し、洗濯、物資の整理・配布等の手伝い

○在宅避難者の買い物、家事等の生活の手伝い

○家の片付け、引越しの手伝い

○被災者の話し相手

○こどもの遊び相手、託児代行

○ペットの世話

○暮らしに必要な情報の提供支援

○交流機会づくり、イベント開催

第18節 災害廃棄物等の除去及び処理

第1 障害物の除去 衛生・災害廃棄物対策班、応急復旧対策班、環境部、建設部、下水道河川部

市は、災害が発生したとき、または二次災害が発生するおそれがあるとき、応急措置を実施するため支障となる工作物等の除去を行います。

なお、被災状況を勘案し優先順位を定め、迅速に実施します。

1 実施機関

障害物の除去は市が実施しますが、障害物が市の管理に属さない道路、または河川、施設等にある場合は、それぞれの管理者が実施します。

2 除去対象

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする障害物
- (2) 避難、救援等、緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物
- (3) 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする障害物
- (4) 居室、炊事場等、生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力を持ってしては除去できない障害物
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする障害物

3 実施方法

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または茅ヶ崎建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
- (2) 建物・工作物等の除去作業においては、緊急の場合を除き、土地の境界標識や塀・石垣等の基礎部分、側溝等の保存に努めます。
- (3) 除去作業においては、行方不明者の存在への配慮を行うとともに、位牌、写真・アルバム、携帯電話等、所有者にとって価値があると認められるものについては、一律に廃棄せず別途保管し、所有者に引き渡す機会を設ける等、被災者に配慮した作業に努めます。

4 応援・協力要請

市は、障害物の状況に応じて、県、他市町村、防災関係機関、企業等に対して応援を要請します。

5 分別区分

災害廃棄物は原則として、次により区分し処理を行います。

- (1) 木材
- (2) その他可燃物
- (3) 金属類
- (4) 家電類・パソコン等
- (5) コンクリート・アスファルト等
- (6) その他不燃物
- (7) 取り扱いに注意が必要な廃棄物（ガソリン・灯油・ガスボンベ・スプレー缶等）

6 仮置場の選定

市は、あらかじめ仮置場を定めておきますが、被災状況等によりその保管が困難なときは、おおむね次の基準により新たな仮置場を確保します。

なお、その場合、二次災害や環境、地域の基幹産業への影響や応急仮設住宅の建設等に十分考慮し選定します。

- (1) 公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地
- (2) 未利用工業跡地等で、長期間利用が見込まれない民有地の借り上げ
- (3) 農地等の民有地や企業等の所有地等の借り上げ

第2 災害廃棄物の処理 **衛生・災害廃棄物対策班、環境部**

災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルに基づき行います。

なお、災害廃棄物等の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

- 1 被害状況を確認し、瓦れきの発生量を推計するとともに、瓦れき処理応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。
- 2 発災直後の様々な情報を収集・整理し、瓦れき処理の基本方針を明らかにした処理計画を定め、計画的な処理に努めます。
- 3 県は、災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理、処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別、施設の種類別に整理した上で、市町村の求めに応じて情報提供します。
- 4 市単独で処理できない場合には、県外その他市町村と連携または調整を行う等、必要な対策を講じます。

第19節 災害救助法関係

第1 災害救助法の適用 総括・情報班、市民安全部

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込がある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。

1 適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより、被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

- (1) 市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合
- (2) 県内の住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市内の住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合
- (3) 県内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊(焼)等、著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

2 適用手続き

災害に際し、市内における災害が前記「1 適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告します。

また、市長は、災害の事態が急迫して県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。

3 救助の種類

- 避難所、応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索
- 死体の処理
- 障害物の除去
- 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

第 6 章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していく必要があります。

本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。

市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、**男女共同参画**の視点に配慮するよう務めます。

第1 復興に係る庁内組織の設置 **企画部、都市部**

市は、復興に係わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（復興対策本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部において、復興計画作成の方針の検討、復興計画に係る庁内原案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部の調整を行います。

第2 人的資源の確保 **総務部**

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、職員が被災することによる減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、迅速かつ的確に人員配置を行うとともに、必要に応じ臨時職員等の任用を行います。

1 派遣職員の受け入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、協定等に基づき、職員の派遣、またはあつ旋の要請を行い、職員を受け入れます。

2 専門家の支援の受け入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県による「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れます。

第2節 被災状況の調査

第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部、消防部

1 市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

(1) 建築物の被災状況に関する調査の実施

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊といった建築物の被災状況の概要調査を行います。

(2) 都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

(3) 応急住宅対策に関する調査の実施

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、全壊・焼失・半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握し、県に報告します。

2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

(1) 市街地復興に係わる調査の実施

市は、市街地復興を行っていくために、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区について、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(2) 生活再建支援に係わる調査

ア リ災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために、リ災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、リ災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。

イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。

また、災害状況や市民からの安否情報等をもとに、行方不明者数を把握します。

ウ 災害による離職者数についての調査の実施

市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について、調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

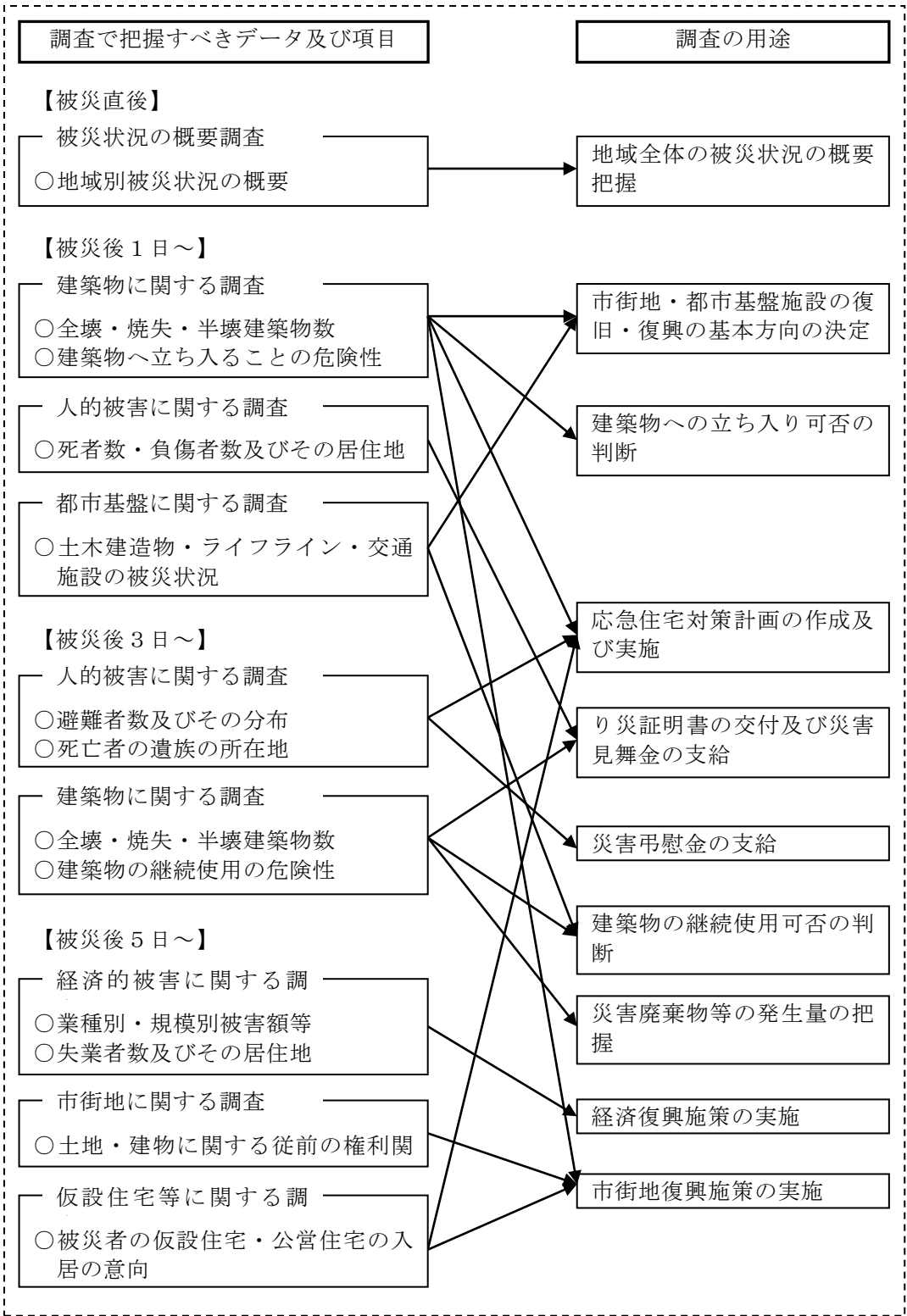
ア 物的被害状況調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について、調査を行います。

イ 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握します。

【被害状況調査の概要フロー】



第2節 被災者に対する支援 被災者に対する支援 被災者に対する支援

1 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を生じた建物等について、必要な事項の証明を行います。

(1) 建物被害

ア 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊

- イ 全焼・半焼・部分焼
ウ 流失・床上浸水・床下浸水

2 被害の判定基準

被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行います。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

3 被害認定調査活動

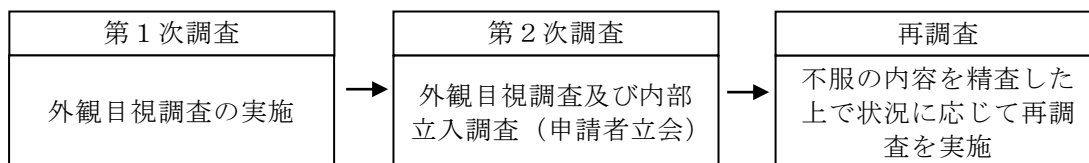
市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。

(1) 周知・広報

被害認定調査活動を行うにあたっては、避難所等での周知及び市域での広報を行い、被災者に対する正確な情報提供を行います。

また、応急危険度判定調査との混在について、被災者の精神的負担を考慮し、的確に目的を伝え、調査を行います。

(2) 被害認定調査



(3) 調査にあたっては、被災者からの情報提供等を受ける等、調査に際しての事前状況を把握した上で実施します。

4 り災証明書の交付

り災証明書は、被災者からの申請に基づき市長または消防署長が交付します。

(1) 建物等の被害調査

市は、建物等の被害調査を計画し、調査員を確保し、被災地域の写真の撮影及び目視・聞き取り調査を実施します。

(2) り災台帳

建物等の被害調査結果等を基にり災台帳を作成し、り災証明書の証明内容の確認台帳とします。

(3) り災証明書の交付

被災者からり災証明書の交付申請があったときは、り災台帳に基づき、交付します。

(4) 再調査の申し出

被災者は、り災証明書の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとします。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、り災証明書を交付します。

5 り災証明書の交付に関する広報

り災証明書の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。

第3節 生活再建支援対策

第1 災害相談対策 企画部、市民安全部

1 災害相談の実施

市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施します。

2 臨時災害相談所の開設

市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努めます。

3 臨時災害相談所の規模等

相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定します。

相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じます。

4 相談業務の内容

- (1) 行方不明者に関すること
- (2) 被災者の住居に関すること
- (3) 被災者の生活資金に関すること
- (4) 被災事業者の資金に関すること
- (5) 市民生活に関すること
- (6) その他

5 情報提供

市は、企業等と連携を図り、法制度、金融機関、生命保険、損害保険、地震保険等、被災地域の必要な生活関連情報や支援等を整理し、ホームページや広報紙を利用して市民に提供します。

第2 被災者台帳の作成及び活用

1 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとする。

被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に基づき、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第8条の5で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとします。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとします。

2 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のため

めに自ら利用し、又は提供することができるものとします。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第3 被災者の安否情報の提供 総務部

市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第86条の15に基づき回答するよう努めます。

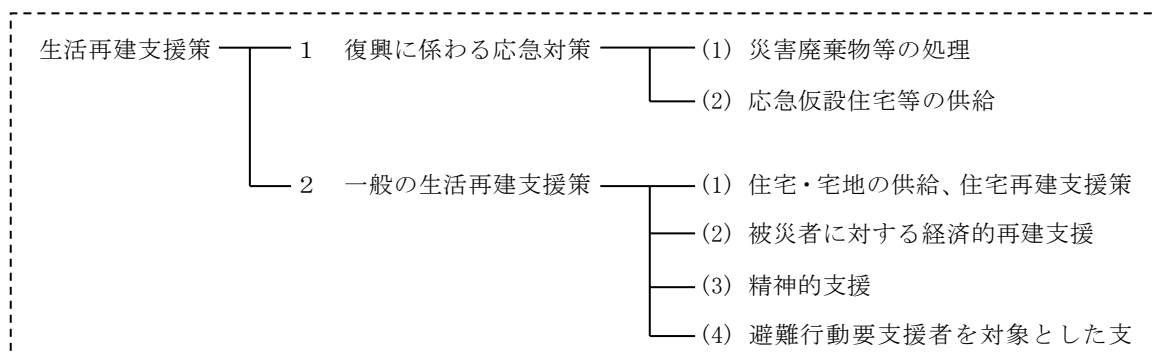
なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとします。

また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めます。

第4 生活再建支援策 各項目参照

生活再建支援策は、大きく復興に係わる応急対策と一般の生活再建支援策に分けられ、それぞれの施策ごとに、具体的な実施内容を定めます。

【生活再建支援策のフロー】



1 復興に係わる応急対策

(1) 災害廃棄物等の処理 環境部

市は、災害廃棄物等の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図ります。

(2) 応急仮設住宅等の供給 都市部、建設部

市は、応急仮設住宅等の供給、市営住宅等の空き家の活用等により、当分の間の生活の支援、居住の安全を確保するとともに、市営住宅等への一時入居を行います。

2 一般の生活再建支援策

(1) 住宅・宅地の供給及び住宅再建支援 都市部、建設部

市は、建築物の被災状況調査による継続使用の可否、住宅復興に関する情報の提供、あるいは、被災者の住宅対策として、自己再建の支援等を行います。

(2) 被災者の経済的再建支援 財務部、福祉部、会計部、市社会福祉協議会

ア 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金を支給し、支給申請等に係る窓口業務を行います。

また、県は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

イ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年制令374号）の規定に基づく茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第

23号。以下「弔慰金条例」という。)の定めるところにより、災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対しては、弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

ウ 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行います。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

エ 災害見舞金等の支給

市は、災害により被害を受けた市民に対し、茅ヶ崎市災害見舞金等支給要綱に基づき、災害見舞金または弔慰金を支給します。

オ 義援金の受け入れ及び配分

(ア) 特定義援金の受け入れ

茅ヶ崎市または茅ヶ崎市長等、本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、財務部及び会計班が受け入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。

また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領証を発行するとともに、その記録、整理を行います。

(イ) その他の義援金の受け入れ

県は、義援金の受け入れ、配分に関して、市、日本赤十字社神奈川支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受け入れ、配分を行います。

カ 義援物資の受け入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するものと及び希望しないものを把握します。県及び市は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関による情報提供を行います。

キ 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが生じないように、市は、相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行います。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して、要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を実施します。

(3) 精神的支援 **文化生涯学習部、福祉部、保健所部**

ア 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専

用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

イ 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 男女共同参画の視点に配慮した精神的支援

市は、避難所や仮設住宅で生活する被災者が抱える多様な悩みに対応するため、男性及び女性に対する相談体制を整備するとともに、必要な支援及び助言を行います。

あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。

(4) 避難行動要支援者及び要配慮者を対象とした支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部

ア 高齢者・障害者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受け入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

(ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信

市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。

(イ) 外国人相談窓口の設置

市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、り災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。

また、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語で相談に応じることができるよう体制を整備します。

第4節 復興対策

第1 復興計画の策定 **企画部、都市部**

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

1 復興計画で規定すべき事項

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要です。

また、復興施策や復興事業は広範囲な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先実行していくのかを明確に示す必要があります。

具体的には、復興計画において規定する事項は、次のとおりです。

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- (7) 復興施策や復興事業の推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

2 地域と市民の絆で築く復興計画

市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。

なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女共同参画の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。

第2 復興財源の確保 **財務部**

被災の状況に応じた復旧事業及び復興計画に定めた事業に対する財源の確保を行います。

1 財政方針の策定

市は、災害発生後の応急・復旧、復興事業を遅滞なく進めるとともに、国や県に対して各種要望を行うため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に財政需要の見込みの算定を行います。

2 財源確保対策

(1) 財源の確保

市は、財政調整基金や市債の活用及び他の事業の抑制等により、財源の確保に取り組みます。

(2) 国への支援要望等

更なる財源確保のため、激甚災害の指定や補助、地方交付税措置等、国に対して要望していきます。

第3 市街地復興 **企画部、都市部**

被災した市街地の復興は、市民の生活、地域経済の復興に繋がることであり、迅速に復興するための対策が必要となります。

その場合、被災前の状態である原状復旧だけを考えるのではなく、将来に向けた安全で

安心なまちづくりの視点で市街地の復興対策の可能性もあわせて検討することが重要となります。

1 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

市は、秩序ある復興を促すために必要に応じて条例を定めるよう努めます。この条例には、復興の基本理念や市、市民、企業等の役割、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(1) 復興整備条例の目的

ア 生活の基盤である市街地の復興について取り組みの方針と理念をなるべく早い段階で市民に対し宣言することにより、不安を解消し、復興への道筋を明らかにします。

イ 市街地復興の対象となる地区、その中でも特に重点的に住宅供給、基盤整備等を進める地区といったような重層的な地区指定を行うことにより、被災市街地の復興の基本方針を明らかにします。

(2) 復興整備条例の検討及び制定

市は、復興整備条例の必要性について事前に検討を行います。なお、施行時期については、被災状況の全体像が明らかとなる被災後1ヶ月を目安とします。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、市は、復興対象地区の地区区分を設定します。

2 建築制限の実施

市は、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防止するため、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、被害の程度や地区の経緯を踏まえて区域を設定し、建築制限を実施します。

3 都市計画案の作成、事業実施

市は、アンケート調査等で市民の意見集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きを行います。

また、被災市街地復興土地区画整理事業などの制度を活かし、必要に応じて事業を実施します。

4 防災都市づくり

市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう市民の合意形成に最大限努めます。

また、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

第4 都市基盤施設の復旧・復興 企画部、経済部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいはさらに防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

(1) 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、市管理の公共施設の復旧に努めます。

また、被災施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

(2) ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、幹線道路、都市公園、河川、漁港等の骨格的都市基盤整備、ライフラインの地中化の整備や耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本目標とします。

(1) 道路

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

(2) 公園・緑地

市は、被災市街地の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を決定します。

(3) ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、調査が重複しないよう連携して行い、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、整合性を図りながら基本方向を決定します。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定します。

(4) 河川・砂防施設

市及び県は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等、防災性の向上に努めます。

(5) 漁港施設

漁港管理者が中心となり、民間会社及び茅ヶ崎市漁業協同組合と協力して漁港施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定します。

(6) 災害廃棄物等

市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、災害廃棄物等の処理体制を確立します。

実施計画を作成する際には、腐敗・悪臭の防止、公衆衛生確保の観点から、被災地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再利用、アスベスト等の適正処理等を考慮します。

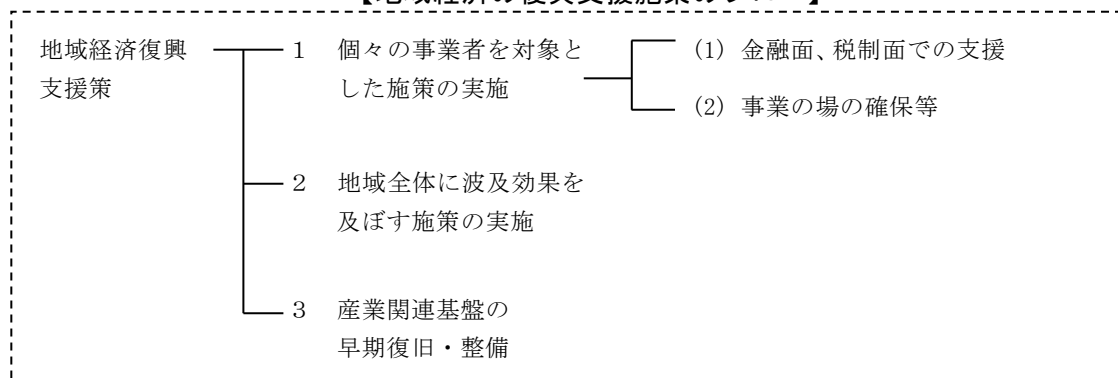
また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。

第5 地域経済復興支援 企画部、財務部、経済部、都市部

地域の経済状況は、その地域住民にとって、雇用、収入、その他の生活環境の確保の面において、非常に大きく係わるものであり、被災者の生活再建にも大きな影響を与えます。

また、財政面からみれば、税収を支えるという点で、市の復興財源の確保にも大きな影響を与えます。したがって、地域経済復興は、被災地の復興にとって重要な課題であり、特に、行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が弱い中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が必要です。

【地域経済の復興支援施策のフロー】



1 個々の事業者を対象とした施策の実施

市は、業種別・規模別被害額等について調査（地域経済の復興計画を作成するための調査）を行い、再建のための資金需要等を把握し、災害直後の緊急対応及び復興に向けての

施策を検討します。

(1) 金融面、税制面での支援

中小事業者の経済復興は、経済基盤の弱さから長期化する傾向にあり、経済復興に要する期間は、事業規模や業種によってまちまちであるため、一律的な支援策だけでなく、個々の事業者の特性に応じたきめ細かい支援策を検討します。

また、地域産業全体への波及力の大きい大企業についても、金融、税制面での支援を行う等、早期事業復旧の支援について検討します。

(2) 事業の場の確保等

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市は、倒壊または焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市は、業界団体等に対して、賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。

2 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

被災地域全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、観光・地場産業のPR等を実施することにより、地域経済全体の活性化を図ります。

また、地域経済の復興に当たっては、地域特性に応じた新産業の創出・育成及び既存の産業の高度化促進に取り組みます。

3 産業関連基盤の早期復旧・整備

地域経済の復興を図るために、道路・鉄道・漁港・情報通信基盤等の都市基盤施設の早期復旧・整備が必要不可欠です。市が管理する都市基盤施設の迅速な復旧を行うことはもちろんのこと、民間事業者が管理する都市基盤施設についても迅速な復旧を要請することを検討します。

第7章 東海地震に関する事前対策

(地震防災強化計画)

第1節 計画の目的

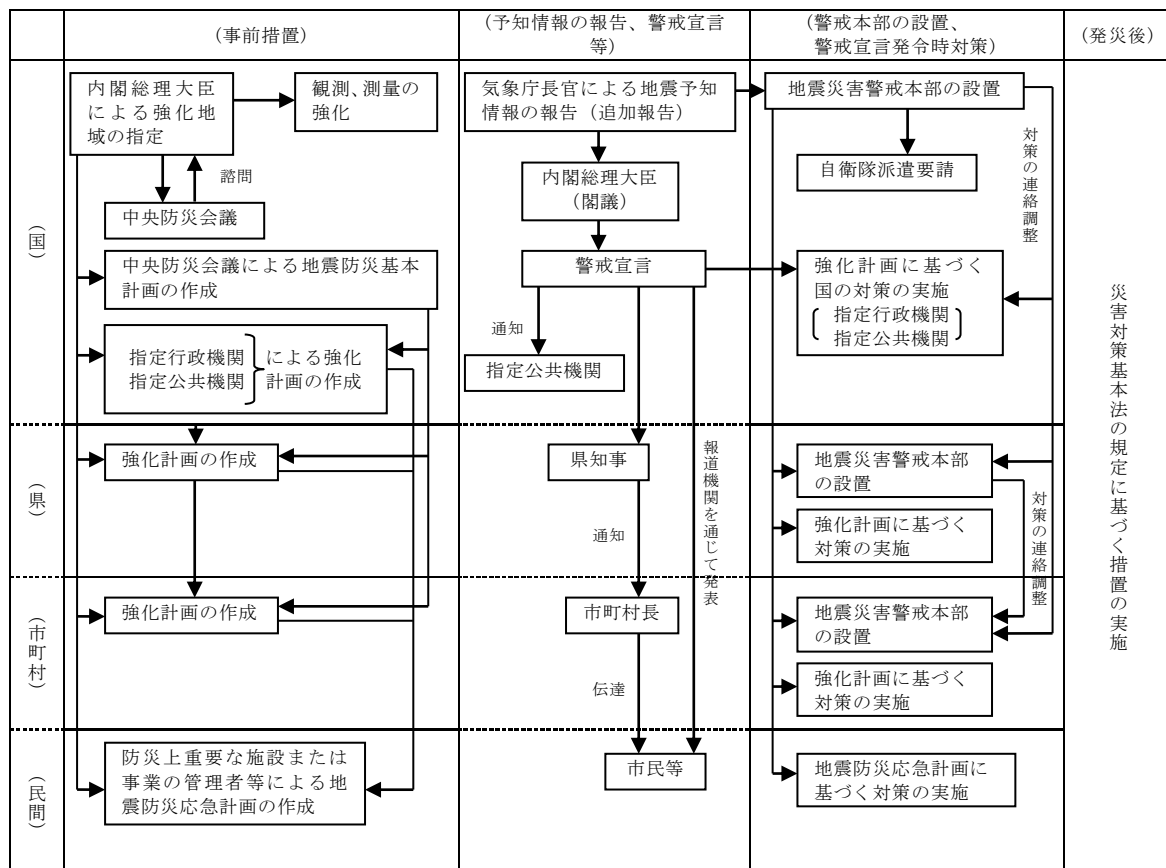
第1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としています。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止しまたは軽減するために、市及び防災関係機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めます。
- 2 この計画で、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」（以下「強化計画」という。）とします。
- 3 この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから地震発生までの間における事前対策を定めます。
- 4 市及び防災関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施します。

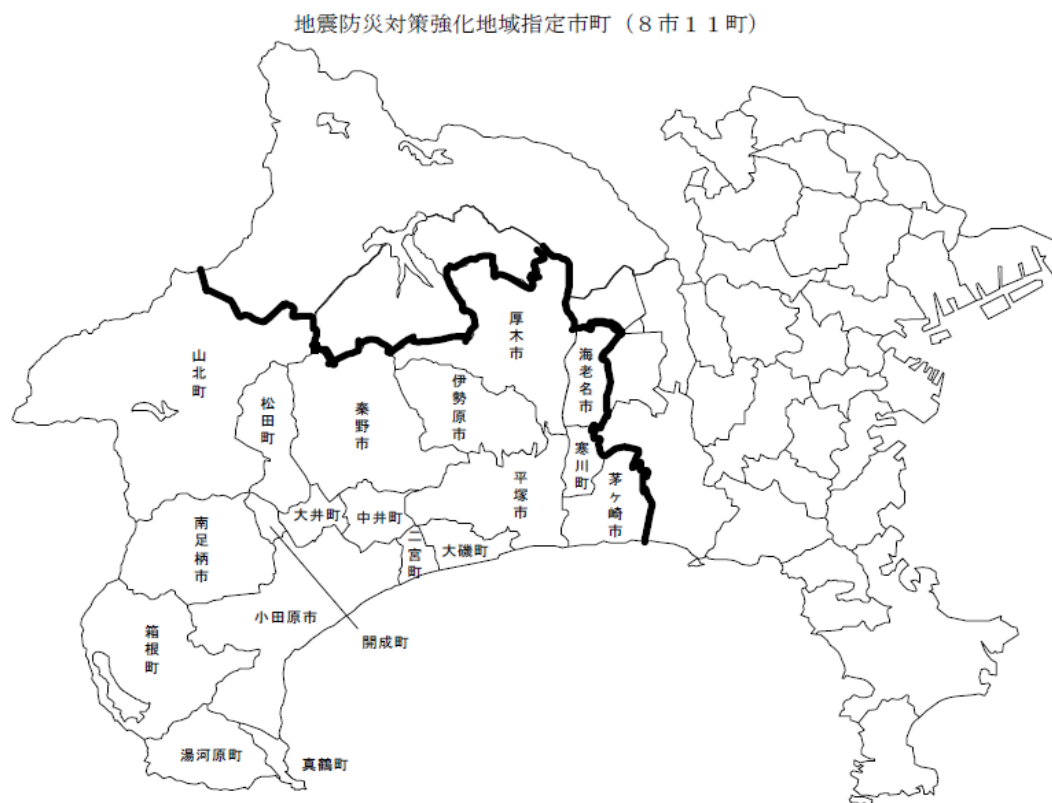
第2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりです。



第3 地震防災対策強化地域

市は、大震法第3条第1項の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定されています。



第2節 予防対策

第1 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難場所や緊急輸送道路、通信施設等、各種防災関係施設を整備する必要があります。

このため、市及び防災関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図ります。

1 地震対策緊急整備事業の推進

- (1) 市は、大震法第6条第2号の趣旨を踏まえ、同法施行令（以下「施行令」という。）第2条に規定する地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定め、その整備に努めます。
- (2) 市は、施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

第2 地震防災応急計画の作成

1 計画作成義務等

大震法第7条に基づく地震防災応急計画（大震法第8条に規定する地震防災規程を含む。）を作成しなければならない企業等については、警戒宣言発令時の災害防止と社会的混乱を避けるため、市民等の安全確保を目標にそれぞれの施設管理者が計画を作成するものとします。

2 計画の作成

地震防災応急計画は、地震防災基本計画を基本とし、地震防災強化計画との整合性、関連性を有するものとします。

第3 東海地震に関連する情報に関する知識の普及・啓発

市は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災知識の普及・啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、「第2章 第1節 防災知識の普及・啓発」に規定するもののほか、以下の知識の普及・啓発に努めます。

- 1 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第3節 警戒宣言発令時等対策

市は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施します。

警戒宣言が発せられた場合には、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。

また、警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、市民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに要配慮者への配慮に努めます。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、市は、その情報内容に応じて、市職員の参集や事前の準備行動等の必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

第1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制を取り、速やかに実施します。

1 情報の内容と市の体制

情報の種類	情報の内容	主な防災対応	配備体制
東海地震予知情報	東海地震の発生のおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表	○「警戒宣言」に伴って発表されます。 ○地震災害警戒本部を設置します。 ○津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、デパート等の営業中止等の対策を実施します。	市職員は全員参集し、茅ヶ崎市地震災害警戒本部運営要綱別表に基づく配備体制を取り、気象庁、県、防災関係機関からの情報収集を行います。
東海地震注意情報	観測された現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表	○必要に応じ、園児、児童、生徒の帰宅等の安全確保対策を行います。 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。	市職員は全員参集し、市民安全部は警戒配備体制を取り、気象庁、県、防災関係機関からの情報収集を行うとともに、各部・班は、本節「第2警戒宣言前の準備行動」を実施します。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	○情報収集連絡体制をとります。	市民安全部は、防災対策課全員参集による警戒配備体制を取り、気象庁、県、防災関係機関からの情報収集を行うとともに、各部長は待機体制に入ります。
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	○防災対応は特にありません。	—

第2 警戒宣言前の準備行動

市は、東海地震注意情報が発表された場合、次の準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、準備行動を終了します。

1 東海地震注意情報の伝達、広報

市は、東海地震注意情報が発表された場合、次により当該情報を伝達します。

(1) 伝達責任

- ア 市は、東海地震注意情報を防災関係機関に伝達します。
- イ 市長は、防災行政用無線を通じて市民への呼びかけを行います。

【東海地震注意情報発表時のメッセージ】

市民の皆さん。私は、市長の〇〇です。
先程、気象庁から東海地震注意情報が、発表されました。
今後、地震発生のおそれがある場合は、内閣総理大臣から改めて、警戒宣言が発令されます。
市では、地震の発生に備えて、準備を始めています。
市民の皆様も、次のことに注意してください。
第一に、テレビやラジオの放送及び市が提供する正確な情報の収集に努めてください。
第二に、自動車の使用を控えてください。
第三に、水の汲み置き、家族との連絡方法の確認、家具の固定など地震への備えを始めてください。
繰り返し申し上げます。市では、今後も地震の情報が入り次第、お知らせします。
あわてずに、冷静に行動してください。

- ウ 市は、東海地震注意情報の内容を防災行政用無線を通じて市民に広報します。
- エ 各施設管理者は、東海地震注意情報の内容を来庁者、施設利用者に伝達します。
- オ 市は、東海地震注意情報を必要な関係機関等に伝達します。
- カ 市は、関係団体等を通じ、東海地震注意情報の内容を企業等に伝達します。
- キ 市は、関係団体等を通じ、東海地震注意情報の内容を観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障害者等に広く伝達します。

(2) 伝達・広報内容

- ア 東海地震注意情報の意味、予想される今後の推移
- イ 市民が、市の広報、公共放送等から正しい情報の収集を行うべきこと。
- ウ 市民が、飲料水・食料等の備蓄の確認、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具等の転倒防止措置の確認等を行うべきこと。
- エ 市民は、外出等を自粛すること。
- オ 市民、企業等は、自動車の使用を自粛すべきこと。
- カ 野球場、映画館等の多数の利用者を収容する施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- キ 危険物取扱施設、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

2 事前避難対策等

(1) 園児、児童、生徒

保育園、幼稚園、学校等は、保育・授業等を中止し、園児、児童、生徒の安全確保対策を検討します。原則として安全が確認できるまでは保護するものとし、安全が確認された後に保護者への引き渡し等を行います。

(2) 要配慮者

病院、障害者施設、高齢者施設等の管理者は、必要に応じ要配慮者の事前避難の措置またはその準備を行います。

3 医療救護対策

- (1) 市は、医療救護本部の開設準備、災害拠点病院等との通信の確保、救護所の開設準備、医療救護班の編成準備等を行います。
- (2) 各病院は、必要に応じ、患者の移送、家族への引渡し等の準備を行うとともに、病院内の救護所・トリアージエリア設置場所の確保等を行います。

4 地区防災拠点の準備及び資機材の点検

市は、地区防災拠点の開設準備及び防災用資機材の点検を行います。

5 陸上輸送体制の確保対策

- (1) 市は、市道の啓開準備等を行います。

- (2) 市は、緊急通行車両の確認及び保有する車両の確保を行います。
- (3) 市は、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」に基づく体制の確認及び準備を行います。

6 海上輸送体制の確保対策

- (1) 市は、物資受入等のため茅ヶ崎漁港の確保、通信手段の確保等を行います。
- (2) 市は、「災害時相互応援に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」に基づく体制の確認及び準備を行います。

7 航空輸送体制の確保対策

市及びヘリコプター臨時離着陸場の施設の責任者は、その開設、通信手段の確認等を行います。

8 物資等調達対策

市は、飲料水、食料及び生活必需物資等の調達体制を確認します。

9 その他の事前対策

- (1) 市は、国、県、防災関係機関等の準備行動の状況を把握します。
- (2) 市は、緊急パトロールの準備、人員待機を行います。
- (3) 市は、配水池等での飲料水確保体制の確認を行うとともに、「災害時における飲料水の調達に関する協定」に基づく体制の確認及び準備を行います。
- (4) 市は、水道営業所の協力を得て、応急給水の準備を行います。

10 広域受援対策等

市は、広域応援部隊の受入準備を行います。

1.1 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関の運行状況に関する広報を行います。

1.2 被害軽減措置

- (1) 各施設管理者は、公共施設における催事の中止等、利用者の安全確保措置を行います。
- (2) 市は、市民・企業等に、外出等の自粛、自動車の使用の自粛を要請します。
- (3) 市は、関係団体等を通じ、野球場、映画館等の多数の利用者を収容する施設の管理者に、安全確保を要請します。
- (4) 市は、危険物取扱施設、工場、工事現場等に、安全確保を要請します。

1.3 その他の準備行動

消防部は、茅ヶ崎市消防計画に基づく準備行動を行います。

第3 警戒宣言及び東海地震に関する情報の伝達

1 東海地震に関する情報

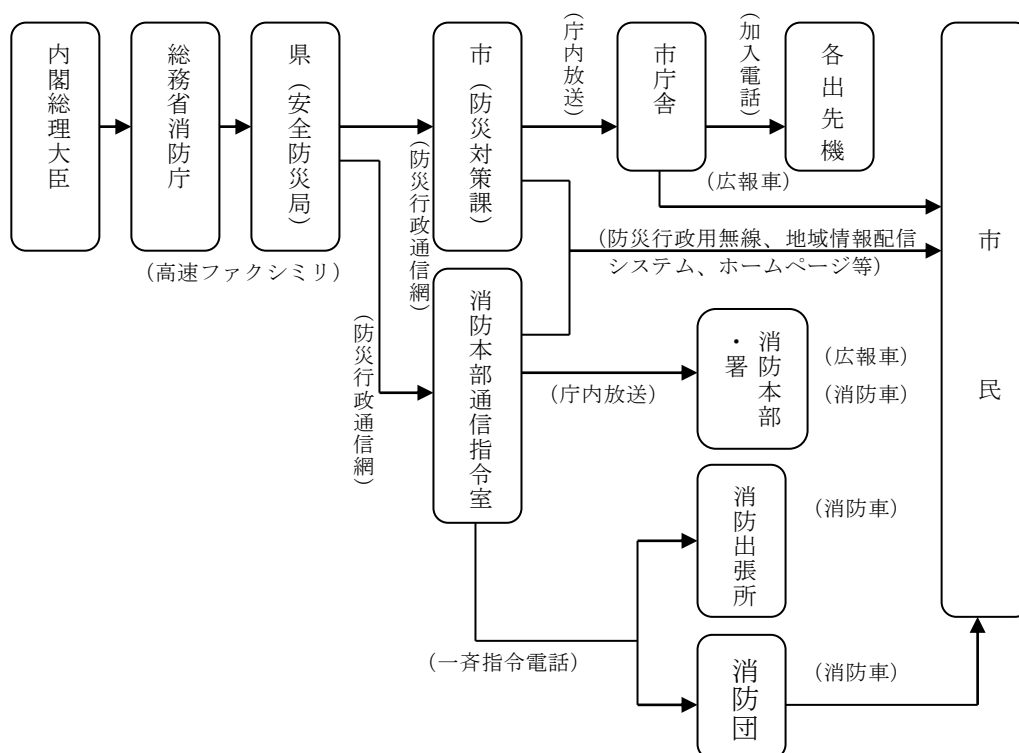
東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達されます。県は、東海地震に関連する情報伝達を受けた場合、神奈川県防災行政通信網等により速やかに各市町村に伝達し、市は必要な情報を市民に広報します。

2 警戒宣言

「地震発生のおそれがある」と判断された場合、気象庁長官から内閣総理大臣に報告され、内閣総理大臣は、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めた時は、閣議にかけた上で警戒宣言を発令します。警戒宣言が発せられると、気象庁は東海地震予知情報を発表します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達されます。

県は、消防庁から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、神奈川県防災行政通信網等により速やかに各市町村に伝達し、市町村は市民に対する広報を実施します。

なお、警戒宣言の伝達は、次の系統図により行います。



3 警戒宣言の市民への周知

市は、警戒宣言の発令を、「第5章第2節第2 災害時の広報」に準ずる広報により、市民に伝達するほか、総理府令による地震防災信号を活用し、伝達します。

警 鐘	サイレン
(5点)	(約45秒)
備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。	(約15秒)

第4 警戒宣言発令時対策

1 茅ヶ崎市地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに大震法第16条の規定に基づき茅ヶ崎市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置します。

また、市長は、警戒解除宣言が発せられた場合及び警戒宣言に係る地震災害に関する災害対策本部を設置した場合、市警戒本部を廃止します。

2 市警戒本部の業務

市警戒本部は、次の業務を実施します。

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の受伝達
- (2) 市民への情報提供と呼びかけ
- (3) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (4) 国または県に対する業務の応援要請
- (5) 発災後における応急対策の事前準備
- (6) その他地震防災応急対策の実施

3 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、施行令、茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例及び茅

ヶ崎市地震災害警戒本部運営要綱の定めるところによります。

4 市警戒本部配備要員の参集配備

東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合の市警戒本部の配備体制は、配備要員の全員をもってあたる体制とし、配備要員は警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに所定の場所へ参集し、配備につきます。

第5 広報対策

1 広報の重点事項等

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言が発せられた場合、社会的な混乱を未然に防止するため、次の事項に留意して、市民に迅速かつ的確な広報を実施します。なお、広報の手段については、要配慮者へ配慮します。

- (1) 冷静な行動をとること。
- (2) 不要な火気の始末をすること。
- (3) 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 飲料水、食料品及び生活必需物資等の持ち出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 市が避難を必要と確認した地区以外は、避難行動を行わないこと。
- (8) 電話の使用は自粛すること。
- (9) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報等の内容。
- (10) その他生活関連情報等、市民が必要とする情報。

2 市が実施する広報

市は、市民に対して前項の広報の重点事項に準じた広報を実施します。

なお、広報手段については、「第5章第2節第2 災害時の広報」に準ずる広報を実施します。

また、市長は、防災行政用無線を通じて市民への呼びかけを行います。

【市長から市民への呼びかけ】

市民の皆さん。私は、市長の〇〇です。
先程、内閣総理大臣から、警戒宣言が発令されました。
すぐに、地震が起きるとは、限りません。
市では、警戒本部を設置し、対策に全力をあげております。
市民の皆様も、次のことに注意してください。
第一に、テレビやラジオの放送及び市が提供する正確な情報収集に努めてください。
第二に、火の使用を控えてください。
第三に、飲料水、食料等、非常時の持ち出し品を確かめてください。
繰り返しお願いします。市では、今後も地震の情報が入り次第、お知らせします。
あわてずに、冷静に行動してください。

3 情報不足の混乱防止措置

市は、駅周辺等における不特定多数の市民が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するため、防災行政用無線等により広報を行います。

第6 地震防災応急対策実施状況の報告

市警戒本部長は、警戒宣言が発令された場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について神奈川県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）長に報告します。

1 報告事項

- (1) 東海地震に関連する情報の伝達に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関すること

- (4) 施設及び設備の整備、点検に関すること
- (5) 犯罪の予防、交通の規制、その他当該大規模地震により、地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関すること
- (6) 緊急輸送の確保に関すること
- (7) 地震災害が発生した場合における飲料水、食料及び生活必需物資等の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関すること
- (8) その他地震災害の発生の防止または軽減を図るための措置に関すること

2 報告の時期

前号の事項の措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行います。

第7 事前避難対策

1 事前避難対象地区

現在本市には、急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定危険区域はありませんが、地震動等による急傾斜地崩壊や地滑りに注意を要し、市が避難を必要と確認した地区及び津波の到達により危険が生じる恐れがある地区を事前避難対象地区とします。

2 事前避難の勧告または指示

市長は、警戒宣言が発令された場合、直ちに事前避難対象地区の住民等に対し、避難の勧告または指示を行います。

3 避難の勧告または指示の内容

避難の勧告または指示は、原則として次の内容を明らかにして実施します。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難勧告または指示対象区域
- (3) 避難所
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項

4 避難措置の周知等

市長は、避難の勧告または指示を実施した場合、速やかに防災関係機関に対して勧告または指示した旨を連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図ります。

(1) 避難対象地区住民等への周知徹底

市長は、避難の勧告または指示を実施した時は、その内容について避難対象地区の住民等に対して防災行政用無線等を通じて周知徹底を図ります。

(2) 県・警察等との連絡

市長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、警察と相互に連絡をとります。

(3) 避難対象地区住民等の避難行動等

避難の勧告または指示を受けた住民等は、お互いに協力しつつ速やかに避難するとともに、避難生活の運営に努めます。

市は、避難した住民等が円滑に避難生活を運営できるよう、必要な支援を行います。

5 避難所における措置

- (1) 市長は、避難所を開設した場合は配備職員を配置し、避難所の管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるよう努めます。

- ア 東海地震予知情報の伝達
- イ 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- ウ 飲料水、食料、寝具等の供与
- エ 避難所の秩序維持
- オ その他避難生活に必要な措置

- (2) 市は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整

備します。

また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示します。

6 事前避難体制の確立

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努めます。

(1) 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは比較的短時間であるということ的前提に避難体制の確立を図ります。

(2) 市は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。

また、外国人、出張者及び旅行者等についても、防災関係機関及び企業等と連携して、避難誘導等、適切な対応を実施します。

第8 自主防災組織の措置

警戒宣言が発令された場合、市は国、県の対策の推進と併せて、市民及び企業等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置をとる必要があります。

1 警戒宣言が発令された場合及び災害発生時の活動

(1) 情報収集伝達

自主防災組織は、警戒宣言が発令された場合、市が提供する情報を地域住民に伝達し、災害時には、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に把握して、地区防災拠点へ報告するとともに、市が提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な地震防災応急対策を実施します。

このため、あらかじめ市との連絡のための手段や市の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート等を定めておくようにします。

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたります。

(2) 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、火災発生時に、消火器、水バケツ等を使い、地域の協力のもと、初期消火に努めます。

また、電気の復旧に伴う通電火災の予防等、出火防止の注意を呼びかけます。

(3) 救助・救急活動の実施

自主防災組織は、家屋の崩壊等により脱出不能になった人を速やかに救助します。

(4) 応急救護活動の実施

自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所等へ搬送します。

(5) 避難誘導の実施

市長から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

(6) 避難所の開設及び運営の協力

自主防災組織は、配備職員及び学校職員と協力し、避難所の開設、避難者の受け入れを行うとともに、避難所の運営について積極的に努めます。

(7) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となります。

自主防災組織は、保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する給食、給水、救援物資等の配布活動に協力します。

(8) 清掃衛生の実施

自主防災組織は、被災地の防疫活動に協力するとともに、ごみ、し尿その他廃棄物の除去及び清掃活動に協力します。

第9 消防対策

1 消防対策の基本方針

消防機関は、警戒宣言が発令された場合、平常時の消防業務（災害活動を除きます。）を停止または縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- (1) 地震に備えての消防部隊の編成強化
- (2) 東海地震予知情報等の収集と伝達体制の確立
- (3) 活動用資機材の確保
- (4) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5) 施設、企業等に対し応急計画実施の指示
- (6) 危険物取扱施設の対応措置の指示
- (7) 迅速な救助・救急のための体制確保
- (8) 火災、水災等の防除のための警戒
- (9) 地震動等による急傾斜地崩壊や地滑りに注意を要し、市が避難を必要と確認した地区等における事前避難の勧告または指示
- (10) 自主防災組織等に対する指導
- (11) その他必要な事項

2 消防警戒体制

消防職員及び消防団員は、東海地震注意情報等により茅ヶ崎市消防計画第14章震災警備計画に準拠し、所定の位置に参集します。

なお、消防長は、市内企業等の施設管理者に自衛消防隊の自主的配備を勧奨し、消防警戒体制の確立を図ります。

3 消防対策本部の設置と運用等

消防本部に消防対策本部を設置し、その編成及び運用は、茅ヶ崎市消防計画第14章震災警備計画に準拠し実施します。ただし、震災消防対策本部長、同副本部長の呼称は、この場合震災消防警戒本部長、同副本部長と読み替えるものとします。

4 主な活動事項

消防対策本部は、東海地震予知情報等によりこの項目1に定める対策の基本方針を遂行するため、主として次の事項を行います。

- (1) 東海地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報

消防対策本部は、東海地震予知情報等の収集に努めるとともに、防災行政用無線及び消防機関全車両を活用し、速やかに全市域に、これらの伝達とあわせ、自主防災体制の確認を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行います。

- (2) 避難の指示

避難のための立ち退きを勧告または指示する場合は、当該地区を管轄する消防職員、消防団員が消防車両等を活用し、市職員等と協力して実施します。

- (3) 企業等に対する指示

警戒宣言が発せられたときは、企業等において、本章第2節で示す地震防災応急計画等に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示します。

第10 医療機関、福祉施設対策

1 医療機関の対策

病院等各医療機関は、警戒宣言が発令されたときは、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施して被害発生の防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努めます。

また、市内医療関係機関においては、発災後に備え次の措置をとります。

- (1) 警戒宣言発令時の措置

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

イ 院（所）の防災指導

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じ、手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き延期します。

エ 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有する病院については継続して診療できるものとします。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も合わせて行います。

また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

患者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引き渡しを実施します。

(2) 医療救護班の編成待機

ア 市立病院

市立病院は災害拠点病院として、県医療救護本部や医療機関、医療救護所と連携し的確な医療救護活動を行えるよう必要体制を編成し、待機します。

また、県からのDMA Tの受援体制を整えます。

イ 医療救護本部

市は、保健福祉部内に医療救護本部を設置し、医療救護所の開設準備を行います。

また、市職員による医療救護班を編成し、待機します。

ウ 茅ヶ崎保健福祉事務所

茅ヶ崎保健福祉事務所は、県医療救護計画に基づき市が設置した救護所で行う医療救護活動の支援等を行います。

(3) 医薬品等の点検整備

各医療機関及び茅ヶ崎保健福祉事務所は、応急医療に必要な医薬品及び医療用資機材の整備点検を行います。

また、茅ヶ崎保健福祉事務所は、応急医療に必要な医薬品等の支援物資の配布等の調整準備を行います。

2 福祉施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設等は、警戒宣言が発令された場合、利用者の生命・身体 の安全確保に万全を期すため、次の措置をとります。

ア 施設設備の点検

イ 落下物等の防止措置

ウ 飲料水、食料等の確保

エ 関係機関、家族等との連絡体制の確保

(2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族等への引き渡しを実施します。

第11 帰宅困難者対策

市は、警戒宣言が発令された場合に、公共交通機関の運行停止等により、発生する帰宅困難者については、次のように対処します。

1 帰宅困難者への支援

(1) 避難場所の提供

帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等に滞留している帰宅困難者に対し、一時滞在施設を提供します。

(2) 避難誘導及び治安維持

ア 周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。

イ 駅構内の滞留旅客については、東日本旅客鉄道(株)が警察と連携し避難誘導を行います。

ウ 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について警察や防災関係機関、企業等と連携して行います。

エ 警察は、治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努めます。

(3) 帰宅困難者の把握

市は、避難場所に避難した帰宅困難者数について、東日本旅客鉄道(株)や警察と十分連携をとり把握します。

(4) 一時滞在施設における措置

一時滞在施設は、市と連携し、帰宅困難者に対し、次の措置をとります。

ア 市への報告（施設の開設、収容者数、必要支援物資数、対応状況等）

イ 支援物資等の配布

ウ 交通機関の運行状況の把握及び周知

エ 周辺道路等の被害状況の周知

オ 代替交通機関等の情報

カ 女性専用スペース等の確保

キ その他必要な措置

(5) 県への報告

災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県へ報告するとともに、必要に応じて、協力を要請します。

第12 救援対策

1 給水

(1) 飲料水の事前確保

市は、警戒宣言発令とともに広報媒体並びに関係機関の協力を得て、一般家庭、その他の施設に対して飲料水確保のための緊急貯水を呼びかけます。

(2) 給水量の確保

市は、東海地震注意情報が発表された場合、水道営業所に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

(3) 応急給水体制

市は、地震災害の発生に備えて、水道営業所に飲料水の確保を要請し、また、自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

2 食料の確保及び給食

警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄食料の確認及び応急必需食料の調達に関する協定に基づき食料調達体制を確保するとともに、現在調達可能な食料の保有数量等の把握に努めます。

また、避難所の配備職員等から要請があった場合は、避難所の状況を考慮した調整を図り、食料の調達、あつ旋または給食を行います。

3 生活必需物資等の確保

地震災害の発生に備え備蓄物資を確認するとともに、衣料、生活必需物資その他応急必需物資の調達に関する協定に基づき、調達体制の確認と調達可能な物資及び数量の把握に努めます。

また、避難所の配備職員等から要請があった場合は、避難所の状況を考慮した調整を図りこれらの物資調達、あつ旋、給与または貸与を行います。

L P ガスの調達については、災害時における燃料の調達に関する協定に基づき、(公社) 神奈川県L P ガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会と調達可能な数量、貯蔵場所等についての連絡をとりながら行います。

4 物価高騰の防止等のための要請

県及び市は、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需物資等の売り惜しみまたは買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請・指導等を行います。

第13 園児、児童、生徒の保護対策

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、平常時の活動を維持しつつ、情報等の収集に努めます。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合には、園児、児童、生徒の安全確保に万全を期すため次の措置を講じます。

1 保育園、幼稚園、学校等の対応

- (1) 施設管理者は、東海地震予知情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の生命・身体の安全確保を図ります。原則として安全が確認できるまでは保護するものとし、安全が確認された後に保護者への引き渡し等を行います。
なお、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、状況を判断し、引き続き園児、児童、生徒を保護します。
また、学校等は、児童、生徒が登下校時や在宅時等にとるべき行動について、あらかじめ指導しておきます。
- (3) 保育園、幼稚園、学校等は、あらかじめ、園児、児童、生徒の保護者への引き渡し方法を明確にしておきます。
- (4) 園児、児童、生徒の避難状況等について、施設管理者は、市または県教育委員会、市警戒本部等に速やかに報告します。
- (5) 保育園、幼稚園、学校等は、施設の保安措置をとります。
- (6) 保育園、幼稚園、学校等は、速やかに初期消火及び救助・救急活動等の体制を整え、応急対策活動を実施します。

2 教職員等の対処及び指導基準

- (1) 教職員等は、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の安全確保を図ったあと、避難誘導を行います。その後、安全が確認できるまで、引き続き保護に努めます。
- (2) 障害のある園児、児童、生徒については、介助できる体制を整えて対応する等、十分に配慮します。
- (3) 園児、児童、生徒の避難誘導にあたっては、氏名・人数等を把握し、異常の有無等を明確にし、確実に指示します。
- (4) 園児、児童、生徒の保護者への引き渡しは、防災計画や避難計画等に基づき確実にを行います。
- (5) 園児、児童、生徒が遠距離通学や交通機関の遮断、留守家庭等の理由で帰宅できない場合は、氏名・人数等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (6) 教職員等は、園児、児童、生徒の安全を確保した後、必要な応急対策活動にあたります。

3 園児、児童、生徒の対応

園児、児童、生徒は、自らの身の安全を確保します。

第14 施設・設備の点検及び緊急措置

市及び防災関係機関は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じ緊急の措置を講じます。

第15 警備対策

1 警察が実施する対策の基本方針

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴う、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護に努め、治安維持に万全を期するものとします。

2 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報もしくは東海地震予知情報を受理したときは、直ちに茅ヶ崎警察署に警察署長を本部長とする茅ヶ崎警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警戒警備本部と災害警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

(2) 警備部隊の編成及び運用

警察は、別に定めるところにより警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な警備部隊の運用を行います。

3 警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を迅速かつ的確に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を収集、把握し、市民の精神的安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

ア 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

イ 各種情報の収集

ウ 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

(2) 広報

市民の精神的な安定と混乱を防止するため、次の事項を重点として広報活動を行います。

ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

エ 犯罪の予防等のために市民がとるべき行動

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序維持

東海地震に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、警察は次の活動により、社会秩序維持に万全を期するものとします。

ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

イ 市民の精神的不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り

ウ 危険物による犯罪または被害発生防止のための予防、取締り

エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

オ 避難所、警戒区域、重要施設等の警戒

カ 自主的な防犯活動等に対する指導

(4) 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えその機能を保持するため、点検及び整備を実施します。

4 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）の実施する地震応急対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表されたときまたは警戒宣言が発令されたときは、「第5章第15節第2 海上における警備・救助対策」における災害応急対策のほか、次の対策を講じます。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報等について、船舶及び港湾施設関係者等に迅速かつ的確に伝達します。
- (2) 強化地域周辺海域の船舶及び津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対する警戒宣言その他地震に関する情報の伝達は、船舶、航空機の巡回により周知します。

第16 道路交通対策

市は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要不急な外出等の自粛を要請します。

警察は、警戒宣言が発令された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、市民の円滑な避難と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する円滑な緊急輸送を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う市民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施します。

1 交通規制措置

(1) 基本方針

- ア 市内での一般車両の走行は、極力抑制します。
- イ 市内への一般車両の流入は、極力制限します。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しません。
- エ 緊急輸送道路及びその補完道路については、優先的にその機能の確保を図ります。

(2) 警戒宣言が発令された場合の交通規制

警戒宣言が発令された場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急輸送道路の確保等、必要な規制を実施します。

なお、交通規制は、警戒宣言発令後、速やかに実施するものとし、交通規制を実施するときは、大震法等に定められた標識等を設置します。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、または設置して行うことが困難であると認めるときは、現場警察官の指示によりこれを行います。

2 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動をとります。

- ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
- ウ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

第17 緊急輸送対策

1 緊急輸送の実施

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、警戒宣言発令時対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施します。

- (1) 警戒宣言発令時対策要員
- (2) 医薬品、医療用資機材
- (3) 飲料水、食料及び生活必需物資等の救援物資

- (4) 応急復旧資機材
- (5) その他必要と認める人員、物資または資機材

2 緊急輸送道路等の確保

市は、緊急輸送を実施するため、県指定の緊急輸送道路及び市指定の緊急輸送道路を補完する道路を防災関係機関と協力して確保します。

緊急輸送道路を補完する道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、他の輸送手段についても考慮します。

3 緊急輸送車両等の確保

市が所有する車両のほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会湘南支部の協力により確保します。さらに不足する場合は、県に対して応援要請及び調達あっ旋を依頼します。

4 緊急車両

(1) 緊急輸送（通行）車両

緊急輸送（通行）車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策の実施責任者またはその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達及び避難の勧告または指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

エ 施設及び設備の整備並びに点検

オ 犯罪の予防、交通の規制及び社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備

ク その他地震災害発生防止または軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送（通行）車両に準ずる車両

(1)の緊急輸送車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車両に準ずる車両とします。

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第207号）第13条に規定する緊急自動車

イ 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路交通維持作業用自動車

ウ 医療行政及び感染症防疫のための車両

エ 報道機関の緊急取材のための車両

オ その他特に緊急を必要とする次の車両

(ア) 郵便物の集配及び電報配達のための車両

(イ) 緊急機関の現金輸送のための車両

(ウ) 新聞の輸送のための車両

(エ) 廃棄物の処理及び清掃のための車両

(オ) 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学、通園バス

(3) 緊急輸送（通行）車両の確認手続き

公安委員会が行う緊急輸送（通行）車両の確認は、県警察本部または各警察署もしくは交通検問所に対して申請を行うものとします。

緊急輸送（通行）車両を使用する者は、県公安委員会（県警察本部）にあらかじめ必要事項の届出をし、届出済証の交付を受けるものとします。

第18 鉄道等の公共輸送対策

1 鉄道

(1) 運行方針

東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

ア 強化地域内への進入を禁止します。

- イ 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。
 - ウ 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。
 - エ 警戒宣言が解除された時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。
- (2) 東日本旅客鉄道(株)横浜支社
- ア 列車の運転規制等
警戒宣言発令時の列車の運転規制、手配は次によります。
 - (ア) 強化地域内への列車の進入を規制します。
規制の境界線は、次のとおりです。
 - a 東海道線藤沢駅
 - b 相模線全線
 - (イ) 強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。
 - イ 旅客に係る措置
 - (ア) 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅内放送、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止等を伝達し、係員の指示に従うよう案内します。
 - (イ) 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内または列車内を待機場所とします。
 - (ウ) 列車の停止が長期間となった場合及び危険が見込まれる場合は、指定された避難所に誘導させ、事後の生活について市警戒本部との調整にあたります。
 - (エ) 旅客に対しては、食事のあつ旋を行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の食事供給能力について調査しておき、その供給能力についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処します。
なお、食事のあつ旋ができない場合を考慮し、その対策をあらかじめ市と協議しておきます。
 - (オ) 旅客等に急病人等が発生した時は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておきます。
また、駅間における列車内旅客に急病人等が発生した場合は、乗客中の医師等に応急手当を依頼するとともに、市警戒本部に救護要請を行います。
 - (カ) 駅等においては、応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておきます。

ウ 警備対策

駅施設内及び列車内等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況等を勘案のうえ関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努めます。

2 路線バス

(1) 基本方針

- ア 強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を、各社の地震防災応急計画の定めるところに従い中止します。
- イ 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。
 - (ア) 警戒宣言が発令された時は、減速走行の措置をとります。
 - (イ) 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。
 - (ウ) 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとります。
 - (エ) 警戒宣言が発令された翌日以降についても、(ア)から(ウ)を踏まえ、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて運行中止等適切な措置をとります。

第19 不特定多数が出入りする施設の対策

1 警戒宣言発令時の対応

(1) デパート等の対応

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、概ね次のとおりとします。

なお、食品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。

ア デパート（百貨店協会）

デパートについては、各デパートにあらかじめ定めた方針により、建物の耐震性が確保されている場合には営業を継続できるものとします。

イ スーパーマーケット（チェーンストア協会）

個々の店舗ごとに継続、閉店を判断するため、同一品目を扱っている店舗でも、継続する場合と閉店する場合があります。

また、従業員の確保状況、施設の耐震性によっては、営業を継続することが困難となる場合もあります。

なお、原則としては次のとおりとします。

(ア) 強化地域内については、耐震性を有する等、安全性が確保されている場合には、営業を継続することができるものとします。

(イ) 強化地域外については、耐震性を有する等、安全性が確保されている場合には、営業を継続します。

ウ 小規模小売店（公益社団法人商連かながわ）

(ア) 強化地域内で避難対象地区以外に立地する、食料等の生活必需品等を扱う小規模小売店で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。

(イ) 強化地域外については、原則として営業を継続します。

(2) 野球場、映画館等の興行者の対応

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは、警戒宣言が発令された場合における野球場及び映画館等の興行施設の措置は、概ね次のとおりです。

ア 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、原則として興行を中止します。

イ 警戒宣言発令が開催日前または開催日であっても開催前である場合は、原則として興行を中止します。

ウ 警戒宣言発令が開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止します。

2 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発令された場合、直ちに次の措置を講じます。

(1) 情報の収集

(2) 利用者等への情報伝達

(3) 避難誘導の確保

ア 非常出口、避難方向の指示

イ 顧客の整理、誘導

ウ 避難場所及び経路の指示

(4) 施設の点検

ア 火気使用器具の使用停止

イ ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認

ウ ボンベ、燃料タンクの固定確認

エ 消防用設備等の点検、作動確認

オ 受水槽の確認、給水

カ 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置

キ 非常持出品の準備

ク その他必要な措置

第20 ライフライン等施設対策

1 上水道施設の確保

水道営業所は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させる等、需要量の増加に対する給水の確保、継続を図ります。

また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急復旧措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

市は、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。

2 下水道施設の確保

市は、地震発生に備えて、被害を最小限におさえるために下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

3 電力施設の確保

東京電力パワーグリッド（株）平塚支社は、警戒宣言が発令された場合においても、必要な電力を継続して供給する体制を確保するため、非常災害対策支部の設置、応急用資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置等、必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

4 都市ガス施設の安全等の確保

東京ガス（株）神奈川西支店は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施等、応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

5 電話（通信）の確保

東日本電信電話（株）神奈川事業部は、警戒宣言が発令された場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等、必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言発令前から実施します。

第21 金融機関の措置

1 民間金融機関に係る措置

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、県と連携し、警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、それぞれ所掌事務に応じ次に掲げる措置をとるよう指導します。

(1) 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応策

ア 警戒宣言が発せられた場合の措置

必要に応じ関係行政機関と協議し、強化地域内の金融機関または金融機関団体に対し、状況に応じ適切な措置を講ずるよう要請します。

強化地域内の金融機関が窓口営業を必要最小限の業務に限定し、あるいは金融機関店舗の立地条件、事態の推移等により当該営業を停止せざるを得ない状況となったときは、関係行政機関と協議のうえ、これに伴う所要の措置を講じます。

強化地域内の手形交換所において交換事務を中断し、または取止めざるを得ないときは、関係行政機関等と協議のうえ、状況に応じ決済時間変更、決済繰延べ等の措置を講ずるよう要請するほか、これに伴う所要の措置を講じます。

強化地域外においては、関係行政機関と協議のうえ、強化地域内における金融機関店舗に対する為替の取組および手形の取立の停止等適切な措置を講ずるよう要請します。

イ 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたときは、関係行政機関と協議の上、金融機関が可及的すみやかに平常業務を行いうるよう、必要な措置を講じます。

(2) 強化地域外に営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応

ア 原則として平常どおり営業を行います。

イ 強化地域内にある営業所あての内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止します。

なお、この旨を店頭に提示し、協力を求めます。

(3) 営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行います。

2 日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店

(1) 強化地域内に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発令された場合、郵便局における業務の取扱いを停止します。ただし、市民の日常生活に極力支障を及ぼさないよう、必要な範囲内で、郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行います。

また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取扱いを行います。

なお、警戒宣言が解除された場合または地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開します。

(2) 強化地域外に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発令された場合も、強化地域外に所在する郵便局の業務の取扱いは、平常どおりとします。

第2-2 企業等の措置

1 警戒宣言が発令された場合の企業等の対応

(1) 防火管理者、保安管理者等を中心に、地震災害を防止しまたは被害を軽減するための体制を確立します。

(2) テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達します。

(3) 地震防災応急計画または防火管理上必要な消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止しまたは軽減するため、次の措置を講じます。

ア 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止します。

イ 建物の防火上または避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。

ウ 薬品類、危険物等の流出、漏えい防止を行います。

エ 商品、事務機器等の転倒及び窓ガラス等の落下防止を行います。

(4) 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。

(5) 飲料水、食料及び生活必需物資等を確保します。

(6) その他必要と思われる措置を講じます。

2 企業等の従業員の帰宅措置

一般の企業等においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上、時差退社をさせます。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩または自転車によるものとし、できるだけ交通機関を利用しないものとします。

また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるため、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については企業等において適切な措置を講じます。

第 8 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

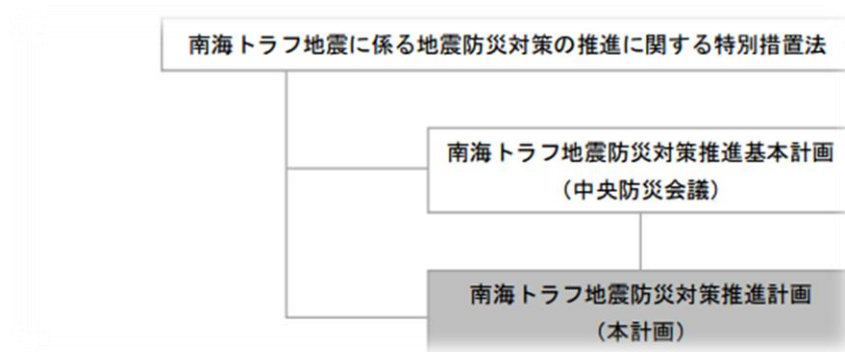
第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものです。

■ 推進計画の位置づけ

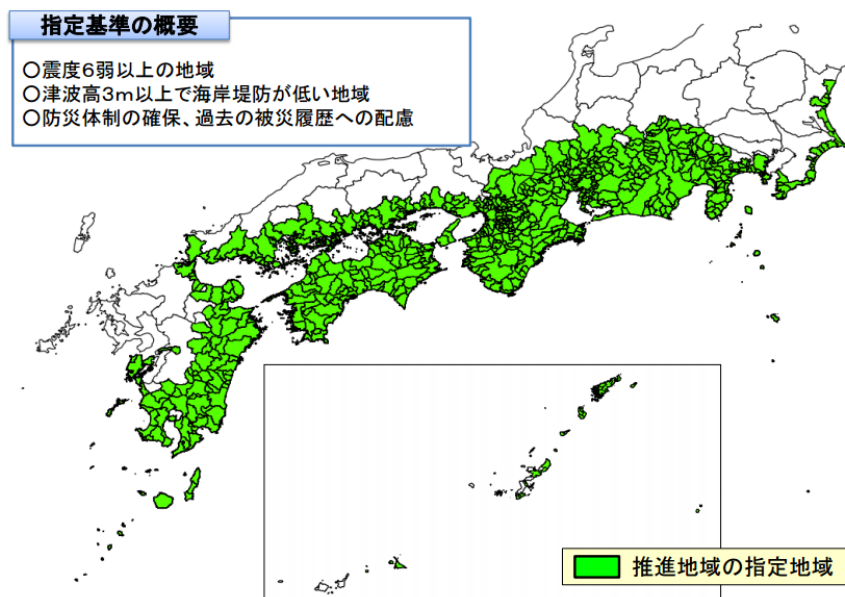


第3 地域指定

本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されています。

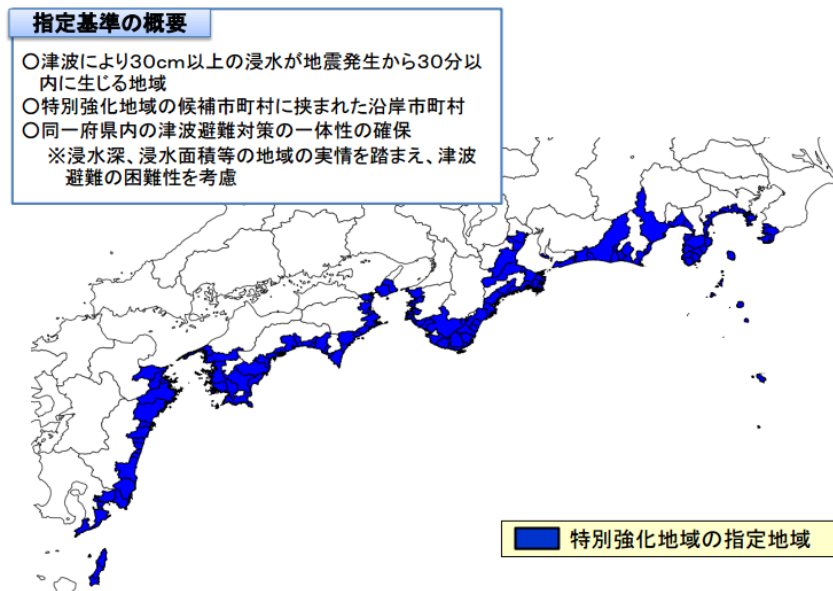
県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に13市町が指定されています。

■ 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（出典 内閣府資料）



※県内の指定市町：横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（27市町）

■ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定（出典 内閣府資料）



第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成24年8月に発表された本市に係る被害想定及び平成27年3月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。

1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる被害想定

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)
6弱	5m	26分	20ha

2 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による被害想定

「第1章 地震災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定」参照

第5 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割」を準用します。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、「第4章 平常時の対策 第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。

2 人員の配置

市は、人員に不足が生じる場合は、人員の配備状況を県に報告するとともに、県等に応援を要請します。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、茅ヶ崎市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材について計画的に点検、整備、配備等行うこととします。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めることとします。

第2 他機関に対する応援要請

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、「第4章 平常時の対策 第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「第4章 平常時の対策 第7節 帰宅困難者対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第7節 帰宅困難者対策」を準用します。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「第4章 平常時の対策 第5節 津波対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第7節 津波対策」を準用します。

第2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達については、「第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実」、「第4章 平常時の対策 第5節 津波対策」、「第5章 災害時の応急対策活動 第2節 災害情報の受伝達」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第7節 津波対策」を準用します。

第3 避難指示等の発令

避難指示等の発令については、「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。

第4 避難対策等

避難対策については、「第4章 平常時の対策 第6節 避難対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。

第5 消防機関等の活動

津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関の活動については、「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。

第6 水道、電気、ガス、通信関係

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第4章 平常時の対策 第14節 ライフライン等の応急復旧対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動」を準用します。

第7 交通

1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策」を準用します。

2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第5章 災害時の応急対策活動 第15節 警備・救助対策」を準用します。

3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第4章 平常時の対策 第14節 ライフライン等の応急復旧対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動」を準用します。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。

第9 迅速な救助

消防機関等による被災者の救助・救急活動については、「第4章 災害時の応急対策活動 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実」、「第4章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援体制の充実強化」、「第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動」を準用します。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

「第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物などの防災対策」を準用します。

第2 避難場所の整備

「第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保」を準用します。

第3 避難経路の整備

「第3章 災害に強いまちづくり 第2節 道路・橋りょう・下水道の整備」を準用します。

第4 土砂災害防止施設

「第3章 災害に強いまちづくり 第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策」を準用します。

第5 津波防護施設

「第4章 平常時の対策 第5節 津波対策」を準用します。

第6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

「第4章 平常時の対策 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実」を準用します。

第7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

「第3章 災害に強いまちづくり 第2節 道路・橋りょう・下水道の整備」を準用します。

第8 通信施設の整備

「第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実」を準用します。

第5節 防災訓練計画

地震防災対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として市及び防災関係機関が実施する防災訓練については、「第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施」を準用します。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報については、「第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発」を準用します。

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（修正素案）

平成30年（2018年）11月発行 100部作成

発行 茅ヶ崎市防災会議

編集 市民安全部防災対策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

